

規制改革実施計画 (案)

令和 4 年〇月〇日
閣 議 決 定

目 次

I 共通的事項	1
1. 本計画の目的.....	1
2. 本計画の基本的性格.....	1
3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方.....	1
4. 規制改革・行政改革ホットライン.....	2
5. 計画のフォローアップ.....	2
II 実施事項	3
1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し.....	3
(1) 目視に係る規制の見直し.....	3
(2) 実地監査に係る規制の見直し.....	3
(3) 定期検査・点検に係る規制の見直し.....	4
(4) 常駐・専任に係る規制の見直し.....	4
(5) 書面掲示に係る規制の見直し.....	5
(6) 対面講習に係る規制の見直し.....	5
(7) 往訪閲覧・縦覧に係る規制の見直し.....	6
(8) 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し.....	6
・行政手続デジタル化の基盤整備.....	6
・行政手続のオンライン化の推進.....	9
・行政の手続におけるキャッシュレス化の推進.....	14
・行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進.....	15
2. デジタル分野以外の横断的な取組.....	23
(1) 多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し.....	23
(2) ローカルルールの見直し.....	24
(3) 規制改革関連制度の連携.....	26
3. 国家戦略特区における取組.....	27
(1) スーパーシティ構想等の推進.....	27
(2) 新たに講ずべき具体的な施策.....	27
4. 企業単位の規制改革.....	27
(1) プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」.....	27
(2) グレーゾーン解消制度及び新事業特例制度.....	27
5. 個別分野の取組.....	28
<スタートアップ・イノベーション>.....	28
(1) スタートアップに関する規制・制度見直し.....	28

(2) イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し	30
(3) デジタル社会に対応したセキュリティトークン市場の環境整備	31
(4) デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	31
(5) MaaS推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びGTFSS-JPの普及・促進	32
(6) 電力データ活用による新たな付加価値創造	33
(7) イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現	33
(8) DXを通じたタクシーの利便性向上	33
(9) Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方	34
(10) 調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について	35
(11) 老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた規制改革の推進	36
(12) 美容師の養成の在り方	37
(13) ドローンを含む無人航空機の製造等に係る規制の合理化*	37
(14) 外国人エンジニアの就労円滑化によるイノベーションの促進*	38
(15) 高度人材ポイント制に係る特別加算の項目新設*	38
(16) 企業単位の規制改革の推進	38
<グリーン分野>	39
(1) リチウムイオン蓄電池や急速充電器の普及拡大に向けた消防法の見直し	39
(2) 路面太陽光発電を含めた道路・都市公園における再生可能エネルギー導入の促進	40
(3) バイオマス発電等の拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方	41
(4) 洋上風力発電等の導入拡大に向けた規制・制度の在り方	42
(5) 国や地方公共団体が所有する公共施設における再生可能エネルギーの推進	43
(6) グループ内外無差別的な電力取引の担保策等	45
(7) ディマンドレスポンス等の普及拡大に向けた制度見直し	46
(8) 地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大に向けた規制・制度の在り方	48
(9) 電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し	49
(10) 住宅・建築物分野におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方	50
(11) その他	51
<デジタル基盤>	53
(1) 社会のデジタル化の基盤整備	53
(2) 司法手続におけるデジタル化の推進	56
<人への投資>	60
(1) 個に応じた学びを大切にする、社会に開かれた初等・中等教育	60
(2) グローバルなイノベーションを育む高等教育	64
(3) 柔軟な働き方の実現に向けた各種制度の活用・見直し	67
(4) 個人の自律的・主体的なキャリア形成の促進	67
(5) 求人者と求職者のマッチングに資する取組	69
(6) 育児休業の取得促進	69
(7) 保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）	70

(8) 養育費の確保に向けた取組	71
(9) 放課後児童クラブにおける入所決定の在り方	72
(10) 看護系人材の活用による待機児童解消の促進*	72
(11) 柔軟な働き方を促進するための施策*	73
(12) 「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施*	73
(13) 障害者雇用に係る雇用率算定の特例*	73
<医療・介護・感染症対策>	74
(1) 新型コロナウイルス感染症に係る在宅での検査等の円滑化	74
(2) 医療DXの基盤整備（在宅での医療や健康管理の充実）	75
(3) 医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮	81
(4) 質の高い医療を支える先端的な医薬品・医療機器の開発の促進	84
(5) 利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築	86
(6) その他	89
・無医地区における巡回診療に係る負担軽減*	89
・サービス付き高齢者向け住宅における有資格者等の常駐要件の見直し【再掲】	89
<地域産業活性化>	90
(1) 個人事業主の事業承継時の手続簡素化	90
(2) 地方経済の課題解決や地方創生に資する民泊サービスの推進	90
(3) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	90
(4) 農地利用の最適化の推進	91
(5) 農業用施設の建設に係る規制の見直し	92
(6) 農地の違反転用等の課題	92
(7) トラクターの公道走行に係る手続の簡素化	93
(8) 牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革	94
(9) 畜舎に関する規制の見直し	95
(10) 林業の成長産業化に向けた改革の推進	95
(11) 改正漁業法の制度運用（資源管理）	97
(12) 漁業者の所得向上に向けた漁協のガバナンス強化	98
(13) 水産流通適正化法の制度運用等	99
(14) 企業の農地取得特例*	100
(15) 農地の適切な利用を促進するための施策*	100
(16) 土地利用の最適化を促進するための施策*	101
(17) 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁*	101

* … 国家戦略特区における取組

規制改革実施計画（案）

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この規制改革をより一層推進するため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」を常設の会議体として令和元年 10 月に設置して以降、規制改革推進会議においては、令和 2 年 7 月 2 日、令和 3 年 6 月 1 日に答申が提出されていたが、その後引き続き検討を行い、「規制改革推進に関する答申」（令和 4 年 5 月 27 日）が内閣総理大臣に提出された。

上記答申等を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

I 共通的事項

1. 本計画の目的

本計画は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）を推進することを目的とする。

2. 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革推進に関する答申」（令和 4 年 5 月 27 日）等により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトにした新しい資本主義の実現のためには、規制・制度を不断に見直していくことで、成長と分配の好循環の起爆剤となる「経済成長」を実現することが必要不可欠である。規制改革により、「人」への投資を促進するとともに、新たな成長産業を創出し、力強い成長を生み出すための規制改革を推進していく。

このため、本計画においては、「規制改革推進に関する答申」により示された規制改革事項に加え、デジタル臨時行政調査会、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タ

スクフォース等における取組及び国家戦略特別区域、規制のサンドボックス制度を活用した取組を一体的に取りまとめ、政府全体として強力に規制改革を推進していくこととしている。

具体的には、分野横断的な取組として、デジタル原則に照らした規制の横断的な見直し、地方の人手不足や「人」の活躍に資する資格要件の見直し、事業者等の負担軽減を図るためのローカルルールの見直し等を進める。

さらに、個別分野として、「スタートアップ・イノベーション」、「グリーン」、「デジタル基盤」、「人への投資」、「医療・介護・感染症対策」、「地域産業活性化」において重点的に規制改革を進めていく。

4. 規制改革・行政改革ホットライン

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民・企業等から寄せられる要望（各種手続の簡素化等を含む。）について、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」により受け付け、迅速に対応している。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国民・企業等からの要望を幅広く受け止め、その声を検討の俎上に乗せるための仕組みを引き続き活用することが重要である。

5. 計画のフォローアップ

内閣府を始めとする関係府省及び規制改革推進会議は、本計画に定められた事項の実施状況に関するフォローアップを行う。関係府省は、規制改革推進会議の求めに応じ、決定事項の実行に先立ち、その方針について、規制改革推進会議のレビューを受ける。また、内閣府及び規制改革推進会議は、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、フォローアップを行う。これらのフォローアップの状況については、令和4年度末時点で整理し、公表する。

II 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感できる社会の実現に向け、経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものに作り直していくため、デジタル原則に照らして国の規制・制度を横断的に見直す観点から、以下の事項について重点的に取り組む。

(1) 目視に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	目視規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年●月●日デジタル臨時行政調査会決定)に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる目視規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣官房 内閣府 警察庁 個人情報保護委員会 金融庁 デジタル庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 人事院

(2) 実地監査に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	実地監査規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる実地監査規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 警察庁 金融庁 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 原子力規制庁 人事院
3	電力・都市ガス・高圧ガスの分野における保安のテクノロジー化(スマート保安に向けた規制見直し)	経済産業省は、電力、都市ガス及び高圧ガスの分野において、テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者(以下「高度保安事業者」という。)については、行政の適切な監査・監督の下で、画一的な個別・事前規制から、事業者の保安力に応	措置済み	経済産業省

		じたリスクベースの柔軟な規制体系へ移行する。具体的には、高度保安事業者について、①許可・事前届出から事後届出・記録保存への変更、②自主検査への移行（類似の公的検査の廃止）、③検査手法や時期の柔軟化（定期検査から常時監視へなど）、④検査記録の提出義務の廃止（記録保存化）など、手続・検査に係る規制を見直す。これらの見直しについて、産業構造審議会での結論を踏まえ、令和4年の通常国会に関連法案を提出する。		
--	--	--	--	--

(3) 定期検査・点検に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	定期検査・点検規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる定期検査・点検規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 警察庁 個人情報保護委員会 金融庁 消費者庁 デジタル庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省 人事院

(4) 常駐・専任に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	常駐・専任規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる常駐・専任規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省
6	生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し	a 国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」を開催し、デジタル技術の活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにお	a：令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置 b：措置済み	国土交通省

		ける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。 b 国土交通省は、昨今のデジタル技術の利活用の進展を踏まえて、可能なものから早期に、技術者をどのように配置すべきかなどの配置・兼務に係る考え方及び営業所専任技術者・経營業務管理責任者等の一定の条件下でのテレワークによる職務従事が常勤・専任の要件を欠くものではないことを明確化し、周知するなどの対応を行う。		
7	サービス付き高齢者向け住宅における有資格者等の常駐要件の見直し	国土交通省及び厚生労働省は、原則として、夜間を除き、状況把握サービス及び生活相談サービスに従事する有資格者等に課された常駐要件について、入居者の安全・安心及び居住の安定を十分確保することを前提としつつ、デジタル技術活用などを踏まえた見直しの検討を行い、必要な措置を講ずる。	引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置	国土交通省 厚生労働省

(5) 書面掲示に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	書面掲示規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる書面掲示規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣官房 内閣府 公正取引委員会 警察庁 カジノ管理委員会 金融庁 消費者庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省 人事院

(6) 対面講習に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	対面講習規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる対面講習規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	警察庁 金融庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省

				経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省
--	--	--	--	--

(7) 往訪閲覧・縦覧に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	往訪閲覧・縦覧規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる往訪閲覧・縦覧規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 公正取引委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 デジタル庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省 人事院

(8) 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し

・ 行政手続デジタル化の基盤整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	共通基盤の整備	<p>a デジタル庁は、地方公共団体等が受け手となる手続に関して、厚生労働省と行っているマイナポータルやe-Govの活用拡大の検討を踏まえて、その他府省の所管手続にも活用されるよう、具体的内容等について情報提供した上でマイナポータルやe-Govの機能強化等を行う。</p> <p>b デジタル庁と総務省は、共同で各種公金に係る法令を所管する関係府省の参加を得て、地方公共団体の公金納付のデジタル化の在り方について検討を行う体制を立ち上げる。検討の場においては、各種公金に係る収納方法等の現況、法令を所管する各省庁におけるオンライン化の検討状況、マイナポータルを含む政府全体の行政手続オンライン化や公金取扱の動向、eLTAx経由の収納の対象税目の拡大の状況等を踏まえ、地方公共団体、公金を納付する事業者及びキャッシュレス事業者を含む民間事業者等の意見を聞</p>	<p>a：可能なものから速やかに措置</p> <p>b：令和4年度末までに結論を得ることを目指し、結論を得た論点から速やかに措置</p> <p>c：可能なものから順次措置</p> <p>d：令和4年度末までに結論を得た上で、可能なものから速やかに措置</p> <p>e：税務システム標準仕様書【第2.0版】公表後に措置、後段の技術的助言については措置済み</p>	<p>a：デジタル庁</p> <p>b：デジタル庁</p> <p>総務省</p> <p>検討結果を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずるのは全府省</p> <p>c：全府省</p> <p>d,e：総務省</p> <p>f：デジタル庁</p> <p>関連する手続を所管する府省</p>

	<p>きつつ、地方公共団体共通の仕組みの構築の可能性を含めて所要の制度的・システミック措置について検討し、公金納付のデジタル化の在り方について結論を得る。関係府省は、検討結果を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる。</p> <p>c 道路占用料など各種公金に係る法令を所管する関係府省は、デジタル庁及び総務省と連携をしつつ、上記検討会に主体的に参加する。あわせて、上記検討会における検討状況を踏まえ、デジタル庁及び総務省と連携・調整しつつ、納付件数や事業者等のニーズなどを勘案した優先順位付けや納付手続に関する地方公共団体の現状（関連する行政手続のオンライン化の状況を含む。）の把握、納付手続のデジタル化に向けた固有の課題等の整理、地方公共団体のBPR(Business Process Re-engineering)の支援等に関して、所管法令に係る公金納付のデジタル化に向けた必要な措置を講ずる。</p> <p>d 総務省は、令和4年3月に立ち上げた実務者検討会において、地方税の処分通知等（課税明細書等の添付書類を含む。）のデジタル化について、具体的な方策や今後のスケジュールを含めた検討を行い、その結果を踏まえ、可能なものから速やかに必要な措置を講ずる。</p> <p>e 総務省は、令和4年夏に策定予定の税務システム標準仕様書【第2.0版】公表後に、地方公共団体に対し、同仕様書に基づくシステムにおいては、【第1.0版】と同様に、納税者が必要とする課税明細書等の情報が容易に機械判読可能なデータで出力可能とされていることを周知する。また、標準準拠システム導入前の地方公共団体にも、課税明細書等の情報を容易に機械判読可能なデータ形式でシステムから出力できる場合には、データを積極的に提供するように、地方公共団体へ技術的助言を行う。</p> <p>f デジタル庁は、医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等について、優先的な取組としてマイナンバーを利用したデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。令和5年度までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、令和6年度にデジタル化を開始する。</p> <p>あわせて、関連する手続を所管する府省は、デジタル原則に則して、資格申請者・保有者の負担軽減や行政内部の効率化を図る観点から、デジタル化を前提としたBPRを</p>	<p>f：(前段)令和5年度までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、令和6年度にデジタル化を開始、(後段)可能なものから速やかに措置</p>	
--	---	---	--

		徹底する等、規制改革、行政改革、デジタル化を一体的に推進する。		
12	情報連携基盤の整備	<p>a 法務省は、デジタル庁と連携し、法令において登記事項証明書の添付が求められている全ての行政手続において、原則として登記事項証明書の添付を不要とすることができるよう、能動的に働きかけを行い、情報連携の促進に係る工程表を作成し、可及的速やかに登記事項証明書の添付省略を実現する。</p> <p>また、法務省は、商業・法人登記について、国の行政機関との間の全ての情報連携を無償化するとともに、独立行政法人及び地方公共団体との間の全ての情報連携についても無償化を進めることにより、デジタルで手続を完結させ、紙の登記事項証明書の添付省略を促進する。</p> <p>b 法務省は、デジタル庁を始めとする関係府省と連携し、戸籍謄抄本の添付を求める全ての行政手続において、原則として添付を不要とすることができるよう、必要な取組を行う。また、民民間手続を含め将来的な戸籍情報の利用の在り方について検討を行う等国民目線に立った利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。</p> <p>c 財務省は、行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組等の一環として検討を開始しているGビズIDとe-Taxとの連携について、デジタル庁と連携の上、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 各府省は、法人の電子認証について、GビズIDを原則とすること（法人の電子署名については商業登記電子証明書等を原則とすること）が政府の方針であること、また、デジタル原則に掲げられた共通基盤利用原則に則した見直しが必要であることを踏まえ、手続の性格、IDの統一による事業者の利便性向上への効果も勘案しつつ、金融庁における「金融庁電子申請・届出システム」等の事例も参考に、所管する手続におけるGビズIDの利用について必要な措置を講ずる。</p>	<p>a：可能な限り前倒しを図りつつ、可能なものから順次措置</p> <p>b：可能な限り前倒しを図りつつ、可能なものから順次措置</p> <p>c：令和4年度から取組を開始し、可能なものから順次措置</p> <p>d：速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置</p>	<p>a, b：デジタル庁 法務省 c：財務省 デジタル庁 d：全府省</p>
13	情報システム調達を通じたデジタル化の推進	<p>a デジタル庁は、官公庁における情報システムの疎結合化等を含めた調達単位の考え方、API（Application Programming Interface）の標準化及び整備基準等並びに、データの相互運用性を高めるルールについて、参考資料や関連ガイドラインの整備等を行うとともに、既に公開している「データを相互運用する体系（政府相互運用性フレームワーク（Government Interoperability Framework）」を含め統一的周知を行う。ガイドラインの整備に当たっては、後年度負担を含めた情報システムに係るトータルコストの低減と、品質、性能の確保を担保できるよう、十分な精査を行うものとする。また、各</p>	<p>a：速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置</p> <p>b：可能なものから順次措置</p>	<p>a：デジタル庁 総務省 公正取引委員会 b：全府省</p>

	<p>府省において統一的な運用がなされるよう、ベンダーロックインの回避に資するような仕様書・契約書のひな形等の作成・周知や、官公庁の情報システム調達時の判断に当たっての相談窓口を設置する等、必要な措置を講ずる。</p> <p>あわせて、デジタル庁は、地方公共団体においても、国と同様に、ベンダーロックインが回避されるよう、公正取引委員会の協力を得て、各府省に対して行う取組等を、総務省と連携して、地方公共団体に対して周知を行い、対策の徹底を図る。</p> <p>また、デジタル庁は、行政機関等における SaaS (Software as a Service) 等の利用を円滑にするため、SaaS等の利用を想定した調達、契約、支払等の在り方について検討を行う。</p> <p>b 各府省は、デジタル庁の取組も踏まえて、所管する情報システム等の整備・運用方針の見直しを徹底するとともに、地方公共団体が関係する手続においては、地方公共団体の内部手続のデジタル化も図られるようにする等、必要な措置を講ずる。</p>		
--	---	--	--

・ 行政手続のオンライン化の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	行政手続のオンライン化の推進	<p>a 各府省は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和7年までにオンライン化する方針が決定している約 12,000 種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。各府省における対応の進捗は、デジタル庁及び内閣府が実施する「行政手続等の棚卸」により、明らかにする。</p> <p>なお、地方公共団体と事業者の間の手続であって年間1万件以上の手続については、下記「No. 16 地方公共団体等と事業者の間の手続の標準化・デジタル化」に従い、オンライン化に取り組むものとする。</p> <p>あわせて、年間手続件数が10万件以上の行政手続等については、下記「No. 18 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進」に従い、オンライン化及びオンライン化後のオンライン利用促進の取組に向けた道筋を明らかにするものとする。</p> <p>b 国土交通省は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づき書面の提出を求める電線共同溝の占用許可申請について、オンライン化するととも</p>	<p>a：可能な限り前倒しを図りつつ、令和7年までに措置 b：（オンライン化）措置済み、（標準化）令和3年度末に実施した調査を踏まえ、進捗状況を速やかに把握した上で、可能なものから順次措置 c：令和4年度末までに結論を得て、可能なものから順次措置 d：令和4年度から取組を開始し、可能なものから順次措置 e：可能な限り速やかに措置 f：速やかに措置</p>	<p>a, f：全府省 b：国土交通省 c：厚生労働省 d：環境省 e：経済産業省</p>

		<p>に、標準様式の普及を図る。標準様式の普及を図るに当たっては、各道路管理者における標準様式の活用状況を調査し、標準化の進捗状況を速やかに把握するとともに、標準様式の利用が徹底されるよう必要な措置を講ずる。</p> <p>c 厚生労働省は、健康保険組合における請求書及び領収書等の電磁的記録による保存について、適確かつ速やかに普及が図られるよう、健康保険組合の業務の見直しや体制整備も含め検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 環境省は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき地方公共団体へ産業廃棄物関係申請・届出等の書面の提出を求める手続について、国による一元的なプラットフォームの整備及び地方公共団体向け標準仕様書の策定等の実現に向け、必要な取組を開始する。その際には、事業者目線で手続・運用の標準化に取り組み、事業者にとって利便性が高い U I ・ U X（User Interface・User Experience）を実現するとともに、手続面におけるローカルルール廃止が現場レベルで徹底されるよう取り組む。また、マイナンバーカードや G ビズ I D の活用、各種証明書の添付省略等のワンストップ、地方公共団体内部の業務のデジタル化が図られるよう取り組む。</p> <p>e 経済産業省は、所管する補助金等に係る手続において、書面・押印を求められているとの国民・事業者からの意見が散見されるところ、法令等に基づかない手続も含めて速やかに必要な点検を行い、所管する行政手続における書面・押印見直しを徹底する。</p> <p>f 法令等に基づかない手続や、地方公共団体や独立行政法人等が受け手となる行政手続における窓口等の現場では慣行的に押印が求められているとの意見が散見されることを踏まえ、各府省は、所管する行政手続について、意見を捉え適宜、国における押印見直しの趣旨が現場レベルでも徹底されるよう必要な措置を講ずる。</p>		
15	性質上オンライン化が適当でないとした手続の検証	<p>a デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行えることの普及啓発を図るとともに、総務省は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく転入届及び転居届について、マイナポータルからのオンラインでの転出届・転入予約の実施状況や「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」での議論を踏まえ、オンライン化について検討を深める。</p> <p>b 厚生労働省は、デジタル完結・自動化原則を始めとするデジタル原則及び諸外国における取組状況や、失業者に対する再就職支援</p>	<p>a：（オンラインでの転出届・転入予約が可能であることの普及啓発）速やかに措置、（検討会の議論を踏まえた検討）速やかに検討を開始</p> <p>b：（前段）令和 4 年中の可能な限り早期に検討を開始し、1 年を目途に結論を得る、（後</p>	<p>a：デジタル庁 総務省 b：厚生労働省 c：全府省</p>

		<p>の効果的な実施の必要性を十分に踏まえ、失業認定関連手続を含む雇用保険の受給関連手続の在り方について、デジタル技術を活用した行政サービスの見直しに知見のある者の意見も得ながら検討する場を速やかに立ち上げるとともに、客観的なデータ等に基づき、対応の方向性の検討を行い、1年を目途に結論を得る。</p> <p>あわせて、市町村取次の対象者等の公共職業安定所への出頭が大きな負担となっている者については、上記検討の結論を待たず、速やかに負担軽減のための必要な対応を検討し、可能なものから順次措置する。</p> <p>c 各府省は、性質上オンライン化が適当でないとする約400種類の手続について、デジタル原則を踏まえて、適合性の点検及び見直しを行うとともに、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討する。</p> <p>あわせて、性質上オンライン化が適当でないとする手続のうち、年間の手続件数が1万件以上であるものについて、利用者等の意見やその他の社会的ニーズを把握した上で、今後の取組方針を公表する。</p>	<p>段) 令和4年度中に検討・結論、可能なものから順次措置</p> <p>c: (前段) 速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置、(後段) 令和4年中に措置</p>	
16	地方公共団体等と事業者の間の手続の標準化・デジタル化	<p>a 規制所管府省は、令和3年6月の規制改革実施計画に列記された手続を始めとした以下の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ、デジタル化を行う。その際には、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応の実現に向けて、手続の標準化や業務の見直しに取り組むなど、デジタル原則にのっとり、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><取組対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)関係手続(内閣府) ・警察関係手続(警察庁) ・消防法令における各種手続(講習のオンライン化含む)(総務省) ・社会保障等に係る資格における手続(デジタル庁、財務省、厚生労働省) ・経営革新計画の申請等手続(経済産業省) ・建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築設備及び昇降機等の定期検査の結果報告(国土交通省) <p>b 規制所管府省は、地方公共団体等と事業者の間の手続のうち、以下の取組対象手続について、可能な限り前倒しを図りつつ、遅くとも、それぞれの手続欄に掲げる期限までに、プラットフォームを整備(e-Govやマイナポータル等の既存のオンラインプラットフォームの活用を含む)の上、デジタル化に取り組む。その際には、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応の実現</p>	<p>a: 可能なものから順次措置</p> <p>b: 可能なものから順次措置</p> <p>c: 速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置</p> <p>d: 可能なものから順次措置</p>	<p>a: 内閣府 警察庁 総務省 デジタル庁 財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省</p> <p>b: 厚生労働省 国土交通省 環境省</p> <p>c: 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省</p> <p>d: 総務省</p>

	<p>に向けて、手続の標準化や業務の見直しに取り組むなど、デジタル原則にのっとり、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><取組対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関の変更の届出（令和5年4月）（厚生労働省） ・医療法人の事業報告書等の届出（令和4年4月）（厚生労働省） ・業務に従事する歯科技工士の届出（令和6年度）（厚生労働省） ・薬局開設者による薬局に関する情報の提供等及び情報の変更の提供等（厚生労働省）（令和6年1月） ・宅地建物取引業の免許の変更、更新等（令和6年）（国土交通省） ・河川の利用等に関する手続（令和5年3月）（国土交通省） ・要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練結果の報告（令和5年3月）（国土交通省） ・土地形質の変更の届出（令和7年4月）（環境省） ・特定粉じん排出等作業の実施の届出（令和7年4月）（環境省） <p>c 規制所管府省は、地方公共団体等と事業者の間の手続のうち、当面の規制改革の実施事項（令和3年12月）の段階では、今後の具体的な方針が示せなかった各手続について、デジタル庁、地方公共団体その他の関係者と協議しつつ、デジタル化に向け取り組む。その際には、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応の実現に向けて、手続の標準化や業務の見直しに取り組むなど、デジタル原則にのっとり、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><取組対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省は、地方公共団体等と事業者の間の手続であって次に掲げる手続（1万件以上のもの）について、e-Govやマイナポータル等の活用を含むオンライン化の方針についてのデジタル庁との協議が調い次第、各手続についてデジタル化に向けた具体的検討を行った上で、必要な措置を講ずる。 <p>指定障害福祉サービス事業者の指定の申請等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号））（厚生労働省）</p> <p>指定障害児通所支援事業者の変更の申請等（児童福祉法（昭和22年法律第164号））（厚生労働省）</p> <p>店舗販売業の許可の申請等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以</p>	
--	--	--

	<p>下「医薬品医療機器等法」という。)) (厚生労働省)</p> <p>医療保護入院者の病状の報告 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)) (厚生労働省)</p> <p>麻薬小売業者が行う定期届出 (麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 28 年法律第 14 号)) (厚生労働省)</p> <p>沖縄精神障害者特別措置医療費の支払請求 (沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令 (昭和 47 年政令第 108 号)) (厚生労働省)</p> <p>美容所開設の届出 (美容師法 (昭和 32 年法律第 163 号)) (厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省は、保安係員の選任・解任の届出等 (高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号)) について、令和 3 年度に行った委託調査の結果を基に各手続についてデジタル化に向けた具体的検討や実証を行った上で、必要な措置を講ずる。 ・ 国土交通省は、土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の (変更) 届出 (国土利用計画法 (昭和 49 年法律第 92 号)) について、令和 3 年度に把握した地方公共団体の届出業務の電子化の状況・実態を踏まえ、引き続き地方公共団体に対して必要な調査・照会を行った上で、速やかに関係団体の意見を聴取の上、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的検討を行い、必要な措置を講ずる。 ・ 国土交通省は、開発許可申請 (都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号))、景観計画区域内における行為の届出 (景観法 (平成 16 年法律第 110 号)) について、速やかに地方公共団体に対して必要な調査・照会を行った上で、課題を分析し、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的検討を行い、必要な措置を講ずる。 ・ 環境省は、高濃度ポリ塩化ビフェニル・低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管等の届出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成 13 年法律第 65 号)) について、令和 3 年度に実施した調査結果を踏まえ、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的検討を行い、必要な措置を講ずる。 <p>d 総務省は、地方公共団体の入札参加資格審査申請から見積書の提出、契約の締結や請求書の提出までの調達に関する一連の手続が地方公共団体ごとに異なっていることが地域をまたいで活動する事業者等に大きな負担となっており、この一連の手続 (地方公共団体側のものを含む。) を標準化・デジタル化すべきとの意見を踏まえ、地方公共団体、</p>		
--	---	--	--

		<p>デジタル庁等の意見も聞きつつ、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用及び電子申請システムへの反映、見積書や請求書等の支出根拠書類の押印見直しについて促す（措置済み）。 ・地方公共団体の調達に関する一連の手続については、令和4年上期の標準項目等の活用状況に係るフォローアップ調査において、当該手続の電子化・オンライン化に係る地方公共団体の意見や実態を把握しつつ、事業者の意見も把握し、当該手続の電子化・オンライン化を更に進める方策について検討を行い、速やかに結論を得る。 		
--	--	---	--	--

・行政の手続におけるキャッシュレス化の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
17	行政の手続におけるキャッシュレス化の推進	<p>a 警察庁は、交通反則金の納付に係るインターネットバンキングやATMからの交通反則金専用口座への振込等による納付について、秋田県及び島根県において開始された試行的実施状況の検証や納付方法の更なる多様化に向けた検討の状況を踏まえ、全国的な導入を進める。</p> <p>b 法務省は、法務局において支払う手数料等について、窓口でキャッシュレス納付が可能となるよう措置する。</p> <p>c 特許庁は、特許料等の納付について、オンライン申請に限定されているクレジットカードによる納付を、令和4年4月から窓口でも利用可能とするなど、キャッシュレス納付を推進する。</p> <p>d 国土交通省は、運輸支局等において納付する自動車検査登録手数料及び自動車重量税について、事前にクレジットカードを登録しておくことによる一括決済を導入する。</p> <p>e 各府省は、支払件数が1万件以上の手続等について、取組方針を明らかにした上で、オンライン納付に取り組む。</p> <p>f 各府省は、上記の他①又は②に該当する手続等のうち、窓口支払件数が1万件以上のもの（それと同一の窓口で行われる手続等を含む。）について、取組方針を明らかにした上で、現金又はキャッシュレス納付に取り組む。</p> <p>①オンライン納付に対応せず、窓口支払に限られる手続等</p> <p>②オンライン納付に対応していても、窓口支払が多く残ると見込まれる手続等</p> <p>g デジタル庁及び各府省は、国の行政の手続における手数料等のキャッシュレス納付（オンライン納付又は窓口で行われるキャッシュレス納付）が幅広く可能となるよう、</p>	<p>a：令和4年度以降可能なものから順次措置</p> <p>b：可能なものから速やかに措置</p> <p>c：措置済み</p> <p>d：令和4年度措置</p> <p>e, f：令和4年度中に取組方針を明らかにした上で、gにおける検討も踏まえ、可能なものから速やかに措置</p> <p>g：（前段）令和4年度以降順次措置、（後段）手数料負担の在り方については令和4年度検討開始、システムの在り方等については引き続き検討の上、令和4年度中に一定の結論を得る</p>	<p>a：警察庁</p> <p>b：法務省</p> <p>c：特許庁</p> <p>d：国土交通省</p> <p>e, f, g（前段）：全府省</p> <p>g（後段）：デジタル庁</p>

	<p>情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和4年法律第39号）に基づく政省令の制定や運用指針の策定のほか、制度の周知・広報等、円滑な制度の導入に向けた措置を講ずる。また、デジタル庁は、各府省と連携し、キャッシュレス納付の利用に伴う手数料負担の在り方について検討を行うとともに、各府省におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、既存の共通基盤の活用を含めたシステムの在り方や当該システム整備に係る予算措置の要否について検討する等の必要な措置を講ずる。</p>		
--	---	--	--

・ 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進	<p>a 各府省は、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を開始している以下の93事業（年間手続件数が10万件以上の行政手続：245種類を含む）について、デジタル原則や会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進するとともに、エンドツーエンドでのサービスのデジタル完結に向けた取組の更なる拡充・加速を図る。</p> <p><取組対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出（内閣府） ・ 教育・保育給付制度（内閣府） ・ 道路使用許可の申請（警察庁） ・ 自動車の保管場所証明の申請（警察庁） ・ 免許証の再交付の申請（警察庁） ・ 遺失した旨の届出（警察庁） ・ 施設占有者からの物件の提出の際の提出書の提出（警察庁） ・ 遊技機の増設、交替その他の変更（警察庁） ・ 安全運転管理者等の選任又は解任の届出（警察庁） ・ 通行禁止道路の通行許可の申請（警察庁） ・ 積載重量等の制限外許可申請（警察庁） ・ 軽自動車の保管場所の届出（警察庁） ・ 免許の申請（警察庁） ・ 免許の取消しの申請（警察庁） ・ 運転経歴証明書の交付の申請（警察庁） ・ 国外運転免許証の交付の申請（警察庁） ・ 役員又は主要株主の売買報告書の提出（金融庁） ・ 少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出（金融庁） ・ 電子入札、電子契約（デジタル庁） ・ 法人住民税・法人事業税関連手続（総務省） ・ 自動車税関連手続（総務省） 	<p>a：引き続き措置 b：可能な限り前倒しを図りつつ、可能なものから順次措置 c：速やかに検討を深化・精緻化し、遅くとも令和7年度までに措置 d：速やかに検討を行い、令和4年度中に一定の結論を得た上で、可能なものから順次措置 e：引き続き検討を行い、可能なものから順次措置 f：引き続き検討を行い、可能なものから順次措置 g：速やかに措置 h：令和4年中の可能な限り早期に取組を開始、可能なものから順次措置 i：(1)速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置、 (2)可能なものから順次措置、 (3)可能なものから順次措置、 (4)可能なものから順次措置、 (5)「行政相談委員ウェブサイト</p>	<p>a：内閣府 警察庁 金融庁 デジタル庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 b～d：法務省 e：外務省 f：厚生労働省 g, h：環境省 i：内閣府 デジタル庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・家計調査オンライン調査システム（総務省） ・経済構造実態調査オンライン調査システム（総務省） ・火災予防分野の各種手続における電子申請等の導入（総務省） ・労働力調査オンライン調査システム（総務省） ・地方税ポータルシステム（e L T A X）（総務省） ・在留申請関連手続（法務省） ・商業・法人登記関連手続（法務省） ・不動産登記関連手続（法務省） ・中長期在留者及び所属機関等による届出手続（法務省） ・成年後見登記（法務省） ・戸籍関連手続（法務省） ・上陸申請手続（法務省） ・動産・債権譲渡登記事項概要証明書等の交付請求（法務省） ・在留届の各種届出（新規/変更/帰国、出国）（外務省） ・旅券発給申請手続（外務省） ・国税申告手続等（財務省） ・国税納付手続等（財務省） ・外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請（財務省） ・外国貨物の蔵入れ、移入れ、展示等及び総保入れの承認（財務省） ・船用品又は機用品の積込みに関する手続（財務省） ・銀行等を経由する支払等の報告（財務省） ・就学支援金受給資格認定の申請（文部科学省） ・保護者等収入状況の届出（文部科学省） ・厚生年金保険関連手続（厚生労働省） ・雇用保険関連手続（厚生労働省） ・職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に基づく求人の申込み（厚生労働省） ・職業安定法に基づく求職の申込み（厚生労働省） ・職業安定法に基づく採否結果の通知（厚生労働省） ・食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可の申請等（厚生労働省） ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）関連手続（厚生労働省） ・労働保険関連手続（厚生労働省） ・労災保険特別加入関連手続（厚生労働省） ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に基づく労働基準監督署への報告（厚生労働省） ・労働安全衛生法に基づく免許試験の受験 	<p>ト」の整備）速やかに措置、</p> <p>（オンライン利用率の引上げに向けた検討）令和 5 年上期の可能な限り早期に取組を開始、</p> <p>（⑥）可能なものから順次措置、</p> <p>（⑦）令和 6 年度の経済センサス-基礎調査実施までに、可能なものから順次措置、</p> <p>（⑧）令和 4 年中の可能な限り早期に取組を開始、</p> <p>（⑨）可能なものから順次措置、</p> <p>（⑩）遅くとも令和 6 年度までに申請届出のオンライン化を実現、デジタル完結について引き続き検討を行い、可能なものから順次措置、</p> <p>（⑪）可能なものから順次措置、</p> <p>（⑫）引き続き検討を行い、可能なものから順次措置、</p> <p>（⑬）（オンライン利用率を引き上げる取組）令和 4 年中の可能な限り早期に取組を開始、（国家資格等の情報連携に関するシステムとの連携）可能なものから順次措置、</p> <p>（⑭）可能なものから順次措置、</p> <p>（⑮）可能なものから順次措置、</p> <p>（⑯）令和 4 年上期の可能な限り早期に取組を開始</p>	
--	--	--	--

		<p>手続関係（厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人雇用状況届出システムに届け出る外国人雇用状況届出（厚生労働省） ・ 高齢者の雇用状況等の定期報告（厚生労働省） ・ 対象障害者の雇用に関する状況の報告（厚生労働省） ・ 建設業退職金共済手帳の請求（手帳申込）手続（厚生労働省） ・ 保険医療機関等の申請手続等事業（厚生労働省） ・ 国民年金・厚生年金保険等関連手続（個人からの提出手続）（厚生労働省） ・ 病院報告の提出（厚生労働省） ・ 毎月勤労統計調査（厚生労働省） ・ 農林水産省所管の全行政手続（共通申請サービス（eMAFF））（農林水産省） ・ 経営力向上計画の申請等（経済産業省） ・ 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済（経済産業省） ・ 経済産業省生産動態統計調査（経済産業省） ・ 再生可能エネルギー発電事業計画認定申請（経済産業省） ・ 商業動態統計調査（経済産業省） ・ 情報処理技術者試験（経済産業省） ・ 電気計器の検定関連手続（経済産業省） ・ 特許出願等手続（経済産業省） ・ 建設業の許可、経営事項審査に係る手続（国土交通省） ・ 自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録（国土交通省） ・ 建築基準法に基づく建築確認申請、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定申請のオンライン化（国土交通省） ・ 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出（国土交通省） ・ 対象建設工事の届出（国土交通省） ・ 保障契約情報の事前通報（国土交通省） ・ 雇入契約成立等の届出（国土交通省） ・ 係留施設使用許可申請及び入出港届（国土交通省） ・ 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）及び港則法（昭和23年法律第174号）関連手続（国土交通省） ・ 操縦免許証の有効期間の更新（国土交通省） ・ 自動車損害賠償責任保険証明書の提示（国土交通省） ・ 自動車輸送統計調査（国土交通省） ・ 自動車の予備検査（国土交通省） ・ 検査対象軽自動車の継続検査・新規検査・記載事項変更（国土交通省） ・ 検査対象外軽自動車の使用の届出等（国土 		
--	--	--	--	--

		<p>交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の入居申請等（国土交通省） ・ 長期優良住宅建築等計画の認定（国土交通省） ・ 産業廃棄物のマニフェスト制度（環境省） ・ 犬と猫のマイクロチップ情報登録（環境省） ・ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に基づく療養手当等の請求（環境省） ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく手続（環境省） <p>b 法務省は、戸籍謄抄本の申請手続におけるオンライン利用率引上げの取組を進めるに当たり、オンラインによる士業者からの職務上請求を導入することができるよう、市区町村、関係府省、士業団体等の関係者の意見を聴き、できるだけ速やかに結論を得る。職務上請求以外の代理請求・第三者請求については、オンライン申請の仕組みの構築や普及促進に向けて、請求者が権限を有していること等を確認する必要がある等の課題に対して、速やかに対応策を講ずる。</p> <p>c 法務省は、登記・供託オンライン申請システムについて、利用時間の24時間対応に向け、ニーズや費用対効果を踏まえた検討を深化・精緻化し、遅くとも令和7年度までに利用時間の拡大及びシステム利用者の利便性向上に向けて必要な措置を講ずる。また、利用者の利便性向上によるオンライン利用率の引上げに当たっては、利用者が十分な予見可能性をもって登記・供託オンライン申請システムを利用できるよう、システムの改修や保全に係る期間・頻度・方法等について、取り扱う手続の経済取引慣行など利用者のニーズを十分に踏まえたものとする。</p> <p>d 法務省は、商業登記・不動産登記に係る手続について、司法書士等による代理手続が多いこと、所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）により、税理士法（昭和26年法律第237号）において、税理士は電子申告の積極的な利用等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定が創設されたことを踏まえ、デジタル化を抜本的に進める上で司法書士等の果たすべき役割について速やかに検討を行い、令和4年度中に一定の結論を得た上で、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>e 外務省は、旅券申請者の利便性向上等を図るため希望者に対して出頭を求めることなく配送によって旅券を交付することについて、令和6年度の次世代旅券・集中作成方</p>		
--	--	---	--	--

式の導入を踏まえ、マイナンバーカードを活用した本人確認等による安全かつ確実な交付のためのシステム構築・制度設計に向け、配送のための費用負担の在り方を含め、検討を加速化させ、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

f 厚生労働省は、社会保険に係る手続について、社会保険労務士による代理手続が多いこと及びより多くの社会保険労務士による電子申請の活用と電子申請における課題の提示が行政手続のデジタル化を抜本的に進める上で社会保険労務士の果たすべき役割であると整理したことを踏まえ、引き続き、全国社会保険労務士会連合会と連携して、電子申請の課題の把握等を行うとともに、オンライン利用率の大胆な引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

g 環境省は、電子マニフェストが排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者全てが使用することで機能する制度であることを踏まえ、原則として全ての事業者の使用を義務付けることを含め、範囲の段階的な拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。

あわせて、小型家電等に含まれる貴重な資源の回収・再利用の促進及び中小企業・小規模事業者の電子マニフェストの利用促進の観点から、宅配便を活用した小口回収等について、関係者と連携して速やかに検討を行い、電子マニフェスト利用による資源回収・再利用の推進に資する施策について、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

h 環境省は、主体的にデジタル庁と連携の上、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく手続について、国による一元的なプラットフォームの実現に向け、必要な取組を開始する。その際にはデジタル原則に則し、利用者目線で手続・運用の標準化に取り組み、民間アプリとの連携を含めて利用者にとって利便性が高いUI・UXを実現するとともに、手続面における不要なローカルルールの廃止が徹底されるよう取り組む。また、マイナンバーカードやGビズIDの活用、各種証明書の添付省略等のワンスオンリー、手数料等の支払のキャッシュレス化、地方公共団体内部の業務のデジタル化が図られるよう取り組むとともに、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発・構築の状況を踏まえつつ、狩猟免許のデジタル化の実現等を検討し、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

i 各府省は、現時点でオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を行うことが困難としている手続及びオンライン利用率引上げの基本計画が策定されていない手続 118 種類

	<p>について、以下①から⑧までの取組を行う。</p> <p>①内閣府は、主体的にデジタル庁、総務省等の関係府省と連携の上、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）の改正により、令和4年6月から添付書類の見直しや現況届の一律の届出義務を見直し、原則不要とするとともに児童手当の認定の請求等のオンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>②デジタル庁は、財務省その他の関係府省と連携し、納入者からの納入告知書等の受領のオンライン化も含め、国における会計・契約・調達等のデジタル完結及びオンライン利用の促進に向け、必要な検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>③総務省は、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発・構築の状況を踏まえつつ、危険物取扱者免状のデジタル化の実現等を検討し、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>④総務省は、住民票の写し等の交付請求及び戸籍の附票の写しの交付請求について、住民等の利便性向上等の観点から行政機関間の情報連携の促進、コンビニ交付の普及等に取り組むとともに、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化に係る全国の市町村の移行状況を踏まえつつ、オンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>⑤総務省は、行政相談の申出について、現在整備中の「行政相談委員ウェブサイト」の活用を促進するとともに、その状況を踏まえ、オンライン利用率の引上げに向け、具体的な検討を行う。</p> <p>⑥総務省は、行政文書の開示請求について、内閣府及びデジタル庁における行政文書の電子的管理の検討状況を踏まえ、情報公開業務のプロセス全体が効率化されるよう留意しつつ、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。あわせて、各府省と連携して、手数料のキャッシュレス化を推進する。</p> <p>⑦総務省は、経済センサス-基礎調査について、統計委員会での審議を踏まえつつ、オンライン利用率の引上げに向けた具体的手法を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>⑧法務省及び厚生労働省は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく監査報告書の提出及び技能実習計画の認定申請について、令和3年度末で完了した調査</p>		
--	--	--	--

	<p>研究の結果を踏まえ、オンライン化及びオンライン利用率の引上げについて、速やかに検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>⑨外務省は、在外公館における査証の発給申請について、国際的な人の往来の再開状況を踏まえつつ、オンライン化及びオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。</p> <p>⑩財務省は、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）における被扶養者に係る届出等について、デジタル庁と主体的に連携した上で、e-Gov 電子申請サービス及び今後整備予定の e-Gov 審査支援サービスを活用したオンライン化について検討を進め、遅くとも令和 6 年度までに申請届出のオンライン化を実現するとともに、共済組合の内部手続も含めた共済手続のデジタル完結について引き続き検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。なお、取組を進めるに当たっては、経済産業省において、中小企業基盤整備機構が行う「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済」で抜本的な BPR とデジタル化が進められていることを参考とする。</p> <p>⑪文部科学省は、私立学校教職員共済における標準報酬月額等の届出等について、令和 3 年に立ち上げた「私学共済制度の在り方等に関する調査研究協力者会議」において、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け主体的な検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。なお、取組を進めるに当たっては、経済産業省において、中小企業基盤整備機構が行う「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済」で抜本的な BPR とデジタル化が進められていることを参考とする。</p> <p>⑫厚生労働省は、次に掲げる手続について、デジタル庁と検討・整理を行っている地方公共団体や独立行政法人等が受け手となる手続におけるマイナポータルや e-Gov の活用拡大についての方針が調い次第、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p><取組対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）及び児童福祉法における支給認定の申請 ・ 結核患者の入院等の届出 ・ 犬の登録の申請・登録・鑑札の交付 ・ 埋葬、火葬又は改葬の許可の申請 ・ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）における各種届出 		
--	---	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠の届出 ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における手続 ・ 身体障害者手帳の交付の申請 ・ 自立支援医療費の支給認定の申請 ・ 特別児童扶養手当の所得状況届 ・ 特別障害者手当の所得状況届 ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）における手続 ・ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)における資格喪失の届出等 ・ 中小企業退職金共済における掛金月額の変更申込み等 ・ 生活保護における生計状況の変動等の届出等 ・ 麻薬及び向精神薬取締法における免許証の返納 ・ 企業年金連合会が支給する老齢年金給付等を受ける権利の請求及び当該老齢年金給付等の受給者に係る住所変更届 <p>⑬厚生労働省は、歯科医師の届出及び歯科衛生士の届出について、令和4年度中に医療従事者届出システムによるオンライン化を実現するとともに、オンライン利用率を引き上げる取組を開始する。あわせて、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発・構築の状況を踏まえつつ、適切な連携について検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>⑭厚生労働省は、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発・構築の状況を踏まえつつ、技能検定の受検の申請、医師等国家試験及び医師等国家試験予備試験の手続について、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>⑮厚生労働省は、中小企業退職金共済における掛金月額の変更申込み等について、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。なお、取組を進めるに当たっては、経済産業省において、中小企業基盤整備機構が行う「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済」で抜本的なBPRとデジタル化が進められていることを参考とする。</p> <p>⑯農林水産省は、農林業センサス研究会での審議を踏まえつつ、オンライン利用率の引上げに向けた具体的な取組を速やかに開始する。</p>		
--	--	--	--	--

2. デジタル分野以外の横断的な取組

(1) 多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	建設業における技術者の資格要件の見直し	国土交通省は、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。	令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置	国土交通省
2	下水道分野における技術者の資格要件の見直し	国土交通省は、人口減少や過疎化が進んでいる地域を始めとした全国の下水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施し、資格取得に必要な学歴による実務経験年数の現行の差異が合理的であるか、また、既に資格要件の一つの選択肢として位置付けられている技術士以外の国家資格等を有効活用することで必要な実務経験年数を緩和することかできないかどうか留意して検討を行い、その結果に基づいて速やかに必要な見直しを行う。	令和4年度中に調査結果を得て検討を進め、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
3	水道分野における技術者の資格要件の見直し	厚生労働省は、全国の水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施し、以下の①から③までの点に留意して検討を行い、遅くとも水道法（昭和32年法律第177号）改正のタイミングで必要な制度の見直しを行う。 ①水道における布設工事監督者の資格要件について、下水道における資格要件制度を参考に、関連するインフラ経験年数を加味できるかどうかについて検討を行うとともに、水道の工事に関する実務経験として設定されている学歴に応じた実務経験年数の差異が今日において合理的であるかという観点から検討を行う。 ②水道における水道技術管理者の資格要件について、水道技術管理者に求められる実務経験年数として設定されている学歴に応じた実務経験年数の差異の根拠について、資格取得に必要な各種の実務経験年数が今日において合理的であるかという観点から検討を行うほか、これらの見直しに当たって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う登録講習の課程（学科15日、実務15日）を修了した場合、最大で10年以上の実務経験が不要となることとの整合性についても比較考量の上、検討を行う。 ③既に資格要件の一つの選択肢として位置	令和4年度中に調査結果を得て検討を進め、遅くとも水道法改正に併せて措置	厚生労働省

		付けられている技術士以外の国家資格等を有効活用することで必要な実務経験年数を緩和することができないかどうか留意して検討を行う。		
4	ダム水路主任技術者に係る実務経験年数等の見直し	a 経済産業省は、将来的な人材不足が懸念されるダム水路主任技術者の免状取得に当たり求められている実務経験年数について、 ①講習受講等による実務経験年数の短縮 ②実務経験年数の対象業務の見直しに係る検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 経済産業省は、ダム水路主任技術者が統括管理できる事業場数の上限や到達時間の制限の見直しの検討を行い、必要な措置を講ずる。	a①：令和4年上期措置 a②：措置済み b：令和4年度上期措置	経済産業省
5	プログラム医療機器（S a M D）の開発に関する医療機器等総括製造販売責任者の資格要件の見直し	厚生労働省は、現行の医療機器等総括製造販売責任者の資格要件について、諸外国の状況も含めた実態の把握を行い、S a M D（Software as a Medical Device：プログラム医療機器）の適切な製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行うための課題を明らかにした上で、資格要件として定められている学歴に該当しない場合の対応として、オンラインでの研修等を含めて検討する。	引き続き検討を進め、令和4年度結論	厚生労働省

(2) ローカルルールの見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減	a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。 なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。 b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設け	a, b, e, f：令和4年度措置 c：（前段）令和7年度措置、（後段）令和4年度上期措置 d：令和7年度措置	厚生労働省

る。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。

c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。

なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。

d 厚生労働省は、介護保険法の関係法令の規定に基づく介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。

e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。

f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールを明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、

		定期的に公表する。		
7	農地転用許可制度における運用のばらつき解消	農林水産省は、「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」（令和4年3月31日付3農振第3013号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、地方公共団体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、フォローアップ調査を行う。	令和4年度措置	農林水産省
8	地方公共団体等と事業者の間の手続における「ローカルルール」の解消	規制所管府省は、地方公共団体等と事業者の間の手続であって年間1万件以上であるものについて、1.(8)申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し「行政手続のオンライン化の推進」等により、「ローカルルール」の見直し（標準化）・デジタル化に一体的に取り組む。		全府省

(3) 規制改革関連制度の連携

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	規制改革関連制度の連携	<p>a 規制改革関係府省庁は、規制改革関係府省庁連絡会議を設置することなどにより連携を強化し、規制改革の実効性を高める。連携に当たっては、特に、好事例の横展開・情報共有や、国民・事業者にとってわかりやすく使いやすい要望受付窓口の整備を一層推進することにより、規制改革プロセスの迅速化、検討項目等の重複排除による効率化、利用者側の利便性向上や負担軽減、各規制改革制度の利用促進などに取り組み、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築する。</p> <p>b 経済産業省は、規制改革について知見を有する弁護士で構成する「スタートアップ新市場創出タスクフォース」により、新市場の創出や新事業の挑戦に取り組むスタートアップにとって障害となる規制法令を特定し、法律上の論点整理を行うなどスタートアップのための規制対応に関する助言や規制のサンドボックス制度、グレーゾーン解消制度等の企業単位の規制改革制度の利活用を促進することに加えて、他の規制改革制度を活用する方が適切な場合には、国家戦略特区や規制改革推進会議における審議等につなげることによって事業者の取組を政府横断的に応援する体制を整備する。</p> <p>c 内閣府民間資金等活用事業推進室は、民間事業者や地方公共団体等からPPP/PFIの効果的な実施に資する制度や運用の改善に関する提案を受け付け、必要に応じて、内閣府規制改革推進室及び内閣官房行政改革推進本部事務局とも連携した上で、制度所管省庁と協議・調整し、同制度や運用の改善に取り組む。</p>	a, b : 令和4年措置 c : 令和4年度措置	a : 内閣官房 内閣府 デジタル庁 経済産業省 b : 経済産業省 内閣官房 内閣府 c : 内閣府 内閣官房

3. 国家戦略特区における取組

(1) スーパーシティ構想等の推進

デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、データの連携や先端的服务の実施を通じて地域課題の解決を図るため、スーパーシティ型国家戦略特区とデジタル田園健康特区について、令和4年夏頃を目途に指定区域ごとに区域会議を立ち上げる。

令和4年3月の国家戦略特区諮問会議における議論を踏まえ、今後の規制改革の実現に当たっては、以下の方針で取り組む。

- i) 規制所管省庁とおおむね合意している項目（※）について、早期に具体化する。
- ii) 規制所管省庁と合意できていない項目（※）について、国家戦略特区ワーキンググループ等を活用し規制所管省庁との調整を加速する。
- iii) 新たな規制改革事項について、地方公共団体と連携し検討を推進する。

（※）国家戦略特区諮問会議資料

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/dai53/shiryou3.pdf>

(2) 新たに講ずべき具体的な施策

国家戦略特区では、これまでの取組に加えて、人への投資、地方活性化、多様性と包摂性、スタートアップ、デジタル田園都市国家構想、生産性向上など、地域課題の解決に資する規制改革に重点を置く。

（※）具体の実施事項は個別分野に記載

4. 企業単位の規制改革

(1) プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」

規制のサンドボックス制度（新技術等実証制度）では、平成30年の制度施行以降、令和4年4月までに、フィンテック、ヘルスケア、モビリティ、IoT、不動産等の分野で、23件142者が認定を受け、電動キックボードの交通ルールに関する法令の見直しや債権譲渡の通知等に関する特例措置の整備など、円滑な事業化等につながっている。

本制度は、これまでの実績を踏まえ、令和3年6月に成立した改正産業競争力強化法により移管・恒久化された。引き続き、実証を通じてAI、IoT、ブロックチェーン、デジタル化、自動化・自律化、遠隔化などに関連した新たな技術や手法の社会実装に取り組む。

(2) グレーゾーン解消制度及び新事業特例制度

現行の規制の適用範囲が不明確な場合においても、事業者が安心して新事業活動を行えるよう、具体的な事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認できるグレーゾーン解消制度や、新事業活動を行おうとする事業者による規制の特例措置の提案を受けて、安全性等の確保を条件として、「企業単位」で、規制の特例措置の適用を認める新事業特例制度の活用を通じて、新たな事業活動の社会実装に取り組む。

5. 個別分野の取組

<スタートアップ・イノベーション>

(1) スタートアップに関する規制・制度見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	法人設立手続の迅速化・負担軽減	<p>a 法務省は、定款認証時の不正抑止の効果やマネー・ロンダリング防止の効果が定量的に把握されていないことを踏まえて、公証人や嘱託人を対象として、定款認証に係る公証実務に関する実態を把握するための調査を行った上で、当該結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えるとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、面前での確認の在り方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。</p> <p>b また、法務省は、上記と並行して、以下の現在の実務における改善も速やかに実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款認証時における実質的支配者の申告の際に公証人が嘱託人に提出を求める資料に関し、株主名簿に代えて株式会社が発起人である場合における実質的支配者の認定根拠資料としては当該株式会社の議決権数上位 10 名の株主又は議決権割合が3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主を対象として作成される株主リスト（商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）第 61 条第 3 項参照）等をもって足りるものとする運用を全国統一的に実施する。 ・株式会社発起設立時の出資に係る払込みの時期について、設立時発行株式に関する事項が定められている定款の作成日又は発起人全員の同意があったことを証する書面の同意があった日前に払込みがあったものであっても、発起人又は設立時取締役（発起人からの受領権限の委任がある場合に限る。）の口座に払い込まれているなど当該設立に際して出資されたものと認められるものについては、設立登記申請の 4 週間前など近接した時期のものであれば、出資に係る払込みがあったものと認めることとする。 <p>c 法務省、財務省、総務省、厚生労働省は、デジタル臨時行政調査会が提示したデジタル原則における「デジタル完結・自動化原則」を踏まえ、デジタル庁及び内閣官房（新しい資本主義実現本部事務局）と連携し、法人設立ワンストップサービスに含まれる各手続について、費用対効果も踏まえながら、行政機関内部の人による審査や判断の自動化を</p>	<p>a : 実態調査については令和 4 年度、評価・検討・結論については令和 5 年度、必要な措置については遅くとも令和 6 年度</p> <p>b : 令和 4 年度上期</p> <p>c : 可能なものから順次措置</p> <p>d : 令和 4 年度から取組を開始し、遅くとも令和 6 年度までに措置</p>	<p>a, b : 法務省</p> <p>c : 法務省 財務省 総務省</p> <p>厚生労働省 デジタル庁 内閣官房</p> <p>d : 法務省 財務省 総務省 厚生労働省 デジタル庁</p>

		<p>含むエンドツーエンドのデジタル完結に取り組む。</p> <p>d 法務省、財務省、総務省、厚生労働省は、上記cの取組に当たり、デジタル庁と連携しつつ、法人設立ワンストップサービスに含まれる各手続の審査や判断における具体的な基準や業務フロー等の把握、審査や判断に必要なデータの洗い出し、それらを踏まえた手続の自動化が可能な申請・届出の類型化、自動化の仕組みの検討等、デジタル技術を活用した行政機関内部の審査や判断の自動化のために必要な調査・検討を実施する。</p>		
2	エクイティの柔軟な活用を可能とする制度見直し	<p>経済産業省は、スタートアップの成長に向けたファイナンス環境を実現するため、経済団体、関係府省と連携して、エクイティの柔軟な活用が可能な制度整備に関する課題や方策等について、検討し、結論を得る。</p>	令和4年度措置	経済産業省
3	経営者保証制度に関する取組	<p>金融庁、経済産業省及び財務省は、起業関心層が考える失敗時のリスクとして経営者保証を抱えることが挙げられていることを踏まえ、官民金融機関、信用保証協会において経営者保証を徴求しない創業融資を促進する措置を講ずる。また、現在、官民金融機関、信用保証協会における経営者保証に依存しない融資の取組状況を公表しており、引き続き当該取組状況をフォローアップしつつ、新規融資において、経営者への規律付けに留意した上で、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた措置を講ずる。</p> <p>例えば、財務省及び経済産業省は、日本政策金融公庫の取組として、①経営者保証免除特例制度の活用を促すため、融資の相談があった場合には、必ず同特例制度の基準を満たすかどうか事業者伝える現行の運用の継続、②信用保証協会に倣った経営者保証を徴求しない具体的基準の率先した提示を行うように促す。</p> <p>また、経済産業省は、信用保証制度における経営者保証を不要とする取扱いの基準について、中小企業・金融機関の双方に対して、説明の仕方を工夫した上での周知を行う。</p>	令和4年度措置	金融庁 財務省 経済産業省
4	事業成長担保権の創設・整備について	<p>金融庁及び法務省は、資金提供・調達の充実がスタートアップや事業の成長・促進における喫緊の課題であることを認識・把握し、融資における新たな選択肢として不動産担保によらない成長資金の提供への利活用が期待される、「事業成長担保権」を始めとした事業全体を担保とする制度について、相互に積極的に連携して検討を進め、早期に一定の結論を得る。</p> <p>なお、事業全体を担保とする制度の整備に係る検討の結論を得次第、金融庁は、金融機関と融資先である事業者が事業価値の維持や向上に向けて緊密な関係を構築できるよ</p>	引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置	金融庁 法務省

		う、制度の適切な活用・運用による成長資金の提供促進に必要な環境の整備を行う。		
5	新技術・製品開発を促進するための政府調達手法の整備	経済産業省及び内閣府（CSTI）は、財務省と連携しながら、政府調達において、スタートアップなどによる新技術・製品の開発を促進するべく、中小企業技術革新制度（SBIR）における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みでの随意契約を高度な新技術を持ったJ-Startup選定企業等との間でも可能とすることについて、検討を開始し、結論を得る。	令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	経済産業省 内閣府 財務省
6	海外人材の活躍に資する制度見直し	a 法務省、経済産業省及び内閣府は、外国人による創業活動を支援するため、外国人起業活動促進事業の期間内に起業に至らなかった外国人に対し、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の活用により、更に最長6か月間の創業活動を認めることができるよう、令和4年度中に所要の措置を講ずる。 b 法人設立手続における英語対応については、法務省によるこれまでの自動翻訳システム整備の検討などを踏まえつつ、法人設立関連手続の申請ガイド、書式見本等（記載例、様式）の周知、厚生労働省による社会保険・労働保険手続のガイドの周知の取組や、英語対応可能な社会保険労務士の業務代行が一層推進されるような環境整備などについて、引き続き、内閣府（対日直接投資推進室）は、対日直接投資推進会議においてフォローアップを行う。	a：令和4年度措置 b：継続的に措置	a：内閣府 法務省 経済産業省 b：内閣府 法務省 厚生労働省

(2) イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し	総務省は、令和4年3月に立ち上げた「無線LAN等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会」において、日本と欧米における認証に必要な技術基準、試験項目、測定法等の差異を特定し、欧米基準の試験データの活用等による認証の効率化について検討を行う。具体的には、スタートアップ等の中小製造事業者や、海外の製造事業者等の様々な立場の意見も聴取した上で、欧米基準との差異を維持する必要性及び相当性についても検証し、欧米との調和を踏まえた、無線LAN等の技術基準適合証明等の見直しを行う。その際、海外で認証済みの一定の無線機器について、我が国の認証における試験を省略して使用可能にすることを含めた検討も行う。また、総務省は、登録証明機関によって認証結果が異なることがないよう、試験項目や測定法を含む認証手続のガイドラインの作成等を行い、登録証明機関に対する周知を行う。	令和4年度中に結論、結論を得次第速やかに措置	総務省

(3) デジタル社会に対応したセキュリティトークン市場の環境整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	デジタル社会に対応したセキュリティトークン市場の環境整備	金融庁は、セキュリティトークンの流通（セカンダリー）市場について、我が国において国際的に遅れることなく環境整備を図るべく、投資家保護を確保しつつ、PTS（私設取引システム）該当性の明確化や、セキュリティトークンの特性・機能を踏まえたルール of 合理的・柔軟な運用に向けて、関係自主規制団体の参加を求めることにより、ニーズ把握並びに規制及び自主規制の整合性確保を図りつつ、金融審議会での検討を進める。検討に当たっては、セキュリティトークンが進展を続けるデジタル技術を活用して投資対象や投資家の裾野を広げ得るものであることを踏まえ、また、セキュリティトークンの利用・活用を目指す関係者から幅広く情報収集を行い、検討結果に基づいて法令改正や監督指針改正等必要な措置を行うとともに、関係者への周知を行う。	令和4年内を目途に結論、結論を得た上で可能なものから措置	金融庁

(4) デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	<p>a 文化庁は、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツ、UGC（User Generated Content：いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物）、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を実現する。その際、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得ながら、デジタル時代のスピードの要請に対応した、デジタルで一元的に完結する手続を目指して、①いわゆる拡大集中許諾制度等を基にした、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みの実現、②分野横断権利情報データベースの構築の検討、③集中管理の促進、④現行の著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善（手続の迅速化・簡素化）、⑤UGC等のデジタルコンテンツの利用促進を実現すべく、具体的な措置を検討し、令和5年通常国会に著作権法（昭和45年法律第48号）の改正法案を提出し、所要の措置を講ずる。</p> <p>b 文化庁は、分野横断権利情報データベースについては、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得て、持続的に存続するためのビジネスモデルを検討した上で、ニーズのある全ての</p>	<p>a：令和4年度内に法案提出・令和4年度措置</p> <p>b：（前段）令和4年内結論、（後段）令和5年内結論</p> <p>c, d：令和4年内結論</p>	<p>a, b：内閣府 デジタル庁 総務省</p> <p>文部科学省 経済産業省</p> <p>c：文部科学省</p> <p>d：総務省</p>

	<p>分野のデータベースとの接続を行うことに加え、ネットクリエイターやネット配信のみのコンテンツ、集中管理されていない著作物等の既存のデータベースに登録されていないコンテンツの登録が円滑に行われるものにしつつ、ニーズのあるあらゆる分野の著作物等を対象として、権利情報の確認や利用許諾に係る意思表示（利用方法の提示を含む）ができる機能の確立方策について検討し、結論を得る。その際、関係府省は、府省横断的な検討体制の下、各分野のデータベースとの連携に加え、UGCに係るプラットフォームが管理するデータベースとの連携についても検討する。さらに、既存のデータベースの充実、権利者情報の統一やフォーマットの標準化、データベースの紐付けに必要なIDやコードに関するルール等を検討し、結論を得る。</p> <p>c 文化庁は、分野を横断する一元的な窓口組織又は特定の管理事業者による新しい権利処理の具体的な仕組みを、デジタルで一元的に完結する手続を目指して検討し、結論を得る。その際、著作権者等による①利用許諾の可否とその条件、②オプトアウトなどの意思表示、③利用・対価還元状況の把握、④個々の許諾手続、⑤データベースに権利情報がなく、集中管理がされておらず、窓口組織による探索等においても著作権者等が不明の場合、意思表示がされておらず、連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等における著作権者不明等の著作物等に係る拡大集中許諾や裁定制度を含めて検討する。</p> <p>d 総務省は、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みを含めたaの「簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度」の実現を促進するために、欧米の制度も参考にしつつ、通信関係事業者の協力体制及び役割分担の枠組みについて、検討し、結論を得る。</p>		
--	--	--	--

(5) M a a S 推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びG T F S - J P の普及・促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	M a a S 推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びG T F S - J P の普及・促進	<p>a 国土交通省は、バス事業に係る許認可申請のオンライン化に向け、バス事業者（一般旅客自動車運送事業者）の申請作業及び受理に係る地方運輸局の業務の簡素化（BPR）を実現するための工程表を定めるとともに、バス事業者が国土交通省に対して書面で行っている許可申請と事業計画の変更申請について、G T F S - J P（General Transit Feed Specification Japan：標準的なバス情報フォーマット）の活用可能性を検討する。</p>	<p>a：工程表は措置済み、G T F S - J P の活用可能性に関しては令和4年度検討・結論 b：令和4年度措置</p>	国土交通省

		b 国土交通省は、MaaS (Mobility as a Service) 推進も見据え、GTFSS-JPの果たす役割が大きいことに鑑み、その普及が進んでいる地域における取組などから得られる知見について、引き続き地方公共団体やバス事業者に広く周知する。		
--	--	--	--	--

(6) 電力データ活用による新たな付加価値創造

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	電力データ活用による新たな付加価値創造	経済産業省は、令和2年通常国会で改正法が成立した電気事業法(昭和39年法律第170号)の内容を踏まえ、詳細な制度設計を行い、電力データを利活用したい事業者等による取組を着実に進めるための環境を整備する。制度設計に当たっては、個人情報保護や情報セキュリティ対策の観点とデータ利用者のユーザビリティの観点に留意しながら検討を行う。	措置済み	経済産業省

(7) イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
12	イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現	a 貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 b 一定の過疎地域を対象に認められている、タクシー事業者等が貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)の許可の取得により荷物の有償運送を可能とする貨客混載の制度について、現行制度下ではカバーできない具体的なニーズ等について調査を行い、対応を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 c 令和3年9月1日に施行した「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」(平成15年2月14日自動車交通局貨物課長通達。以下本項において「通達」という。)に基づき、貨物自動車運送事業者による自家用自動車の有償運送を繁忙期に認める制度について、輸送の安全性確保等を前提に、令和4年度に実施する現行通達の運用状況(事故や法令違反の状況等)のモニタリング結果や先に実施したラストワンマイル配送のニーズ調査の結果等を踏まえ、必要な措置について検討し、結論を得る。	a, b: 令和4年度検討開始・結論、結論を得次第速やかに措置 c: 令和5年度できるだけ早期に結論	国土交通省

(8) DXを通じたタクシーの利便性向上

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	DXを通じたタクシーの利便性向上	a 国土交通省は、ソフトメーターの導入に当たって、令和3年10月から11月にかけて行った実証実験の結果に基づき、ソフトメ	a, b: 令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省

		<p>ターの規格策定に必要となる事項について、「ソフトメーターの導入に向けた検討会」等で指摘された課題等を含め、検討する。その際、ソフトメーターが具備すべき機能やその活用に関しては、利用者から運賃を収受するに当たって十分な正確性を確保することを前提として、ソフトメーターの導入を通じてタクシー事業全体のDX化が進められるよう、配車アプリ事業者等の参画も得て検討を進めていくこととし、検討の結果を踏まえて、速やかにソフトメーターの規格を決定し、措置する。</p> <p>b 国土交通省は、変動運賃制度の在り方について、令和3年10月から12月にかけて行った実証実験の結果に基づき、利用者ニーズや運用上の課題への対応について検討し結論を得た上で、できるものから措置する。なお、その検討に当たっては、公共交通機関に求められる妥当性に引き続き配慮するとともに、利用者や事業者の声に十分に配慮しつつ制度設計を行う。</p>		
--	--	--	--	--

(9) Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	電波の有効利用	<p>a 総務省は、関係府省庁・機関（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、指定公共機関等）が共同利用できる公共安全LTEについて、現在実施中の技術検証等を踏まえ、本格運用を早期に実現する。</p> <p>b 総務省は、「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」において、令和4年3月に取りまとめた、諸外国における電波オークション方式等のメリットやデメリットへの対応策等を踏まえ、経済的価値を一層反映した、電波の有効利用に資する新たな携帯電話用周波数の割当方式を検討し、令和4年中に結論を得た上で、必要な対応を進める。</p>	<p>a：令和4年度措置 b：令和4年結論</p>	総務省
15	デジタル時代における放送制度の在り方について	<p>a ①総務省は、放送ネットワークインフラの将来像についての議論を踏まえ、ミニサテライト局等を始めとする放送設備の共用化、アウトソーシングや、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部のブロードバンド等による代替、マスター設備の保有・運用形態について設備保有法人の整備なども含めた効率化等、採り得る選択肢を検討し、結論を得る。</p> <p>②その際、人口動態等が収益にもたらす影響を踏まえて、コスト負担等を含めた実現可能性、将来的なアウトソーシングや設備保有法人等のコストの高止まり防止策、技術革新に対応できるガバナンスの整備を含めた具体的方策についても検討する。NHKと民間放</p>	<p>a：(①、②) 令和4年7月検討・結論、(③) 令和4年8月検討開始、令和6年度結論 b：(前段、①、②前段) 令和4年7月検討・結論、令和4年度措置、法改正を伴う場合は令和4年度内に法案提出、(後段(①、②以外)、②後段) 令和4年度検討開始、令和5年結論、結論</p>	総務省

	<p>送事業者との連携を推進し、民間事業者の設備維持、コスト負担の軽減にも資するように、適切な協力、インフラ整備への協力関係の構築を推進する。</p> <p>③上記のうち、ブロードバンド等による代替については、技術実証も実施しつつ更なる検討を行い、結論を得る。</p> <p>b 総務省は、上記を踏まえて、放送法（昭和25年法律第132号）の改正を含め、デジタル時代に適した放送の在り方を実現するための検討を行い、必要な措置を講ずる。具体的には、デジタル時代における放送の意義の変化を捉えて、現代において必要とされる放送の役割を定めつつ、地上波に限られない放送事業者のマスメディア集中排除原則や放送対象地域の見直しのほか、コーポレートガバナンスの強化など、経営基盤の強化に向けた取組を行う。</p> <p>①マスメディア集中排除原則の見直しに際しては、同原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、地上波テレビジョン放送の異なる放送対象地域に係る規制（認定放送持株会社制度によらない場合）に関する、既存の隣接地域等の特例に限らない、一定の範囲での規制緩和の特例の創設などについて検討し、措置する。</p> <p>②放送対象地域の見直しについては、希望する放送事業者において複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度について検討し、措置する。さらに、視聴者への説明責任が果たされるようなPDCAサイクルの確保や、地域情報等の各放送事業者の特性に応じた情報発信が確保されるように定量的な評価を行うための指標の設定も含め、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて検討して、措置し、継続的にフォローアップを行う。</p> <p>c 総務省は、NHK及び民間放送事業者の同時配信等及びオンデマンド配信による方法を含めて、通信における放送事業者の情報発信を推進するために、プラットフォーム連携やオンライン配信を推進するための必要な制度や方策を含めた、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>後速やかに措置・措置後も継続的にフォローアップ</p> <p>c：令和4年度検討開始、結論時に期限を定めて措置</p>	
--	---	--	--

(10) 調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について	法務省は、国際的な商事紛争の解決手段として注目を集める国際調停の活性化及び国内における裁判外紛争解決手続の利用の促進・活性化の観点から、裁判外の調停により	令和5年通常国会を目途に法案提出	法務省

	成立した国際性を有する和解合意及び認証紛争解決手続において成立した和解合意について、裁判所の執行決定により執行力を付与し得る制度の創設等に向けて、令和5年通常国会を目途に、必要な法案を提出する。		
--	---	--	--

(11) 老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた規制改革の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
17	老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた規制改革の推進	<p>a 法務省及び国土交通省は、「区分所有法制研究会」（令和3年3月立上げ）において、引き続き、区分所有法制の見直しに向けた論点整理を進め、令和4年度中できるだけ早期に取りまとめを行い、速やかに法制審議会への諮問などの具体的措置を講ずる。なお、今後の論点整理及び取りまとめに当たっては、以下の①～③の点に留意すること。</p> <p>①一定の要件を設定して建替え決議割合を引き下げること検討するに当たっては、平成14年の建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）改正前に規定されていた「費用の過分性要件」が、費用が過分であるか否かの判断が難しいために削除された経緯があるように、抽象的な要件を設定してしまうと、かえって建替えが円滑に進まないおそれがあることを踏まえること。</p> <p>②区分所有建物である分譲マンションは、一般に多くの区分所有者が存在することから、区分所有権は、戸建ての建物所有権とは異なる団体的制約を受け得るものであること。</p> <p>③決議要件が緩和された場合、確かに、これまでよりも多くの非賛成者に対して、売渡し請求を行い、早期に「売渡し請求に必要な売買代金」を支払う必要が生じるため、「その費用を誰が負担できるか、又はスムーズに資金を確保できるか」などの課題は生じうるが、それはファイナンスの問題に過ぎず、これまでの「決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大する」という建替え決議要件の緩和のデメリットに関する主張の妥当性については、「社会的・経済的コスト」の意味するところが必ずしも明らかでないことにより解釈の混乱や誤解をもたらすおそれがあるため、改めて検討すること。その際、建替え決議の時点では反対していても、決議成立後に、催告手続などを経て、売渡し請求まで進まずに賛成に回る場合があることから、非賛成者の数と売渡し請求対象者の数は必ずしも同一ではない点にも留意すること。</p> <p>b あわせて、法務省及び国土交通省は、「区分所有法制研究会」において、以下の①～③についても論点整理を進め、令和4年度中</p>	a, b : 令和4年度検討・結論・措置	法務省 国土交通省

		<p>きるだけ早期に取りまとめを行い、速やかに法制審議会への諮問などの具体的措置を講ずる。</p> <p>①建替え決議がされた場合でも区分所有建物の専有部分の賃借権は存続することで、建替え工事の円滑かつ早期の実施を阻害しているとの課題を踏まえ、賃借人への適切な補償の在り方を検討するなど、賃借人の利益保護を図ることを前提にしつつも、建替え決議がされた場合に専有部分に係る賃貸借契約を円滑に終了させるための仕組みについて論点整理を行うこと。</p> <p>②共用部分の変更に係る決議の要件の緩和について、区分所有建物の長寿命化の促進にも資するという観点を加味して論点整理を行うこと。</p> <p>③事業性を見込めないために建替えを行うことができない区分所有建物も存在すると考えられることから、現行法では全員同意が必要な建物及び敷地の一括売却を、一定の多数決で行うことを可能とする仕組みについて論点整理を行うこと。</p>		
--	--	--	--	--

(12) 美容師の養成の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	美容師の養成の在り方	<p>a 厚生労働省は、公益財団法人理容師美容師試験研修センターに対して、美容師国家試験の実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにするよう要請する。また、「オールウェーブセッティング」を含む現行の実技試験科目について、今後も問うべき科目とすべきか令和5年度の早期に整理する。</p> <p>b 厚生労働省は、都道府県を通じ、美容師養成施設に対し、実務実習において一定の条件の下で美容行為を行うことが可能であることを改めて周知する。また、実務実習時間など現行の取扱いについて課題やニーズを把握した上で、より成果の上がる実務実習のための取組で速やかに実施可能なものは、令和4年度中から取組を進める。</p>	<p>a: (前段)措置済み、(後段)令和5年度上期措置</p> <p>b: (前段)令和4年度上期措置、(後段)令和4年度以降順次措置</p>	厚生労働省

(13) ドローンを含む無人航空機の製造等に係る規制の合理化*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	ドローンを含む無人航空機の製造等に係る規制の合理化	ドローンを含む無人航空機の製造等を規制する制度に関して、事業許可が必要となる機体総重量の閾値の適切な水準を含め、円滑な事業活動を推進する観点からの制度の改善について、活用ニーズや技術進展の状況等	令和4年度結論・措置	内閣府 経済産業省

		も踏まえ、検討を行い、令和4年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。		
--	--	------------------------------------	--	--

(14) 外国人エンジニアの就労円滑化によるイノベーションの促進 *

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	外国人エンジニアの就労円滑化によるイノベーションの促進	外国人エンジニアの就労促進を図るため、地方公共団体による受入企業の認定等を要件として在留資格認定証明書交付申請の審査期間を短縮することについて、令和4年度早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。	令和4年度結論・措置	内閣府 出入国在留管理庁

(15) 高度人材ポイント制に係る特別加算の項目新設 *

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
21	高度人材ポイント制に係る特別加算の項目新設	高度外国人材の受入れを積極的に推進するため、出入国在留管理上の優遇措置を講ずる高度人材ポイント制において、地方公共団体が支援する企業等に就労する外国人に対して特別加算を行う特例措置の全国展開について、令和4年度内に所要の措置を講ずる。	令和4年度措置	内閣府 出入国在留管理庁

(16) 企業単位の規制改革の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
22	企業単位の規制改革の推進	a 内閣官房及び経済産業省は、「まずやってみる」ことを許容し実証で得られた情報を活用して新技術等の迅速な社会実装を実現するという規制のサンドボックス制度の趣旨を踏まえ、ブロックチェーン技術等の社会実装を推進する。 b 経済産業省は、新たな事業活動を行おうとする事業者のニーズに応じたきめ細かい指導・助言などを行うとともに、特にスタートアップ発意による規制改革を積極的に支援する等により、制度の円滑な運用を図る。	a : 令和4年度措置 b : 令和4年度措置	a : 内閣官房 経済産業省 b : 経済産業省

* … 国家戦略特区における取組

<グリーン分野>

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーに関しては、S+3Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すことが重要である。また、再生可能エネルギーの主力電源化の鍵を握る蓄電池の活用等による脱炭素化された調整力の確保等も必要となる。そのため、再生可能エネルギーや蓄電池等に関連する規制・制度見直しが必要不可欠となる。このような観点から、以下の事項について、重点的に取り組む。

(1) リチウムイオン蓄電池や急速充電器の普及拡大に向けた消防法の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る、消防法上の危険物規制の適用の在り方の検討	消防庁は、電気自動車分野で国際競争が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットリングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、その後速やかに結論を得る。	令和4年度内に課題を洗い出し、その後速やかに結論	総務省
2	車載用リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所の床面積、階数、軒高等の制限の見直し	消防庁は、消防法（昭和23年法律第186号）の危険物規制の対象となる指定数量以上の車載用リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所に係る床面積（1,000m ² 以下）・階数（平屋建て）・軒高（6m未満等）・非危険物貯蔵の禁止等の制限について、海外の法規制や保険等を調査した上で、欧米とイコールフットリングな火災安全対策とする方向で検討し、速やかに結論を得て、必要な措置を講ずる。	令和4年結論、結論を得次第速やかに措置	総務省
3	車載用リチウムイオン蓄電池に係る、指定数量の倍数を合算しない場合の明確化（必要な耐火性を有する布で覆う場合）	消防庁は、指定数量未満の車載用リチウムイオン蓄電池を、必要な耐火性（通常の火災時における火炎を有効に遮るために特定防火設備に必要とされる遮炎性能等）を有する布で覆う場合には、当該耐火布で覆われた蓄電池を複数置く場合であっても蓄電池ごとの指定数量の倍数を合算しないことができるよう、消防法上の取扱いを明確化する。	令和4年上期措置	総務省
4	定置用リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の保有空地等の緩和	消防庁は、消防法の危険物規制の対象となる、コンテナ又はキュービクルに収納された屋外設置の一定数量以上のリチウムイオン蓄電池設備に関して、当該設備が出火及び類焼対策が規定されているJIS規格等に準拠しており、かつ、消火困難性に応じた消火設備を設置する場合には、設備周辺の保有空地の幅の規制緩和や設備間の離隔距離の撤廃等の措置を講ずる。	令和4年度上期措置	総務省
5	リチウムイオン蓄電池の電解液が含浸した電極材等の取扱いの明確化	消防庁は、消防法の危険物規制にて引火性液体（第4類第2石油類）に該当する電解液が含浸した電極材等について、引火点が40℃以上であれば危険物には該当せず、容量カウントしない旨の解釈を統一化し、通知を发出	令和4年上期措置	総務省

		する。		
6	リチウムイオン蓄電池に係る、消防法上の対象火気設備規制の運用の明確化	消防庁は、使用に際し火災発生のある一定容量以上の蓄電池設備を規制する対象火気設備規制について、 a 蓄電池設備を複数台接続して設置する場合、蓄電池を用いる蓄電システムがそれぞれの箱に収納され、当該蓄電システムがJIS規格に適合するなど火災予防上一定の安全性を有する場合であれば、箱ごとに同規制への適合が判断されるものとする（容量を合算しない）ことを明確化し、通知を発出する。 b 一定容量以上の蓄電池設備を内部に人が立ち入ることができる屋外コンテナ等の内部に設置する場合は、屋外に設置するものに該当しないと整理することで、建築物からの離隔距離規制等が不要となるよう明確化し、通知を発出する。	措置済み	総務省
7	急速充電器に係る、消防法上の対象火気設備規制における取扱いの見直し	消防庁は、現行の対象火気設備規制上、全出力が200kWを超える大出力の急速充電器は、「急速充電設備」ではなく「変電設備」扱いとされているため、設備内に担当者以外の者が出入りできないなどの設置の障壁が存在する。大型電動車、電動バスや電動トラックの普及拡大に向けて、出力の上限を撤廃し、大出力の急速充電器も「急速充電設備」扱いとする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省
8	急速充電器に係る、消防法の対象火気設備規制の運用の統一化	消防庁は、現行の消防法の対象火気設備規制上「変電設備」扱いとなる大出力の急速充電器について、充電器本体に接続されるケーブル・コネクタやそれを収納する充電ポストなどから建築物との離隔距離を設けなくてよいという方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省

(2) 路面太陽光発電を含めた道路・都市公園における再生可能エネルギー導入の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	道路における再生可能エネルギー導入目標の策定	a 国土交通省は、道路においてトンネルや無線中継局の付近等に太陽光発電設備を試験的に導入し、導入済みの箇所及び試験的に設置した太陽光発電設備における課題を確認し、道路における太陽光発電設備設置のための技術指針を策定する。 b 国土交通省は、道路における再生可能エネルギーの導入に有効・有用な技術・手法や設置に係る条件が明確となった段階において、2030年度及び2050年度における道路での再生可能エネルギーの導入目標を策定する。	a：（試験導入）令和4年度措置、（技術指針策定）令和4年度から検討を開始し、速やかに措置 b：技術指針を策定した後、速やかに措置	国土交通省
10	路面太陽光発電の車道（公道）における設置に向けた規制見直し	a 国土交通省は、路面太陽光発電の車道（公道）における設置に向けて、公募により設置者を募って試行し、課題を確認するための技術公募を実施する。 b 国土交通省は、道の駅や車道（公道）での	a：令和4年度措置 b：技術公募・実証の結果を踏まえ、結論を得次第速やかに措置	国土交通省

		活用を想定し、屋外環境での性能確認試験を行い、課題を確認した上で、活用可能な技術を踏まえて、技術基準の策定や法制度の改正を検討し、必要な措置を講ずる。		
11	都市公園における再生可能エネルギー導入目標の策定	国土交通省は、地方公共団体の実情を考慮の上、先行事例の取組も参考にしつつ、国営公園を含め、都市公園における再生可能エネルギーの導入目標を策定する。	令和4年検討・結論・措置	国土交通省
12	都市公園における駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進	国土交通省は、駐車場の上部空間を活用した再生可能エネルギー導入の取組の推進の観点から、駐車場屋根置き太陽光発電設備も駐車場の付属物として都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条に規定されている公園施設に含まれること、またPark-PFI（公募設置管理制度）の公募対象公園施設に含まれることを地方公共団体や事業者へ周知・公表する。	措置済み	国土交通省

(3) バイオマス発電等の拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理の扱いの明確化	環境省は、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を両方の処理業の許可を有する者の運搬車又は施設において混合処理することが法令上禁じられていないことや混載して運搬しても差し支えないことなどを明確化し、通知を発出する。	措置済み	環境省
14	「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」の更新	環境省は、地方公共団体が廃棄物該当性の判断を行う際に参照できるよう同事例集を更新し、公表する。	措置済み	環境省
15	「一般廃棄物処理有料化の手引き」の改訂	環境省は、より望ましい形での資源化を促進する観点から、「一般廃棄物処理有料化の手引き」を改訂し、市町村における受入量の縮減を図る方策を検討すべき旨とともに、地域における資源化施設等での受入価格水準等についても考慮の上、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい旨を周知する。	措置済み	環境省
16	地下工作物の存置の可否の明確化	環境省は、地下工作物の存置の可否について、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない場合の条件や留意事項を明確化し、通知を発出する。	措置済み	環境省
17	食品廃棄物を含むバイオマスのエネルギー利用に関する目標設定	農林水産省は、次期バイオマス活用推進基本計画において、関係府省等と協議の上で、バイオマスの利用促進を図るため、食品廃棄物等のバイオマスのエネルギーを含めた利用率の目標設定について検討し、速やかに結論を得て、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省
18	エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省

		<p>b 農林水産省は、「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について、実態を把握した上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、結論を得る。</p> <p>c 農林水産省は、「登録再生利用事業者制度」について、過去1年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。</p>		
--	--	--	--	--

(4) 洋上風力発電等の導入拡大に向けた規制・制度の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	日本版セントラル方式の確立	<p>a 令和4年度までの実証事業の結果も踏まえて、初期段階から政府や地方公共団体が関与し、より迅速かつ効率的に風況・海底地盤等の初期調査、適時に系統確保等を行う仕組み（日本版セントラル方式）を確立し、政府や政府に準ずる特定の主体等による初期段階の調査を開始した上で、同方式を前提とした事業者公募を実施する。</p> <p>b 環境アセスメント制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な在り方を、関係府省、地方公共団体、事業者等の連携の下検討する。</p>	<p>a：令和5年度から調査開始、事業者公募は令和7年度内を目指す</p> <p>b：令和4年度から検討開始し、速やかに結論を得る</p>	<p>経済産業省</p> <p>国土交通省</p> <p>農林水産省</p> <p>環境省</p>
20	事業者公募の評価基準等の見直し	<p>令和3年12月に公表された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に基づく公募結果を踏まえ、運転開始時期に係る評価の在り方等を含めて、公募の評価基準等の見直しを実施する。</p>	令和4年内できるだけ早期に措置	<p>経済産業省</p> <p>国土交通省</p>
21	排他的経済水域（EEZ）における浮体式洋上風力発電の推進等	<p>内閣府（総合海洋政策推進事務局）は、令和5年に閣議決定を予定している「第4期海洋基本計画」において、排他的経済水域における浮体式洋上風力発電の導入促進に向けた方策の在り方について明確に位置付けることを検討し、結論を得て、必要な措置を講ずる。</p>	令和5年検討・結論・措置	内閣府
22	風力発電（特に洋上風力）に係る工事計画届出の確認審査の迅速化	<p>経済産業省は、大量導入が見込まれる風力発電（特に洋上風力）における工事計画届出の確認審査の迅速化に向けて、専門機関（「登録適合性確認機関」）による技術基準への適合性確認を経た文書を工事計画の届出に添付することで、有識者から構成される「専門家会議」における確認を不要とし、工事計画届出の審査を大幅に簡略化する制度を創設する。</p>	今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み	経済産業省
23	洋上風力分野における電気事業法上の審査プロセスの短縮に向けた標準処理期間の設定等	<p>経済産業省は、洋上風力分野における電気事業法上の審査プロセスの予見可能性を高めるために、登録適合性確認機関が法制化された場合には、各機関において標準処理期間に関する規定を業務規程等に定めることを同機関の登録要件とする。</p>	今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み	経済産業省

24	建設材料の認証に係る海外規格の取り込み	経済産業省は、洋上風力発電の建設に利用されるボルト・ナット・座金等の材料の利用認証に関して、EN規格等の海外規格の取り込み（専門家審査の不要化等）の可否について調査・検討した結果、海外規格品を含む一定の条件を満たさない材料を「経済産業省電力安全課長の確認が必要な材料」と位置付けることを技術基準の解釈を改正して明確化する。	令和4年上期措置	経済産業省
25	カボタージュ規制に係る特許取得手続の透明化	国土交通省は、カボタージュ規制に関して、沿岸輸送特許の過去の実績を明らかにすることを検討し、必要な措置を講ずる。	令和4年検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
26	日本籍化（フラッグバック）の迅速化に向けたマニュアルの作成	国土交通省は、洋上風力発電の建設等に必要となる船舶の日本籍化（フラッグバック）に関する船舶検査・測度・登録手続を記したマニュアルを作成し公表する。	措置済み	国土交通省
27	洋上風力発電事業者用の窓口設置	国土交通省は、カボタージュ規制に係る大臣特許の審査基準の事前相談、洋上風力発電に係る船舶の船員不足の解消や日本籍化の際の手続等のために、国土交通省内に洋上風力発電事業者用の窓口を設置する。	措置済み	国土交通省
28	風力発電所等の建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の臨時的活動拠点に係る手続の緩和	国土交通省は、風力発電所等の建設工事に必要な超大型貨物の輸送需要は、通常、期間が限定的であるにもかかわらず、運送事業者は、都度、建設工事現場近隣への営業所の設置及び廃止の手続（国土交通大臣の認可）が必要であるところ、建設工事現場に超大型貨物を搬入するために設置する臨時的活動拠点において、運送事業者が輸送の安全確保に係る措置を適切に講ずることを前提に、その設置及び廃止等の手続を緩和する特例を制定する。	措置済み	国土交通省
29	風力発電設備の部材を輸送する場合の保安基準緩和認定の明確化	国土交通省は、風力発電設備の部材等の長大又は超重量の物品の輸送に当たっては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条に基づき、基準緩和の認定を受ける必要があるところ、申請により、車両総重量等を自動車の性能の最大値として認定することができるものとするを明確化し、周知する。	措置済み	国土交通省

(5) 国や地方公共団体が所有する公共施設における再生可能エネルギーの推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
30	再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策の推進に関する法律上の公共部門の率先実行のPDCAの改善	「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和3年10月22日公表）における2030年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで6.0GW（以下「GW導入目標」という。）分の導入が見込まれているが、その達成に向けて着実にPDCAを回していくために、以下の措置を講ずる。	a：令和4年度措置、以降毎年度実施 b：aを踏まえて、令和5年上期措置 c：順次措置 d：令和5年上期措置	a：環境省 b：環境省 その他全府省庁 c：警察庁 総務省（消防庁） 文部科学省

		<p>a 環境省は、各府省及び地方公共団体に対して行うフォローアップ調査や施行状況調査等を通じて、施設の種別等に応じて太陽光発電のkWベースでの導入実績及び2030年度の導入見通しの把握を実施する。また、把握した地方公共団体の施設種別の導入実績・導入見通しは、各府省に共有する。</p> <p>b 環境省及びその他各府省は、aにおいて把握した国及び地方公共団体における導入見通しの総計とGW導入目標との整合性を踏まえて、施設種別に、kWベースでの2030年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標を策定し、GW導入目標の達成に向けたPDCAを回す仕組みを構築する。</p> <p>c 関係府省は、所管する行政分野に関する事務を担当する地方公共団体の各部局に対して、地方公共団体が所有する公共施設（敷地を含む）において主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入が進むよう支援や助言、情報提供等を実施する。</p> <p>d 環境省は、各府省に対して行うフォローアップ調査等を通じて、各府省が把握するよう努めた独立行政法人等の計画策定状況及びkWベースの導入実績について取りまとめ、その状況を公表する。また、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに「国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進」に関する記載を追加しており、さらに、施行状況調査に地方独立行政法人の計画策定等に関する設問を追加し、結果を取りまとめて公表する。</p> <p>e 環境省は、低炭素社会実行計画等を策定している特殊法人であったとしても、当該法人が策定する同計画に、政府実行計画に定められた各種目標が内包されていない場合には、政府実行計画に準じた計画の策定を当該特殊法人に促すとともに、政府実行計画に準じた計画の策定が適当でない場合はその理由を把握する等の取組を各府省に対して依頼する。</p>	e : 令和4年度措置	厚生労働省 国土交通省 環境省 d : 環境省 e : 環境省
31	公営住宅の省エネルギー化・再生可能エネルギー導入の推進	国土交通省は、公営住宅の省エネルギー化・再生可能エネルギー導入を図るため、新設する公営住宅は、原則としてZEH水準を満たすこと、また、やむを得ない場合等を除いて原則として太陽光発電設備の設置を行うことなどを盛り込んだ公営住宅等整備基準に関する技術的助言を改正する。	措置済み	国土交通省
32	国の庁舎等への再生可能エネルギー設置に係る屋上等の使用許可の複数回更新の可能化	長期契約が一般的なPPAモデル（事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電設備を無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を事業者を支払うビジネスモデル等を想定）への対応を念頭に、国の庁舎等において、再	措置済み	財務省 環境省

	生可能エネルギー発電設備の設置に係る屋上等の使用許可を複数回更新できるよう関連通達を改正する。		
--	---	--	--

(6) グループ内外無差別的な電力取引の担保策等

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
33	内外無差別な電力卸売の実効性の確保等	<p>スポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、電力システムの基盤となる競争環境を整備する観点から、支配的事業者の発電・小売事業の在り方、具体的には、旧一般電気事業者の内外無差別的な卸売の実効性を高め、グループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題を検討することが重要。こうした観点から、経済産業省は、1)内外無差別な交渉機会の確保、2)内外無差別な卸条件の確保、3)内外無差別な卸売を担保する体制の確保について、以下の取組を求め、今後、その進捗状況を確認するとともに、その他の課題（売り入札の体制、会計分離、発電分離等）についても検討していく。</p> <p>1) まずは、令和5年度当初からの通年契約について、相対契約の交渉機会を内外無差別に均等に確保するため、旧一般電気事業者各社において、相対卸売の交渉スケジュールを、卸売を希望する事業者に内外無差別に明示する。また、社内・グループ内小売も含め卸売を希望する事業者との交渉を同じ時期に進める。更に、他社との相対取引と比較可能な形で、旧一般電気事業者の社内取引の条件を定めた文書を整備する。経済産業省は、交渉スケジュールが把握できる資料の提出を求め、実施状況を確認する。</p> <p>2) 契約条件が内外無差別に提供されることを担保するため、旧一般電気事業者各社において通年契約の卸標準メニュー（原則として、少なくとも通告変更権付きのもの、通告変更権のないものを1つずつ）を作成し、それぞれの具体的条件（通告変更の幅・タイミングなどオプションの詳細等）を設定・公表した上で、当該卸標準メニューに沿って取引交渉を実施する。経済産業省は、卸標準メニューと実績との乖離を確認する。</p> <p>3) 発電・小売部門間の情報遮断の更なる徹底に向けて、旧一般電気事業者各社において、情報遮断に関する社内の規程を整備する。旧一般電気事業者各社の社内取引について、社外契約と比較可能な粒度で、社内取引の条件を定めた文書を作成する。経済産業省は、上記に加えて、卸取引を担当する部門の組織上の位置付け等についても確認する。</p>	令和4年度以降順次措置	経済産業省
34	卸電力市場における旧一般電気事業者の自主的取組のガイドラインへの位	a スポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、卸電力市場に係る旧一般電気事業者の自主的取組の改善（余剰電力の限界費用ペー	a : 令和4年度中を目途に結論を得ることを目指し、結論	経済産業省

	置付け	スでの全量市場供出のガイドラインへの位置付け)を実施する。 b さらに、卸電力取引所における取引の活性化に向けた方策について、あらゆる可能性を排除せずに引き続き検討する。	を得次第速やかに措置 b: 令和4年度以降順次検討	
35	発電ユニットごと・コマごとの発電電力量の情報公開	経済産業省は、卸電力取引市場(スポット市場)の透明性確保や市場参加者の予見性向上、電力分野のデジタル化、発電に関する理解・信頼性の向上のため、欧州での対応を参考に、発電ユニットごと・コマごとの発電電力量の情報公開について、関係機関において必要な検討が行われることを前提に、各検討の結論を得次第速やかに措置を講ずる。	令和4年度中を目途に結論を得ることを目指し、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
36	需給曲線の情報公開	スポット市場の取引価格の高騰時等における情報公開の促進等の観点から、 a 分断エリア別の需給曲線の公開を実施する。 b 海外同等の閲覧・ダウンロードしやすい形での需給曲線の情報公開を検討し、結論を得た上で、速やかに実施する。	a: 令和4年上期措置 b: 令和4年内を目途に検討を行い、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

(7) ディマンドレスポンス等の普及拡大に向けた制度見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
37	容量市場における発動指令電源の調達量上限の見直し等	a 経済産業省は、容量市場のメインオークションにおいて、発動指令電源の調達量上限(H3需要の3%)が設定されているところ、調達量上限の在り方について、上限の撤廃も選択肢に含めて検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 経済産業省は、容量市場において、実需給年度の至近まで、稼働を見通せない電源等にも取引の機会を与えるため、1年前に実施される追加オークションの在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。 c 経済産業省は、容量市場のオークションにおいて、発動指令電源の同一価格の応札が複数存在し、調達量上限を超過した場合、現行制度ではランダム約定処理されること、按分処理を含めた他の約定方法についても検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
38	容量市場における発動指令電源の電源等登録期限の見直し等	経済産業省は、諸外国とは異なり、容量市場における発動指令電源は、落札後18か月以内に電源等を登録する必要があるところ、 a 落札後容量提供開始年度(43か月)までに登録をする安定電源と同様の期限とすることも選択肢に含めて検討し、必要な措置を講ずる。 b 電源等リストの提出から実効性テストまでの期間について、運用状況を踏まえ、手続期間を短縮していく方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	a: 令和5年上期目途での結論を目指す、結論を得次第速やかに措置 b: 令和4年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

39	容量市場における1地点複数電源の応札可能化	<p>経済産業省は、容量市場において、「1地点複数電源区分（安定電源と発動指令電源の組合せ等）」の応札は認められていないところ、</p> <p>a 安定電源と発動指令電源の組合せについて、1地点複数応札を可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 変動電源と発動指令電源の組合せについて、各電源から供給した分を区分計量できる場合の、容量市場のリクワイアメント及びその確認方法について技術的な実現可能性を確認しながら検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a：令和4年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b：令和4年内を目的に検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	経済産業省
40	需給調整市場における系統側蓄電池、需要側蓄電池が参加可能な超高速商品の設計	<p>経済産業省は、変動性再生エネの増加や火力電源の退出等によって慣性力の必要性が高まってくることが想定されるところ、慣性力の必要量の検討、技術課題の整理、費用対効果の算定等の結果や蓄電池の応答性を踏まえ、活用の仕組みの検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>需給調整市場の商品が出そろう令和6年度末までの検討状況を踏まえ、速やかに結論</p>	経済産業省
41	調整力公募や需給調整市場における計量方法	<p>経済産業省は、調整力公募や需給調整市場にディマンドレスポンスで参画する場合、現状は需要家の引込み地点（受電点）で計量及びベースライン設定を行うこととなっているところ、受電点より下部のメータで計量及びベースライン設定を行うことを認める場合、需要家内での不正行為の防止策の策定やそれに関わる一般送配電事業者の業務負荷の増加への対応が必要なことから、コスト・ベネフィットの評価を含め、その実現可否の検討を行い、結論を得る。</p>	<p>令和4年度結論、結論を得次第速やかに措置</p>	経済産業省
42	ノンファーム接続の電源・蓄電池の容量市場等への参加	<p>経済産業省は、ノンファーム接続の電源・蓄電池は容量市場及び需給調整市場への参加が不可となっているところ、</p> <p>a 容量市場については、令和4年度メインオークションにおいて、基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源の参加を可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 需給調整市場については、市場参加に必要な要件を満たしていることを前提に、令和4年度末に予定されている再給電方式導入以降は、ノンファーム接続の電源であってもファーム接続の電源と同様に需給調整市場への参加を可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>令和4年上期結論、結論を得次第速やかに措置</p>	経済産業省
43	需給調整契約の実態調査等	<p>経済産業省は、電源トラブルや系統事故等により、電力不足が懸念される場合などに電力の使用を抑制する目的で旧一般電気事業者と需要家間で結ばれた需給調整契約について、送配電部門の分離に伴い、小売部門に引き継がれたケースがあるが、発動を前提とされた運用がなされているかなど必ずしも明確ではないことから、</p> <p>a 旧一般電気事業者各社の需給調整契約の</p>	<p>a：令和4年度上期措置</p> <p>b：aの調査結果を踏まえて令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	経済産業省

		<p>契約実態（発動を前提とした運用がなされているか、発動実績、料金割引の水準等）を調査し、その結果を公表する。</p> <p>b 新たな需要抑制契約の提案・締結の環境を整えるために、上述の調査の結果、発動を前提とした運用がなされていない場合には、そのような契約は需要抑制とは無関係な「付帯契約」であることを「適正な電力取引ガイドライン」等に明確にすることも選択肢の1つとして検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>		
--	--	--	--	--

(8) 地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大に向けた規制・制度の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
44	小出力太陽電池発電設備等の保安規制の拡充	<p>a 経済産業省は、小出力太陽電池発電設備等の保安規制の適切な拡充を図るために、太陽電池発電所の使用前自己確認制度について、現在対象外としている50kW～500kW規模の太陽電池発電所も対象に含めるとともに、使用前自己確認の確認項目について、太陽電池発電設備や風力発電設備については、電気的なリスクだけではなく、設備の構造的なリスクについても確認を求める方向で見直しを実施する。</p> <p>b 経済産業省は、これまで一部保安規制の対象外だった小出力発電設備（太陽光発電設備（50kW未満）、風力発電設備（20kW未満））について、新たな類型（「小規模事業用電気工作物」）に位置付け、既存の事業用電気工作物相当の規制を適用（技術基準維持義務等）しつつ、保安規程・主任技術者関係の規制については、これに代わり、基礎情報届出を求める方向で見直しを実施する。</p>	今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み	経済産業省
45	電気工作物の事故情報の詳細かつ全国規模での公開	<p>経済産業省は、再生可能エネルギー等に係る事故の再発防止等の観点から、各産業保安監督部等に報告された電気設備の電気事故報告（事故詳報）情報を全国規模で集約したデータベースを構築し、当該データベースに基づいた電気事故の情報を電気設備の事故情報公開システムによって公開する。</p>	措置済み	経済産業省
46	民有林における太陽光発電設備に係る林地開発許可（1ha超）の在り方	<p>a 農林水産省は、令和元年12月に林野庁より通知した太陽光発電設備の設置に関する林地開発許可基準について、都道府県の運用実態を把握・分析し、効果の把握を行うとともに、その取りまとめ結果を公表する。</p> <p>b また、農林水産省は、運用実態の把握・分析を通じて、必要となる林地開発許可基準の見直しについて検討し、結論を得る。</p> <p>c 農林水産省は、林地開発許可に関して、法令上に明記されていない「取り消し措置」の有効性を整理し、その結果を都道府県と共有する。</p> <p>d 農林水産省は、執行強化のために、違反行為に対する行政指導や監督処分の全国的な</p>	<p>a：令和4年上期措置</p> <p>b：aを踏まえて、令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>c：有効性の整理：措置済み</p> <p>共有：順次措置</p> <p>d：措置済み</p>	農林水産省

		取組状況を都道府県と共有するとともに結果を公表し、また、違反行為に対する行政指導や監督処分の事例分析をした上で、都道府県と共有し、執行体制を支援する。		
47	民有林における太陽光発電設備に係る1ha以下の開発行為への規制の在り方	農林水産省は、伐採届により確認される森林以外への転用案件について、衛星写真を活用して行った土砂流出等の発生状況調査を踏まえ、必要に応じて基準の見直しについて検討し、結論を得る。	令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省

(9) 電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
48	電気保安規制の主任技術者制度に係る見直しの検討	経済産業省は、電気主任技術者制度において、2時間以内の到着要件や監督可能な事業場数など、一律に求められている現行規制の趣旨・目的や規制の科学的根拠・合理性について、諸外国の規制との比較や保険制度の適用等も含めて調査し、審議会での議論をもとに、結論を得て、必要な規制見直しを実施する。	令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
49	統括制度における電気主任技術者の2時間以内到着ルールの見直し	経済産業省は、電気事業法に基づく現行の保安規制において、特別高圧（5万V以上）で系統連系する大規模再エネ設備や、電圧が17万V未満の火力発電所及び需要設備等への統括制度を利用した第2種電気主任技術者の選任は、設置場所への2時間以内の到着要件を求めているところ、第2種電気主任技術者がスマート保安技術を活用して確実な指揮監督を行うことを前提として、2時間以内に同設備に到達できる者を担当技術者とする組織形態も可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年上期措置	経済産業省
50	外部委託の対象となる電圧・出力規模の拡大	経済産業省は、外部委託の対象となる電圧・出力を特別高圧で系統連系する設備まで拡大することに関して、諸外国の規制・制度等を調査した上で、我が国の電気保安規制の制度趣旨も踏まえつつ検討し、必要な措置を講ずる。	令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
51	外部委託制度における月次・年次点検周期や換算係数・圧縮係数の見直し	a 経済産業省は、自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、告示等にて点検頻度（例：月次点検を1月に1回以上実施、年次点検を1年に1回以上実施など）を定めているところ、スマート保安技術を実装し、高い保安レベルを確保している事業者に対する点検頻度の検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 経済産業省は、「スマート保安プロモーション委員会」等を活用してスマート保安技術等を実装し保安レベルが確保されるか否かを確認した上で、随時換算係数・圧縮係数の見直しを併せて行う。	令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
52	有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備	a 経済産業省は、有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備について、発電設備	a：令和4年度上期検討・結論・措置	経済産業省

	に係るボイラー・タービン主任技術者の選任方法や監視形態に係る見直し	等の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行うためにボイラー・タービン主任技術者の選任が必要とされているところ、そのリスクや他国における保安規制を調査するとともに、ボイラー・タービン主任技術者の選任方法等について、大臣許可選任の要件に、経済産業省が実施する講習の修了者等を選任することを可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。 b また、経済産業省は、同発電設備について、事故時の体制等を調査した上で、海外と同様に、随時監視制御方式や随時巡回方式が可能か否かや無人化が可能か否かについて検討を進め、必要な措置を講ずる。	b: 令和4年度検討・結論・措置	
53	ダム水路主任技術者に係る実務経験年数等の見直し【再掲】	a 経済産業省は、将来的な人材不足が懸念されるダム水路主任技術者の免状取得に当たり求められている実務経験年数について、 ①講習受講等による実務経験年数の短縮 ②実務経験年数の対象業務の見直しに係る検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 経済産業省は、ダム水路主任技術者が統括管理できる事業場数の上限や到達時間の制限の見直しの検討を行い、必要な措置を講ずる。	a①: 令和4年上期措置 a②: 措置済み b: 令和4年度上期措置	a, b: 経済産業省
54	バイオマスボイラーの遠隔制御監視基準の見直し	厚生労働省は、バイオマスボイラーについて、ボイラー設置場所以外で遠隔監視する場合、遠隔監視室を設置する場合の基準を示す一方、遠隔監視室以外の場所における監視装置による監視の基準を示していないところ、監視装置の監視の基準について専門家による技術的検討を行い、通達の改正を行う。	措置済み	厚生労働省

(10) 住宅・建築物分野におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
55	省エネルギー基準の適合義務化・基準強化	a 国土交通省は、省エネルギー基準適合義務化の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化する。 b 国土交通省及び経済産業省は、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、統合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを実施する。	a: 今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み b: 左記目標と整合的に措置	a: 国土交通省 b: 国土交通省 経済産業省
56	住宅性能表示制度における省エネルギー性能に係る更なる上位等級の創設	国土交通省は、従前の住宅性能表示制度における省エネ性能に係る等級は現行の省エネ基準相当等が最高等級であり、地方公共団体等においてZEHを上回る断熱性能の基準設定等が行われる中で、従前の住宅性能表示制度ではZEHやそれを上回る省エネ性能を評価することができなかつたため、ZEH基準の水準の省エネ性能に相当する上位等級（断熱等性能等級5及び一次エネルギー	ZEH水準の等級: 措置済み ZEH基準を上回る上位等級: 令和4年10月措置	国土交通省

		消費量等級6)を設定するとともに、さらに、戸建住宅におけるZEH基準を上回る上位等級(断熱等性能等級6及び7)を新たに創設する。		
57	住宅・建築物の省エネルギー性能表示の推進	国土交通省は、住宅・建築物の販売・賃貸における省エネ性能表示について、販売事業者等がその販売・賃貸する建築物の省エネ性能に関し表示すべき事項及び表示に際して遵守すべき事項を定め、これに従って表示を行っていない事業者に対し、勧告等を行うことができるよう、強化する。	今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み	国土交通省
58	建築物への再生可能エネルギー設備の設置に係る説明義務制度の創設	国土交通省は、市町村が、地域の実情を踏まえて再生可能エネルギー利用設備の設置を促すことにより建築物の省エネ性能の向上を図ることが効果的な区域について、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画を定め、当該区域内において、建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備の効果等の説明義務を課することができる制度を創設する。	今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み	国土交通省
59	再生可能エネルギー利用設備の設置に際しての形態規制に関する特例許可	国土交通省は、地域の実情を踏まえて再生可能エネルギー利用設備の設置を促すことにより建築物の省エネルギー性能の向上を図ることが効果的な区域内で、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画に即して再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物について、特定行政庁が市街地環境を害しないことを個別に確認し、建築審査会の同意を得た上で許可した場合には、許可の範囲内で、建築物の高さ等の限度を超えることを可能とする制度を導入する。	今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み	国土交通省

(11) その他

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
60	農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定	農林水産省は、2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標を策定する。その際には、森林分野の導入目標も併せて示す。	令和4年度内の措置を目指す	農林水産省
61	生産緑地地区内における売電を行う営農型太陽光発電設備の設置の実現	現行制度上認められている、農産物等の生産のために必要な太陽光発電設備だけではなく、営農の確保を前提に売電を行う営農型太陽光発電設備についても、生産緑地地区内で設置できるよう措置を検討する。	令和4年内のできるだけ早期に検討・結論	国土交通省
62	北海道エリアにおける蓄電池の設置	経済産業省は、北海道エリアにおいて、現在、自然変動電源に課されている、発電事業者負担のサイト側蓄電池の設置等を実質的に求めている出力変動対策要件について、今後必要となる調整力の算定・確保の在り方や調整力不足時の対策等の検討の進捗を踏まえつつ、審議会において具体的な撤廃時期など撤廃に向けた議論を行い、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期までのできるだけ早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
63	再生可能エネルギー電気	経済産業省は、再生可能エネルギー電気の	措置済み	経済産業省

	<p>の利用の促進に関する特別措置法における申請方法のデジタル化</p>	<p>利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく申請の方法については、現在はシステムにより申請書の作成を行った後に郵送することとなっているが、オンラインでの申請が可能となるよう措置を講ずる。</p>		
64	<p>水上太陽光に係る、ため池に関する情報提供の拡充</p>	<p>農林水産省は、ため池防災支援システムに登録されているため池の位置（緯度・経度）や満水面積などの情報を、都道府県と調整し、農林水産省ホームページに公表する。</p>	<p>令和4年度上期措置</p>	<p>農林水産省</p>

<デジタル基盤>

(1) 社会のデジタル化の基盤整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	5 G等の普及拡大に向けた取組	<p>a 総務省は、5 G・ローカル5 Gを含む全ての無線局（船舶局及び航空機局を除く。）について、令和7年1月に予定されている総合無線局監理システムの更改において、書面による免許状の交付をデジタル化するとともに、点検・検査等の際には、免許人がダウンロードしたデジタル免許情報を提示する、あるいは、総務省が保有する免許情報の電子データを免許人が参照し、電磁的に表示することで確認できる仕組みを構築することにより、書面の免許状の備え付けを不要とする。</p> <p>b 総務省は、上記 a の実現までの暫定措置として、書面で交付される免許状をスキャナ一保存することにより、書面の免許状の備え付けを不要とするために必要な措置を、令和4年度中に講ずる。</p> <p>c 総務省は、ローカル5 Gの免許申請に係る事業者の負担軽減を速やかに実現する観点から、免許申請の際に必要なとされる登記事項証明書の添付を不要とすること等を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 総務省は、書面の高周波利用設備の許可状の備え付け義務について、令和5年度中に廃止するとともに、関連手続の業務の見直し及び電子申請の導入によるデジタル化を進める。</p> <p>e 総務省は、令和4年度における5 G用の新たな周波数（2.3GHz帯）の割当てに当たり、条件不利地域等に対する基地局開設を促進する評価指標を導入する。</p> <p>f 総務省は、「ローカル5 G導入に関するガイドライン」について、記載されている法令の解釈を一層明確化するとともに、手続方法の説明を拡充する等、ユーザー目線から分かりやすい表記に改定する。特に、「電気通信事業を営む」に該当しない条件、ローカル5 G導入上必要となる国際携帯電話加入者識別子（IMSI：International Mobile Subscriber Identity）の使用事例、同期・準同期方式に係る変更時の申請手続や無線局免許状交付後の手続を追記する。</p> <p>g 総務省は、「ローカル5 G導入に関するガイドライン」について、ローカル5 Gの利用者となる事業者からの要望事項について、継続して聴取を行い、適宜必要な追記を行う。</p>	<p>a：令和7年1月措置</p> <p>b：令和4年度措置</p> <p>c：速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置</p> <p>d：令和5年度措置</p> <p>e, f：措置済み</p> <p>g：令和4年度以降継続的に措置</p>	総務省
2	インターネットバンキングの利用促進	<p>a 金融庁及び経済産業省は、インターネットバンキングの利用を含めた取引のデジタル化が企業の生産性向上に資することを踏まえ、金融機関側・中小企業側の双方の視点から、法人インターネットバンキングの利用</p>	<p>a：令和4年上期のできるだけ早い時期に措置</p> <p>b：可能なものから速やかに措置</p>	金融庁 経済産業省

		<p>状況の実態把握、及び、利用促進に向けた課題の抽出を行う。</p> <p>b 金融庁は、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」の場も活用し、UI・UXの改善、利用頻度の高い手続のオンライン完結、窓口に比した利用料の引下げ等に係る優良事例の横展開・公表やフォローアップ等を行う。また、金融庁及び経済産業省は、地域や利用者の属性に応じた適切な利用促進策を講ずる。</p> <p>c 金融庁及び経済産業省は、法人インターネットバンキングの普及・浸透の進捗を評価し、PDCAサイクルを回す上で適切な指標及び目標値を設定するとともに、定期的に公表する。その際、自主的なものも含め、金融機関ごと、利用者の事業規模・業種ごと、都道府県ごとの指標の公表について検討する。</p>	c：令和4年下期のできるだけ早い時期に措置	
3	企業の会計業務におけるデータ流通の促進	<p>a 経済産業省は、クレジットカード決済サービスと会計ソフト等のAPI等によるデータ連携の実施が中小企業等の会計事務の効率化に資することを踏まえ、データ連携の実施状況について確認を行った結果として法人向けクレジットカード決済サービスにおいてデータ連携の環境整備が進みつつある事が確認された事も考慮しつつ、社会のデジタル化を促進する観点から、目指すべき法人向けクレジットカード決済サービスを活用したデータ連携の目標を定めた上で、民間主導による取組で十分な進展が図られるか検証する。</p> <p>b 経済産業省は、検証結果を踏まえ、目指すべきデータ連携の実現に向け、データ利活用の技術の進展も見据えつつ、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 経済産業省は、API等によるデータ連携を可能とする環境の整備に伴い生じるコスト負担について、データ流通の促進を過度に妨げることのないよう、その在り方について検討する。</p> <p>d 金融庁は、資金移動業者・前払式支払手段発行者（以下「資金移動業者等」という。）が提供する企業向け決済サービスと企業が会計事務に利用する会計ソフトとのAPI連携の実施状況について把握するとともに、企業の会計業務の効率化に資する民間サービスによるデータ連携が図られるか検証する。</p> <p>e 金融庁は、検証結果等を踏まえ、資金移動業者等の競争環境や市場規模、イノベーションに与える影響等に留意しつつ、更なる対応が必要かを検討する。</p>	<p>a：令和3年度以降引き続き措置</p> <p>b：引き続き検討の上、可能なものから速やかに措置</p> <p>c：速やかに検討開始</p> <p>d：令和4年上期措置</p> <p>e：令和4年下期に検討の上、可能なものから速やかに措置</p>	a～c：経済産業省 d,e：金融庁
4	金融商品取引における書面交付原則のデジタル原則化	<p>金融庁は、書面交付を原則とする金融商品取引における顧客への情報提供について、顧客の投資判断等に資する適宜・適切な伝達・受領確認・アクセス確保など「デジタル完結」</p>	令和4年内を目途に結論、結論を得た上で可能なものから措置	金融庁

		<p>の意義・効果のみならず、金融商品取引業者等の環境配慮やコスト削減も踏まえ、顧客の求めがない場合にはデジタルでの情報提供のみを行う、原則デジタル化について金融審議会での検討を続ける。同審議会においては国内外の原則デジタル化に向けた改革の進展を踏まえ、従来からの顧客への情報提供のデジタル化や、顧客に対するより分かりやすい情報提供のあり方、対象とする顧客の範囲、書面交付を求める顧客の意思確認手法、必要な顧客保護のための措置など実務的対応も含めて結論を得、その結果に基づき、法案提出等必要な措置を行う。</p>		
5	船荷証券の電子化	<p>法務省は、「商事法の電子化に関する研究会」（令和3年4月立上げ）に引き続き参加し、貿易実務に係るユーザーの声を丁寧に聴取する。国際的な動向等も踏まえ、船荷証券の電子化に向けた制度設計も含めた調査審議を進め、令和3年度中に一定の結論を得、法制審議会への諮問などの具体的措置を速やかに講ずる。</p>	措置済み	法務省
6	公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化	<p>a 法務省は、公正証書の作成に係る一連の手続について、公証役場における業務フローを含め抜本的な見直しを行うとともに、デジタル技術の進展等に応じて継続的な公証制度及び公証役場の業務改善が可能となるような規律を検討するなど、デジタル原則にのっとり必要な見直し及び法整備を行う。</p> <p>また、引き続き書面・対面で公正証書を作成する場合についても、署名や押印の必要性を含め、公証役場における業務フローを幅広く検証し、デジタル技術を活用して利便性が高く効率的な仕組みができないか検討する。</p> <p>b 法務省は、全ての国民がデジタル化による高い利便性を享受できるようにするためのシステム整備が必要となることを踏まえ、予算措置の要否の検討を含めて日本公証人連合会と連携し、必要な措置を講ずる。この場合、システム設計は、法制度の検討や適切な業務の見直しと並行して行うことが重要であることを踏まえ、システムの在り方について検討するために必要な措置を速やかに講ずる。</p> <p>なお、システムの検討に当たっては、次の取組を行うものとする。①制度面とシステムの設計を並行して行うこと、②システム設計を進める前提として、利用者の視点で、公正証書の作成から使用、保管に至る一連の手続全体の電子化とBPRを徹底し、必要に応じて民間企業を含めた関係機関とのデータ連携を可能とするとともに、不必要なローカルルールがある場合は、その排除に取り組むこと、③個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した</p>	<p>a: (前段) 令和4年度中に検討・結論を得て、令和5年の通常国会に法案提出、令和7年度上期の施行を目指す、(後段) 令和4年度中に検討、一定の結論を得る</p> <p>b: システムの在り方について令和4年度上期に一定の結論を得た上で、以後、継続的に措置。令和7年度上期のデジタル化を目指す</p>	法務省

		設計を行うこと、④開発段階から実際の利用者目線による試行を繰り返すとともに、運用開始後もシステムの利用状況を定期的に調査・検証し、システムの継続的な改善に取り組むこと。		
7	自筆証書遺言制度のデジタル化	<p>a 法務省は、国民がデジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、必要な検討を行う。その際には、遺言が、遺言者が生前にした意思表示により、その死後に効力を生じさせるという法律行為であり、国民生活上極めて重要な意義を有する相続制度を支える法制度であることを踏まえた上で、デジタル技術やそれを活用した遺言関連の民間サービスに知見のある者の協力を得る等して、国民の利便性を考慮しつつ、デジタル原則にのっとった制度設計に向けた検討を行うものとする。</p> <p>b 法務省は、自筆証書遺言書保管制度について、遺言書情報証明書等の申請手続等のオンライン化及び証明書のデジタル化などデジタル完結に向けて、費用対効果や国民からのニーズ等を踏まえて検討し、一定の結論を得る。</p> <p>c aの検討を踏まえ、デジタル完結を前提とした法務局における遺言を保管するための仕組みについて検討を行う。</p> <p>d 法務省は、aの検討に加え、現行の自筆証書遺言に関し、我が国社会において押印の見直しが急速に進展している状況も踏まえて押印の必要性を検証するとともに、自書を要求する範囲も含め、自筆証書遺言の信頼性を確保しつつ、それを国民が作成しやすくする観点から必要な検討を行う。</p>	<p>a, c, d : 速やかに情報収集等を行った上で令和4年度中に検討を開始し、令和5年度中を目途に一定の結論を得る</p> <p>b : 速やかに検討を開始し、令和4年度に一定の結論を得る</p>	法務省
8	株主総会資料のオンライン提供の拡大	<p>a 法務省は、株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置について、株主総会資料の電子提供制度の運用が開始されるまで継続する。</p> <p>b 法務省は、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置の運用状況を検証しつつ、株主総会資料の電子提供制度に基づく書面交付請求において書面に記載することを要しない事項の拡大について、商事法の電子化に関する研究会における検討を速やかに取りまとめ、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a : 措置済み</p> <p>b : 令和4年措置</p>	法務省

(2) 司法手続におけるデジタル化の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	民事訴訟手続のデジタル化	a 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に向け、令和4年通常国会に必要な法案を提出する。その際、デジタルを標準とするため、	<p>a : 措置済み</p> <p>b : 可能なものから速やかに措置</p>	法務省

		<p>インターネットを用いてする申立て等の在り方について検討し、少なくとも訴訟代理人があるときはインターネットを用いてする申立て等によらなければならないこととする。また、民事訴訟手続における審理終結までの予測可能性を高めるため、審理期間や口頭弁論の時期等についてあらかじめ定める新たな訴訟手続を導入するとともに、当該手続が実際に活用されるよう、利便性が十分に高いものとする。</p> <p>b 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも令和7年度に本格的な運用を円滑に開始するため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、令和5年度中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始するなど、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始できるように環境整備に取り組む。</p> <p>c 法務省は、デジタル化された民事訴訟手続を利用して本人訴訟を行う者に対するサポートを充実させるとともに、デジタル化による事務処理コストの低減を踏まえ、書面による申立て等に比べてインターネットを用いてする申立て等の手数料を引き下げることにより、インターネットを用いてする申立て等が標準となるよう取り組む。</p> <p>d 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、かつ、裁判に関係する者のプライバシーにも十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるようAPIを開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やアクシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCAサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとすることについての環境整備に取り組む。</p>	<p>c：継続的に措置 d：可能なものから順次措置</p>	
10	家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化	<p>a 法務省は、倒産手続における債権届出や債権管理等、デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する。</p> <p>b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執</p>	<p>a：令和4年度結論 b：令和5年の通常国会に法案提出、試行や先行運用については令和5年度以降可能なものか</p>	法務省

		<p>行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始するスケジュールを検討し、民事訴訟手続のデジタル化に大きく遅れることのないよう、本格的な運用を開始できるように環境整備に取り組む。</p> <p>c 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、かつ、裁判に関係する者のプライバシーにも十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるようAPIを開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCAサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとすることについての環境整備に取り組む。</p>	<p>ら速やかに措置、本格的な運用については令和7年度以降速やかに措置</p> <p>c：可能なものから順次措置</p>	
11	刑事手続のデジタル化	<p>a 法務省は、警察庁等の関係機関と連携の上、最高裁判所が所管する事項については司法府における自律的判断を尊重しつつ、刑事手続におけるデジタル技術の活用について、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書等を踏まえ、速やかに法制審議会に諮問し、令和5年度に必要な法案を国会に提出することを視野に入れて、法制化に向けた具体的な検討を速やかに進める。</p> <p>その際、法務省及び警察庁は、告訴・告発、交通反則切符の作成、訴訟記録の閲覧・謄写、公判における証人尋問や被害者参加、裁判員の選任手続等について、被疑者・被告人を始めとした関係者の権利利益の確保や、プライバシー保護の要請等の各手続の特性に十分な配慮を尽くしつつ、刑事手続に関わる国民の負担軽減等を図るためのデジタル化を行う前提で、課題解決に向けた検討を行うとともに、令和7年度中の一部施策の運用開始を視野に入れて、刑事手続のデジタル化の運用開始の詳細スケジュールを検討する。</p> <p>b 法務省及び警察庁は、法制審議会を含む</p>	<p>a：令和4年上期に諮問。令和5年度を視野に国会に法案提出</p> <p>b：令和4年度中に議論の状況を見極め必要な範囲で措置</p> <p>c：可能なものから順次措置</p>	警察庁 法務省

	<p>検討の場の議論の状況を踏まえて、実務上の課題を、数字等のファクトや関係者のニーズに基づき正確に把握するため、必要な範囲で調査を実施する。</p> <p>調査を行う際は、司法統計等の既存の統計を活用するとともに、必要に応じて追加的な統計調査を行うほか、法務行政に寄せられる国民の意見や情報通信技術の有識者の意見を聴取することに努める。</p> <p>c 法務省及び警察庁は、刑事手続のデジタル化に当たって、最高裁判所が所管する事項においては司法府における自律的判断を尊重しつつ、デジタル庁とも連携の上、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進し、令和8年度中に、新たなシステムを利用した活用施策を一部開始することを目指す。</p> <p>その際、法務省、警察庁、最高裁判所が整備するシステムについて、①業務の見直し、対応する制度面とシステムの設計を並行して行うこと、②個別の手続ごとのシステム整備やシステム間のデータ連携が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、③個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化され関係者の業務が全体として合理化されるよう、関係者間で緊密に連携すること、④利用者目線で利用しやすいものとするため、開発段階から実際の利用者による試行を繰り返すとともに、運用開始後もシステムの利用状況を適時調査・検証し、システムの継続的な改善に取り組むこと、⑤クラウドサービスを利用する際には、リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保することを念頭におきながら、環境整備に取り組む。</p> <p>特に、警察庁は、交通違反取締を含め現場のデジタル化に取り組む。また、効率的・効果的なデジタル化を推進する観点から、各地域による独自の運用等を見直し、全国統一的なシステムを構築する。</p>		
--	--	--	--

<人への投資>

(1) 個に応じた学びを大切にする、社会に開かれた初等・中等教育

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	誰一人取り残されない、デジタル活用を前提とした個別最適な教育	<p>a 文部科学省は、次期教育振興基本計画の策定に向けた議論を踏まえつつ、中央教育審議会等において、従来の対面・書面を前提とした一斉授業型の教育から、デジタル活用を前提とした個に応じた学びを推進するための学校教育を実現できるよう検討する。特に、個に応じた学びを進めるために必要な標準授業時数や教育課程に関する制度的柔軟性や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等専門人材のオンラインも含めた活用促進について、必要な検討を行う。</p> <p>b 文部科学省は、都道府県の設置認可に係る審査の基準等により、私立学校の新設を実質的に認めない運用がなされている等の事例について調査し実態把握を行うとともに、むやみに新規参入を妨げる等の不適切な運用が行われないう、必要に応じて改善を促す。あわせて、学校法人の経営判断をサポートできるよう、経営困難校等が学校法人運営からの撤退や学校再編による再生等を希望する場合に必要な手続をまとめたハンドブックの充実や一層の周知を図る。</p> <p>c 文部科学省は、1人1台端末の更なる円滑な利活用の促進に向けて学校現場や保護者等が留意すべき事項等をまとめたガイドラインを作成する。その際、オンライン授業や家庭での1人1台端末の活用促進及びICTを活用するに当たり求められる情報リテラシー・情報セキュリティ教育を十分に行うために必要となる情報や好事例の周知・徹底を図る。</p> <p>d 文部科学省は、1人1台端末について、平常時の持ち帰り活用が可能な学校が全体の26.1%に限られている状況について、学校現場において保護者等との共通理解を図れるよう支援するとともに、全ての児童生徒が1人1台端末の平常時の持ち帰り等により家庭でも学校でのICTを活用した学びが継続できるよう、オンライン授業や家庭でのICT活用ができるかどうか住んでいる地域によって決まる状態を解消するため、1人1台端末の平常時の持ち帰り等の実態を把握し、必要な施策を検討・実施する。</p> <p>e 文部科学省は、デジタル時代を踏まえた個に応じた学びを推進するため、授業で1人1台端末が活用されるよう必要な支援を行う。特に、教科や地域によって活用が進まない実態がないか調査し、そのような状況が確認された場合には当該状況を改善するため</p>	<p>a, j : 令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b, d, e, h, i : 令和4年度措置</p> <p>c, f : 措置済</p> <p>g : 令和4年度調査開始、令和5年度調査結果取りまとめ及び措置</p>	文部科学省

		<p>に必要な施策を検討・実施する。</p> <p>f 文部科学省は、感染症や災害の発生等の非常時の学習保障としてのオンラインを活用した特例の授業の実施状況や出席取扱いに地域差が生じていることに関し、オンラインを活用した特例の授業や家庭でのICT活用が安心してできるかどうかが生きている地域によって決まる状態を解消するため、適切な措置を検討し、実施する。</p> <p>g 文部科学省は、個に応じた学びを実現する手段の一つであり、令和4年度から開始する予定の授業時数特例校制度について、令和4年度導入後の実施状況等を調査するとともに、その結果を踏まえ、個に応じた学びの促進に必要な授業時数の在り方に関する検討を行う。</p> <p>h 文部科学省は、令和4年度より必修化された「情報Ⅰ」及び令和5年度より開設される「情報Ⅱ」について、生きている地域によらず全ての生徒が質の高い教育を受けられる状況であるか確認するため、教員配置状況、実技指導・実習実施状況（使用するプログラミング言語を含む。）、外部人材やチューターの活用状況、生徒の満足度、教員のフィードバックを調査し公表するとともに、「情報Ⅰ」を担当する教員等の指導力を向上し、全国で質の高い教育が実施されるために必要な施策を検討・実施する。</p> <p>i 文部科学省は、不登校児童生徒のオンラインを活用した学習を一定の要件の下で評価・出席扱いとできる制度について、令和2年度は196,127人の不登校児童生徒のうち、2,626件にとどまることを踏まえ、この制度の活用を促進するため、先進的な取組を行っている地方公共団体における評価への反映手法や課題を感じている地方公共団体における課題の内容等の把握に取り組むとともに、その結果や不登校児童生徒のオンラインを活用した学習ニーズを踏まえた制度の更なる活用に向けた改善を図る。</p> <p>j 文部科学省は、地方移住等に伴う区域外就学制度の特例的な活用に関して、事例等の把握に取り組むとともに、二地域居住等により住所の存する市町村以外に一時的に居住する児童生徒が、住民票所在地で通う学校に通い続けることを希望する場合における、オンラインでの授業参加も含む学びの保障の在り方について、児童生徒の状況等を踏まえた上で、検討する。</p>		
2	外部人材の積極活用を通じた社会とつながる質の高い学びの実現	<p>a 文部科学省は、教員の量と質とはトレードオフの関係にあるという指摘がある中、教育の質の確保に向けた方策を検討し、教育の質の確保に必要な教員の資質について早急に結論を得た上で、当該資質を備えた教</p>	<p>a, c~i, n: 令和4年度措置 b, k, l: 措置済み j: 令和3年度中調査結果公表済及び</p>	文部科学省

	<p>員を確保するための方策について、教員免許状制度の抜本的な改革を含めて検討し実現させる。特に、教員資格認定試験の試験区分の拡大や実務経験を加味した一部試験の免除など、普通免許状を持たない社会人等が学校現場に参画しやすくなるような試験制度の見直しを検討・実施する。</p> <p>b 文部科学省は、「特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する指針」（令和3年5月11日 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課）を踏まえ、特別免許状制度の運用の実態について調査するとともに、都道府県教育委員会が、同指針を踏まえ、特別免許状の授与候補者が勤務する予定の市町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望を十分考慮した上で、積極的に特別免許状を発行するよう必要な指導を行う。また、既に特別免許状を授与された教員が、当該免許状を発行した都道府県以外での勤務を希望した場合に、希望した都道府県においても速やかに特別免許状が発行されるよう、審査の短縮について同指針を踏まえ必要な指導を行う。</p> <p>c 文部科学省は、教員の任命権者等が、多様な専門性を持つ社会人をより積極的に採用しやすくなるように、これまでの特別免許状授与実績にとらわれない積極的な特別免許状授与が全ての地域で行われるよう、特別免許状授与の予見可能性を高める観点から、授与手続や授与基準の透明化を促進する。また、任命権者ごとに学校種ごとの特別免許状教員の採用実績の公表及び計画的な教員採用を行うよう指導するとともに、特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を推奨する等、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 文部科学省は、「特別免許状授与基準等に関するアンケート調査(令和3年10月実施)」により、国の指針を踏まえた特別免許状の授与基準を定めていないと回答した都道府県が6、授与基準そのものを定めていない都道府県が4存在することを把握しているところ、全都道府県で国の指針を踏まえた特別免許状の授与基準が策定されている状況の確保に向け、必要な指導を行う。</p> <p>e 文部科学省は、「特別免許状授与基準等に関するアンケート調査(令和3年10月実施)」により、特別免許状の授与基準を誰でも確認できるようHP等で公表していないと回答した都道府県が37に上ることを把握しているところ、全都道府県で国の指針を踏まえた特別免許状の授与基準を誰でも確認できるようHP等で公表されている状況の確保に向け、必要な指導を行う。あわせて、教員不足や教員採用試験受験者の減少が続く中、特別免許状制度が広く国民の知るところとな</p>	<p>検討開始、結論を得次第速やかに措置 m：令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p>
--	--	---

	<p>るよう、効果的な広報活動を検討し、周知を行うとともに、教育に関心があり知識・経験等を有する社会人に対する特別免許状活用を通じた積極的な採用活動の実施を推奨する。</p> <p>f 文部科学省は、小学校の特別免許状について、現在の教科ごとの免許状では学校現場の実情を反映しておらず外部人材の活用が難しい状況を改善するため、全教科で授与される普通免許状・臨時免許状と同等な扱いとなるよう、授与を受けようとする者の専門的知識経験等を踏まえ全教科での発行も可能となるような運用の見直し・明確化を始め、各学校における特別免許状の活用促進を図る。</p> <p>g 文部科学省は、中学校・高等学校における免許外教科担任の許可件数が高い水準で推移している中、相当免許主義にのっとりた運用が確保されるようにするため、これまでに発行実績のある教科だけでなく、幅広い教科で特別免許状が発行されるよう、任命権者ごとに教科ごとの特別免許状教員の採用実績の公表及び計画的な教員採用を行うよう指導するとともに、特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を推奨する等、必要な措置を講ずる。</p> <p>h 文部科学省は、中学校・高等学校の一部教科において当該教科の免許状を保有する質の高い教員の確保が困難となり、免許外担任の許可件数が高水準にある状況等を踏まえ、複数校指導の状況（同時双方向等のオンラインを活用した授業を含む。）を調査するとともに、複数校指導を推進する上で学校現場が困難に感じている点を把握し、制度利用促進に資する必要な措置を検討・実施する。</p> <p>i 文部科学省は、特別支援学級の教員を含めた特別支援教育に関わる教員の専門性を向上させるため、特別支援教育を担う教員の養成等の在り方やその方策について検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>j 文部科学省は、教員不足の実態について調査を行い、原因の究明・解消に向けて有効な取組事例の収集を行うとともに、産休代替・育休代替を含む教員の欠員が生じた際の代替教員の円滑な採用に向けて、「学校・子ども応援サポーター人材バンク」の活用を促進するほか、特別免許状等による外部人材の登用や普通免許状を保持する新卒者の入職を促進するために必要な方策を検討し、具体的施策を実施する。</p> <p>k 文部科学省は、学校における働き方改革に留意しつつ、教員の複数校指導が可能である旨広く周知し、制度の活用を促進する。</p> <p>l 文部科学省は、特に民間においても I C</p>		
--	---	--	--

		<p>T人材の需給がひっ迫している中、ICTに関する十分な知識を持って情報教育を行える教員を円滑に採用するため、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条は「教育に関する職」以外との兼職兼業を禁止してはならず、また、「教育に関する職」以外との兼職兼業について、営利企業との兼業を含め、一般の地方公務員と同様に、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条により任命権者の判断で行うことが可能であること、パートタイムの会計年度任用職員として任用する場合には、兼職兼業の許可を要しないことを広く周知するとともに、好事例を周知して優秀なICT人材の確保を促進する。</p> <p>m 文部科学省は、スクールロイヤー人材の更なる活用促進を図り、また、教育的視点を踏まえた対応が一層充実し、子どもの最善の利益が実現されるよう、教育の特性や学校の特徴等を踏まえて学校・教育委員会とスクールロイヤーとで共通理解を図っておくべき事項について広く周知するとともに、児童生徒の学びや発達を支えるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用事業やスクールロイヤー等の専門人材の活用について、オンラインの活用状況の地域別の定量的なデータを収集・効果を検証し、翌年度以降の活用促進を図るために必要な検討を行う。</p> <p>n 文部科学省は、個に応じた学びを進めるとともに、社会に開かれた初等中等教育を実現し、もって教育の質を高めることを目的として、特に情報科について、特別非常勤講師やチーム・ティーチングを始めとする外部人材の活用状況を調査するとともに、非常勤講師を含む外部人材活用を推進する上で学校現場が困難に感じている点を把握し、制度利用促進に資する必要な措置を検討・実施する。</p>		
--	--	--	--	--

(2) グローバルなイノベーションを育む高等教育

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	イノベーションの芽を育む大学設置基準等	<p>a 文部科学省は、現状の大学設置基準におけるハード面での質保証について、学びの形式の多様化や、学生個人に応じた教育の追究を可能にすることで、大学のイノベーションを促進するなど、学修者本位の学びを実現する観点から見直しを行うとともに、経営困難大学等が学校法人運営からの撤退や学校再編による再生等を希望する場合に必要な手続をまとめたハンドブックの充実や一層の周知を図り、学校法人の経営判断をサポートする体制を整える。</p> <p>b 文部科学省は、大学教育の実践において、</p>	<p>a, d~j: 令和4年度措置 b: 令和5年度以降検討開始、結論を得次第速やかに措置 c: (前段) 令和4年度措置、(後段) 令和5年度以降措置</p>	文部科学省

	<p>メタバースやVR (Virtual Reality) 等の新技術の活用を含むオンラインも活用した授業開発が進む中で、オンライン授業と対面授業の二項対立から脱した、学部段階から様々な授業形態の長所を融合した質の高い教育を実現するため、現行の大学設置基準に定められた、通学制大学の学部教育で行うオンライン授業全般にかかる卒業単位への算入上限について、削除の可否や上限の対象とすべき授業の態様を含め、在り方を検討する。</p> <p>c 文部科学省は、通学制大学の学部教育で行うオンライン授業全般にかかる 60 単位上限の制限を免除する特例等について、要件を満たしていれば特例制度の活用が認められるようにするなど、意欲ある大学が活用しやすいように、手続コストを最低限にするとともに、審査結果の予見可能性を高める制度設計とする。あわせて、特例での実績を把握し、b に定める検討に活用する。</p> <p>d 文部科学省は、大学に最低限必要な施設設備等に関する規定、校地・校舎の面積に関する規定等について、学生や教員の教育研究上支障が生じないことや大学の独自性を考慮した上で柔軟に対応できるように、大学設置基準の見直しを実施するとともに、各大学の設備を学生や教員の教育研究上支障がない範囲で他大学・機関・地方公共団体等と共有・共用（シェアリング）できることを周知する。</p> <p>e 文部科学省は、現行の紙の本や黙読・自学自習を前提とした図書館設備に関する規定を見直すとともに、図書館をラーニング・commonsとして整備できることや、学生や教員の教育研究上支障がない範囲で他大学・機関・地方公共団体等と共有・共用（シェアリング）したり、電子書籍・文献・資料等を管理する電子図書館についても、他大学・機関・地方公共団体等との共同設置を含めた整備を行ったりすることが可能であることを周知する。</p> <p>f 文部科学省は、今後リカレント教育による社会人入学や学修者主体の教育の浸透による科目等履修生・聴講生の受入れ、国際交流の活性化による留学生受入れが増加すると予測される中で、現在の厳密な定員管理の在り方について見直しを検討する。その際、現在の厳密な定員管理の要求が、特に都市部の一部大学への過度な学生の集中を避け大学教育の多様化を担保する役割を持つことに十分留意した上で、定員管理制度の見直し、学修者主体の教育の実現による実質的な大学教育の多様化につながるものとなるよう、他の項目に関する検討内容も踏まえて適切に検討する。</p> <p>g 文部科学省は、専任教員数について、多様</p>		
--	---	--	--

		<p>な働き方・価値観が広がり、非常勤講師・実務家教員を含む兼任教員、T A (Teaching Assistant)、S A (Student Assistant) 及び大学職員が教育に果たす役割が拡大していること、オンライン授業の活用が進んでいること、チーム・ティーチングの活用が進んでいることなどを踏まえ、大学設置基準の専任教員の基準について見直す。</p> <p>h 文部科学省は、学修者主体教育を実現するための学びの形の多様化を図るため、卒業要件としての修業年限の規定を見直し、修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化する方向で大学設置基準の見直しを行う。</p> <p>i 文部科学省は、他大学との単位互換について、学修者本位の教育の実現に向け、学生が自ら必要な学びを選択できるようにするため、大学があらかじめ協定等により定めた大学との単位互換に限定されるものでなく、個々の学生の学修ニーズに基づいて行われた他大学での学修についても、当該学生の申請に応じて、所属大学の判断により教育上有益と認めるときは単位認定ができることを、大学関係者を通じて学生が知り、実際に活用できるよう周知する。</p> <p>j 文部科学省は、学修者本位の学びを実現する観点から、大学において、教員と職員が協働して取り組むよう、学部事務局やキャリアセンターといった大学職員組織が中心となって教員とともに学生を支援する仕組みについて、優良事例を横展開するなどにより、各大学の取組を推進していくことを検討する。</p>		
4	<p>社会変革を促す新しい学 究を支える環境整備</p>	<p>a 文部科学省は、大学が提供する教育の質の評価について、認証評価制度等既存の枠組みについて、外部からの調査を通じた受動的な評価にとどまらず、各大学が能動的に教学マネジメントを行い、対面・オンラインの手段にかかわらず、質の高い教育に取り組むと同時に質の低い授業の改善を行う取組を推進する。</p> <p>b 文部科学省は、大学等における授業の実施に当たり、対面・オンラインの手段にかかわらず、学生が実質的な学修及び学修に必要な交流を得られるような取組を要請するよう周知する。特に、教員及びT A、S A等教育補助者によるオフィスアワー等の学修支援は、学生が支援を求めやすくなるよう、オンラインでの実施を含め、取組を推奨するとともに、教員と学生の双方向性ある対話も含め、新たな取組の促進の観点から、オンライン活用のガイドラインを策定する。</p> <p>c 文部科学省は、社会変革を促すようなイ</p>	<p>a～c: 令和4年度措置</p>	<p>文部科学省</p>

		ノベーションを大学から発信できるよう、既存の学部の再編に大学が取り組みやすい環境を整備する。特に、学部ごとに異なる校舎面積・専任教員数については、デジタル活用や成長分野に対応した基準になるよう見直す。		
--	--	--	--	--

(3) 柔軟な働き方の実現に向けた各種制度の活用・見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	労働時間制度（特に裁量労働制）の見直し	<p>a 厚生労働省は、働き手がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる環境整備を促進するため、「これからの労働時間制度に関する検討会」における議論を加速し、令和4年度中に一定の結論を得る。その際、裁量労働制については、健康・福祉確保措置や労使コミュニケーションの在り方等を含めた検討を行うとともに、労働者の柔軟な働き方や健康確保の観点を含め、裁量労働制を含む労働時間制度全体が制度の趣旨に沿って労使双方にとって有益な制度となるよう十分留意して検討を進める。同検討会における結論を踏まえ、裁量労働制を含む労働時間制度の見直しに関し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 厚生労働省は、労働基準法上の労使協定等に関わる届出等の手続について、労使慣行の変化や社会保険手続を含めた政府全体の電子申請の状況も注視しつつ、「本社一括届出」の対象手続の拡大等、より企業の利便性を高める方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a：令和4年度中に検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b：令和4年度検討開始</p>	厚生労働省
6	既存の各種制度の活用・拡充	<p>厚生労働省は、労働者のキャリア形成に向けた自律的・主体的な活動を支援する観点も踏まえ、テレワークや副業・兼業、既存の労働時間制度、教育訓練休暇制度、選択的週休3日制度の活用促進のため、好事例を周知するとともに、これらの制度を活用している企業が求職者等に分かりやすく示される方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p>	令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

(4) 個人の自律的・主体的なキャリア形成の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	職務等に関する労働契約関係の明確化	<p>厚生労働省は、「多様化する労働契約のルールに関する検討会」の報告書を踏まえ、労働政策審議会においては、職務や勤務地を限定するなど多様な働き方を取り入れる企業が出てきているといった雇用をめぐる状況の変化も視野に入れ、個人の自律的なキャリア形成に資する予見可能性の向上等の観点から、労使双方にとって望ましい形で労働契約関係の明確化が図られるよう検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	令和4年度中に検討、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省
8	多様な働き手の長期的な	a 厚生労働省は、個人の能力開発・キャリア	a：令和4年措置	厚生労働省

	キャリア形成に向けた能力開発支援	<p>形成の目標が明確となるよう、各企業で職務に必要な能力・スキル等が明確化されることを求めるとともに、個人の学び・学び直しにより身に付けた能力・スキルについて適切な評価を行うことが望ましい旨を示した社会人の職業に関する学び・学び直しを促進するためのガイドラインを策定し、企業におけるこれらの取組を推進する。</p> <p>b 厚生労働省は、キャリアコンサルタントの質の向上に向けて、中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向けの研修を実施しているところ、個人が自身の長期的なキャリアパスについてのビジョンを持てるようなキャリアコンサルティングが着実に実施され、企業における活用が普及するよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 厚生労働省は、教育訓練給付制度について、雇用保険制度で実施している趣旨や給付の効果、受給者のニーズ等を踏まえ、必要な検証・検討を行う。</p> <p>d 厚生労働省は、これまで雇用保険制度においてキャリア形成支援施策を行ってきたが、多様な働き方が普及する中、フリーランス等雇用保険に加入できない働き方を選択する人が支援策の対象とならない制度上の限界を踏まえ、多様な働き手に対するキャリア形成支援について既存制度の利用を促進するとともに、支援の在り方について検討を行う。</p>	b: 令和4年度措置 c, d: 令和4年度検討開始	
9	求職者等のニーズに応える職業関連情報の提供	<p>厚生労働省は、個人の現在の能力と、これから就こうとする職務に必要なとされる能力に応じた教育訓練が受けられるよう、job tag（職業情報提供サイト（日本版 O-NET））において、民間企業が無料で提供しているデジタル関連の講座情報等を検索可能とするなど、各利用者の学び・学び直しにつながる実効性のある機能拡充について検討し、実施する。</p>	令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省
10	産業界や地域の実情に即した学び直しや能力開発の実現に向けた支援	<p>a 厚生労働省、文部科学省、経済産業省は、リカレント教育を総合的かつ効果的に推進するため、関係施策が産業界のニーズを踏まえてより実効性のあるものとなるよう、引き続き更なる連携強化を図る。</p> <p>b 厚生労働省は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）において、労使団体やリカレント教育を行う大学等を含む幅広い関係者による都道府県単位の協議会の設置について定めたところであるが、地域ごとのニーズに即応した実効的な職業訓練の実現を図るため、訓練内容について受講者や企業からの評価等を踏まえた効果検証及び見直しを継続的に行う。</p> <p>c 厚生労働省は、在籍型出向が個人の能力開発・キャリア形成に資することを踏まえて、引き続き、送り出し企業の負担軽減のた</p>	a~c: 令和4年度措置	a: 厚生労働省 文部科学省 経済産業省 b, c: 厚生労働省

		めの支援や地域在籍型出向等支援協議会などの取組を実施し、地域ごとの人材ニーズを踏まえた在籍型出向を促進する。		
--	--	--	--	--

(5) 求人者と求職者のマッチングに資する取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	雇用仲介制度の見直し	<p>a 厚生労働省は、職業安定法における「募集情報等提供」に該当しない雇用仲介サービスについて、法的位置付けを明確にする。この際、ICTを活用したサービスの進化が早いことを踏まえ、過剰な規制とならず有益なイノベーションを阻害しないよう留意しつつ、求人者・求職者が安心してサービスを利用できる制度となるよう見直しを行う。</p> <p>b 厚生労働省は、求職者がそれぞれの事情に応じて、適切なサービスを選択できるようにするため、令和4年3月に改正された職業安定法に基づき多様化する雇用仲介サービスの情報を正確に把握して、求職者に提供するとともに、優良な事業者が広く認知される方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 厚生労働省は、雇用仲介サービス事業者に、求職者等からの苦情に対応するために必要な体制の整備を義務付けるなど、求職者の保護を徹底するための方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 厚生労働省は、フリーランス等を対象とした雇用以外の仕事を仲介するサービスについて、雇用仲介サービスに類似する内容のものがあることに鑑み、雇用以外の仕事を仲介する事業者も、雇用仲介事業者に適用されるルールに倣って業務が行えるよう、丁寧な周知を行う。</p>	<p>a, c : 措置済み</p> <p>b, d : 令和4年度措置</p>	厚生労働省
12	求職者等のニーズに応える職業選択関連情報の提供	厚生労働省は、job tagについて、個人や民間企業等の意見や要望も踏まえ、賃金情報など求職者の職業選択に資する労働市場に関する情報の提供を強化する方策や民間の雇用仲介事業者との連携・協力の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。	令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

(6) 育児休業の取得促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	育児休業の取得促進	<p>a 厚生労働省は、育児休業制度の在り方に関する検討を的確に行うため、育児休業の取得期間の調査頻度について必要な見直しを行う。</p> <p>b 厚生労働省は、育児休業制度の在り方に関する検討を的確に行うため、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けについて、その実施の前後における育児休業の取得状況及び育児休業を取</p>	<p>a, c : 措置済み</p> <p>b, e : 改正育児・介護休業法施行後の実態を令和5年度秋に調査開始し、結果を得次第検討開始</p> <p>d, f : 令和4年度措置</p>	厚生労働省

	<p>得しない理由の変化等に関して把握・分析を行う。</p> <p>c 厚生労働省は、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けについて、各企業において確実かつ円滑に実施されるよう、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）の積極的な周知を行う。</p> <p>d 厚生労働省は、中小企業で働く労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、仕事と育児の両立支援のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」を活用し、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認等に関する好事例の提供や、各企業の課題を踏まえた効果的な手法の提案を行い、中小企業の状況や課題に応じた支援を行う。</p> <p>e 令和4年10月から導入される「産後パパ育休」について、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能となるが、厚生労働省は、それにより育児休業の取得状況等にどのような影響があったか、把握・分析を行う。</p> <p>f 厚生労働省は、仕事と育児の両立を支援するための取組を行っている企業の好事例に関して、既の実績を上げている企業だけではなく、実績を上げようと前向きな取組を行っている企業の好事例についても情報収集して公表するよう検討を行う。</p>		
--	---	--	--

(7) 保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）	<p>a 厚生労働省は、令和3年4月に制度の見直しが行われた短時間保育士の活用について、制度見直し後の短時間保育士の活用状況を把握し、必要な対応について検討を行い、結論を得る。</p> <p>b 保育所等に対する第三者評価の実施状況には地域差があることから、厚生労働省は、第三者評価の実施に当たっての現場レベルでの課題について把握・分析を行った上で、効果的な第三者評価が全国的に行われるよう、都道府県等による指導監査と異なり保育の質を一層高めるために行われるといった制度の意義や位置付けの周知を含め、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a: 令和4年度検討・結論</p> <p>b: 令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置</p>	厚生労働省

(8) 養育費の確保に向けた取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
15	養育費の確保に向けた取組	<p>a 法務省は、離婚時に養育費に関する債務名義の取得を容易にすることの是非、養育費支払義務者の住所地や所得等の情報をひとり親が法的手続を利用する際に容易に取得できるようにすることの是非など養育費の支払確保に向けて法制審議会家族法制部会において検討中の諸課題について、令和5年の通常国会における法案提出を目途に速やかに民事基本法制の見直しに関する検討を進める。</p> <p>この際、子どもの最善の利益を図るためには養育費の支払確保と安全・安心な親子の交流（面会交流）の実施に関する課題は併せて検討する必要があるとの考え方にも十分配慮する。</p> <p>b 内閣府、法務省及び厚生労働省は、以下の事項を含む養育費の確保に向けた施策の実現・充実策について協議する場を設け、それぞれ連携して検討に取り組み、一定の結論を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士等の専門家による支援、公正証書や民間ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争解決手続）の利用等について負担の軽減や機会の拡充を図るなど、養育費が適切かつ容易に取り決められるための方策 ・取立てに係る裁判費用の負担軽減や悪質な養育費不払への対応策等、ひとり親が養育費を受け取ることができるようにするための方策 ・養育費の立替払いや回収等についての公的支援の導入及び保証料補助等による民間の養育費保証契約の利用促進 <p>なお、上記検討に当たっては、ひとり親又は子どもが養育費支払義務者から暴力を受けているケースや、養育費支払義務者が自らの経済事情を理由に養育費の支払いを拒んでいるケースなど、ひとり親や子どもの置かれた状況は多様であり、状況に応じた適切な支援が求められることに留意する。</p> <p>c 内閣府は、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）を推進する立場から、上記b記載の検討を含め、必要な調整を行う。</p> <p>d 内閣府は、養育費について、子どものために当然支払われるべきものであるという認識を共有する社会を実現すべく、法務省及び厚生労働省と協力し、養育費の意義及び重要性について広く周知・広報を継続的に行っていく。</p> <p>e 法務省は、養育費の確保のための裁判手続について、法テラスにおいて、分かりやす</p>	<p>a：令和5年の通常国会を目途に法案提出</p> <p>b, c：令和4年度検討・結論</p> <p>d：令和4年度以降継続的に措置</p> <p>e～g：引き続き措置</p>	<p>a, e：法務省</p> <p>b, d, f, g：内閣府</p> <p>法務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>c：内閣府</p>

		<p>く効果的な情報提供を行う。また、育児等により平日日中に法テラスの事務所への来訪が難しいひとり親にも配慮し、弁護士会等の協力も得つつ、養育費に係る案件の取扱いや休日夜間の対応の可否等を記載した契約弁護士名簿の作成・公表の促進を図るとともに、養育費についての相談の機会を提供するなどして、相談に的確に対応する。</p> <p>f 内閣府、法務省及び厚生労働省は、養育費の確保に向けて、地方公共団体における部局間・関係機関間の連携やワンストップ・プッシュ型での情報提供・相談支援について、更なる充実に向けた取組を連携して推進する。</p> <p>g 内閣府、法務省及び厚生労働省は、養育費の確保に資する取組を行う地方公共団体を増やすため、好事例の横展開等の周知・支援策を連携して継続的に実施する。</p>		
--	--	--	--	--

(9) 放課後児童クラブにおける入所決定の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	放課後児童クラブにおける入所決定の在り方	<p>厚生労働省は、放課後児童クラブの入所決定の在り方について、在宅勤務者が利用申請した場合に、居宅外で就労している者が申請した場合と比して入所の優先度（利用調整指数）が低くなる取扱いをしている地方公共団体があることを踏まえ、保育所等の利用調整に関して発出された「多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて」（平成29年12月28日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）を参考に、居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって一律に点数に差異を設けること等はせず、家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で判断すべき旨の周知を、全国の地方公共団体に対して行う。</p>	令和4年度上期措置	厚生労働省

(10) 看護系人材の活用による待機児童解消の促進*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
17	看護系人材の活用による待機児童解消の促進	<p>0歳児が4人以上在籍する保育所及び認定こども園において看護師等を1人に限り保育士とみなすことができる措置に関して、保育士と看護師等が相互にフォローする体制を確保しつつ同一の場所で合同で保育に当たること、看護師等が乳児保育に関する知識経験を有する者であること等を要件として、0歳児の在籍人数を問わないような措置とすることについて、令和4年度中できるだけ早期に所要の措置を講ずる。</p>	令和4年度早期措置	内閣府 厚生労働省

(11) 柔軟な働き方を促進するための施策 *

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	柔軟な働き方を促進するための施策	年5日以内とされている時間単位年次有給休暇について、労働者アンケート調査におけるニーズや利用実態等を踏まえ、柔軟な働き方を促進するために必要な措置を検討し、令和4年度中に結論を得る。	令和4年度結論	内閣府 厚生労働省

(12) 「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施 *

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施	登録日から3年間は事業実施区域内でのみ有効となる地域限定保育士の資格を付与する特例措置及び株式会社を含む多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開について、今後の児童福祉法改正に向けて、令和4年度中に検討を行った上で中間的な議論の整理を行う。	令和4年度中に検討を行った上で中間的な議論の整理を行う	内閣府 厚生労働省

(13) 障害者雇用に係る雇用率算定の特例 *

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	障害者雇用に係る雇用率算定の特例	障害者雇用率の通算が可能な組合として有限責任事業組合（LLP）を追加する特例措置の全国展開について、令和4年6月頃に取りまとめられる労働政策審議会の意見書を踏まえ、速やかに所要の措置を講ずる。	労働政策審議会の意見書を踏まえ、速やかに措置	内閣府 厚生労働省

* … 国家戦略特区における取組

<医療・介護・感染症対策>

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る在宅での検査等の円滑化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	<p>質の確保された抗原定性検査キットの利用環境の整備</p>	<p>a 厚生労働省は、早期に、質の確保された新型コロナウイルス感染症の検査が簡便かつ円滑に実施可能となるよう、新型コロナウイルス抗原定性検査キット（以下「抗原定性検査キット」という。）を薬局で購入できることとする。また、薬局における抗原定性検査キットの陳列及び広告を可能とする。</p> <p>b 厚生労働省は、「研究用」などと称する医薬品医療機器等法未承認の抗原定性検査キットが薬局、ドラッグストア、ネット通販サイトなどで広く流通している現状に対して、偽陰性者による感染拡大、偽陽性による医療現場の混乱を防止するため、薬局、ドラッグストア等に対して、販売自粛を求めることを含め対応を早急に検討する。</p> <p>c 厚生労働省及び内閣官房は、ワクチン・検査パッケージに登録した飲食店やイベント事業者について、抗原定性検査キットを医薬品卸事業者からネット販売を通じて入手できることを明確化し、その旨を周知する。職場についても同様の対応を検討する。あわせて、同パッケージに登録していない飲食店やイベント事業者についても一定の要件の下、同様の取扱いを行う方向で検討する。</p> <p>d 厚生労働省及び内閣官房は、事業所内における感染拡大を防止する等の観点から、従業員が出勤前に体調を確認することができるよう、事業者が保有する抗原定性検査キットを、その利用経験等がある従業員が一定数持ち帰り、自宅等において利用することができることとする。</p> <p>e 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応として、抗原定性検査キットを薬局で購入することが特例的に可能となっている現状も踏まえ、抗原定性検査キットのOTC（Over The Counter：医師による処方箋を必要とせずに購入できる医薬品）化を検討する。その際、新型コロナウイルス感染症の治療に当たる医療機関を始め抗原定性検査キットを必要とする場合においてその不足が生じることのないよう留意するとともに、令和3年12月22日の厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードで課題とされた事項（検査結果を踏まえ適切な受診行動につなげるための情報提供の必要性）が、国民による抗原定性検査キットの利用が進んだ現状においてもなお維持されるか否かについても、検証を行う。</p> <p>f 厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性</p>	<p>a～d, f, g: 措置済み e: 引き続き検討を進め、令和4年度上期結論</p>	<p>a, b, e～g: 厚生労働省 c, d: 内閣官房 厚生労働省</p>

		検査キットの取扱いについて」(令和3年9月27日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・医薬・生活衛生局総務課事務連絡)に関し、無症状者が確定診断の目的ではなくセルフチェックの目的で抗原定性検査キットを検査の特性等を理解した上で、利用することは差し支えないことを明確化し、周知する。 g 厚生労働省は、薬局から抗原定性検査キットを購入する者に対する書面への署名の徴求について廃止を含め検討する。		
2	新型コロナウイルス感染症の検査・診療体制の整備	a 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の検査・診療体制を確保するため、医療機関が、学校や公民館等の空きスペースを活用して実施する巡回診療に関しては、「定期的」及び「継続」の要件について、柔軟に取り扱って差し支えない旨を明確化することとする。また、医療機関が所在する都道府県以外の都道府県においても巡回診療を実施する場合に、新たに診療所の開設手続を行うことなく巡回診療が実施できることとする。 b 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の検査体制を確保するため、車両等を用いた移動式の衛生検査所であっても、衛生検査所として登録できることを明確化する。また、複数の地方公共団体において検査を実施する場合に、一つの地方公共団体において手続を行うことで足りることとする。	a, b : 措置済み	厚生労働省

(2) 医療DXの基盤整備 (在宅での医療や健康管理の充実)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	オンライン診療・服薬指導の更なる推進	a 厚生労働省は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(以下「オンライン診療指針」という。)を改訂し、信頼性、安全性をベースに、「かかりつけの医師」やそれ以外の医師が初診に対応することができる場合について具体化を行う。改訂に当たっては、以下の事項を適切に盛り込む。 ・オンライン診療は、疾病や患者の状態によっては、対面診療と大差ない診療効果がある場合も存在し得ることをオンライン診療指針その他の関連文書(以下「指針等」という。)で明確化すること。また、初診からオンライン診療が可能となることを踏まえ、初診は対面診療が原則であるとの考え方を見直し、その旨を指針等に明記すること。 ・疾患や患者の状態によっては、オンライン診療のみで診療が完結する可能性があることを指針等で明確化すること。 ・「かかりつけの医師」に当たるかどうかについては、最後の診療からの期間や定期的な受診の有無によって一律に制限されるも	a, g, h : 措置済み b, c : 令和4年検討・結論 d, j : 令和4年度措置 e : (前段) 令和4年措置、(後段) 令和4年度措置 f : 引き続き検討を進め、令和4年度結論 i : 引き続き検討を進め、令和4年度上期措置	厚生労働省

	<p>のではないことを指針等で明確化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン診療を行う医療機関・医師と対面診療を行う医療機関・医師は、異なってもよいことを指針等で明確化すること。 ・医師がオンライン診療を実施するに当たり求められる診療計画について、診療録への記載とは別に作成することは必須ではなく、診療録に必要事項が記載されていれば足りるものであり、また、患者に対しては、所要の情報の口頭による提供で足りることを指針等で明確化すること。 ・診療前相談を効果的にかつ効率的に行うため、実際の診療前相談に先立って、医師の判断で、事前に電子メール、チャットその他の方法により患者から情報を収集することは可能であることを指針等で明確化すること。 <p>b 厚生労働省は、オンライン診療を実施するために必要な医療機関の情報セキュリティの確保のための方策について、オンライン診療の場合に対面診療に比べ厳格な情報セキュリティを求めることやオープンネットワークの利用を阻害するセキュリティ設計を前提とすることは合理性に欠けることを踏まえ、オンライン診療指針について必要な見直しを行うこととし、少なくとも次の事項についての見直しを含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報通信及び患者の医療情報の保管について十分な情報セキュリティ対策が講じられていることを、医師が確認しなければならないこととされていること。 ➢ P H R (Personal Health Record) を診察に活用する場合に、P H Rの安全管理に関する事項について医師がP H Rを管理する事業者を確認することとされていること。 ➢ 汎用サービスが端末内の他のデータと連結しない設定とすることとされていること。 ➢ チャット機能やダウンロード機能は原則使用しないこととされていること。 ➢ オンライン診療システム事業者がシステム全般のセキュリティリスクに対して責任を負うこととされていること。 <p>c 厚生労働省は、オンライン診療を実施する際の患者の本人確認の方法について、顔写真付きの身分証明書を有しない場合に2種類以上の身分証明書をを用いることとすることは対面診療に比べ厳格であることを踏まえ、健康保険証の提示など対面診療と同程度の厳格さによって本人確認を行うこととし、オンライン診療指針の所要の改訂を行う。</p> <p>d 厚生労働省は、令和3年6月の規制改革</p>	
--	--	--

実施計画を踏まえ策定するオンライン診療の更なる活用に向けた基本方針について、オンライン診療の現実の利用実態を踏まえたより実効的な内容となるよう、策定に当たっては、オンライン診療を受診したことのある者及び実施した経験のある医師の意見を踏まえるとともに、令和4年1月のオンライン診療指針の改訂に係る「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」における議論・経緯を踏まえ、当該基本方針の策定を行う。

e 厚生労働省は、オンライン診療の普及・促進の前提として、患者の安全を確保するため、診療内容等が適切でないと考えられる、オンライン診療を含む診療の実態を把握し、診療内容等が適切でないと考えられる事例について周知するとともに、患者の安全を確保するために必要な措置を講ずる。

f 厚生労働省は、通所介護事業所や公民館等の身近な場所での受診を可能とする必要があるとの指摘があることや、患者の勤務する職場においてはオンライン診療の実施が可能とされていることも踏まえ、デジタルデバイスに明るくない高齢者等の医療の確保の観点から、オンライン診療を受診することが可能な場所や条件について、課題を整理・検討し、結論を得る。

g 厚生労働省は、ADHD（Attention deficit hyperactivity disorder：注意欠陥多動性障害）治療薬に関する民間組織（厚生労働省の薬事承認条件に基づき設置）の事実上の規制により、オンライン診療指針に準拠したオンライン診療であっても必要な薬剤を入手できない現状に関し早急な是正を求める意見があることについて、当該民間組織に対して情報提供を行うとともに、オンライン診療指針との整合性も踏まえた運用となるよう検討を促す。

h 厚生労働省は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）及び関連通知の改正により、オンライン服薬指導についての新型コロナウイルス感染症を受けた特例措置（「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課・医薬・生活衛生局総務課事務連絡））の恒久化を実現する。具体的には、原則は対面による服薬指導となっているが、患者の求めに応じて、オンライン服薬指導の実施を困難とする事情の有無に関する薬剤師の判断と責任に基づき、対面・オンラインの手段のいずれによっても行うことができることとす

		<p>る。また、処方箋については、医療機関から薬局へのFAX等による処方箋情報の送付及び原本の郵送が徹底されることを前提に、薬局に原本を持参することが不要であることを明確化する。さらに、服薬指導計画と題する書面の作成は求めず、服薬に関する必要最低限の情報等の記載でも差し支えないこととする。加えて、薬局開設者が薬剤師に対しオンライン服薬指導に特有の知識等を身に付けさせるための研修材料等を充実させることとし、オンライン服薬指導を行うに当たって研修の受講は義務付けない。</p> <p>i 厚生労働省は、薬剤師の働き方改革等の観点を踏まえ、薬局に所属する薬剤師による薬局以外の場所（薬剤師の自宅等）におけるオンライン服薬指導について、実施可能な薬剤師や患者及び対象薬剤等を限定せず、薬剤師自身が実施可能と判断する場合には実施できることとする。</p> <p>j 厚生労働省は、医療用医薬品においてオンライン服薬指導が可能とされていることを踏まえ、要指導医薬品についてオンライン服薬指導の実施に向けた課題を整理する。</p>		
4	電子処方箋の普及及び医療分野における資格確認・本人確認の円滑化	<p>a 厚生労働省は、令和5年1月の電子処方箋システムの稼働をにらみ、紙処方箋から電子処方箋への迅速かつ全面的な転換を実現するため、電子処方箋システムの医療機関・薬局への導入及び電子処方箋システムの稼働に合わせ整備予定の処方・調剤情報のシステムへの登録数に関する年度ごと（令和5年度当初から毎年度）の数値目標を設定し、毎年度更新する。また、併せて毎年度の電子処方箋発行数を参考指標として公表する。</p> <p>b 厚生労働省は、電子処方箋の発行に必要な資格確認・本人認証の手段として、HPKI（Healthcare Public Key Infrastructure：保健医療福祉分野の公開基盤）以外にどのような方法があり得るか、医療機関による本人確認の活用やクラウド電子署名など幅広く、現場のニーズを踏まえて検討し、結論を得る。なお、検討に当たっては、現行の紙処方箋の実務においてその都度明示的な医師の資格確認が行われていない実情を踏まえつつ、紙に比べ電子処方箋が実務的に使い勝手が良いものとなるよう、医療機関・電子署名サービス提供事業者による医師の資格確認に際して、医師登録原簿を都度照会する必要はないこととし、円滑な運用ができることとする。</p> <p>c 厚生労働省は、電子処方箋の普及には医師が電子署名を行う際の負担を軽減する必要があることを踏まえ、医師がその所属する医療機関の電子カルテシステムを利用して電子処方箋を出力する場合に、当該医師が電</p>	<p>a：目標設定については令和4年度上期に措置、以降継続的に措置 b：措置済み c：令和4年度検討・結論 d：令和4年度上期検討・結論 e：引き続き検討を進め、令和5年1月までに措置</p>	厚生労働省

		<p>子カルテシステムの利用に当たって、医師であることの資格確認及び一定の本人確認が当該医療機関によって既に行われており、電子署名事業者が必要な際にその事実を確認できる場合には、電子署名事業者が当該医師に対して個別に改めての資格確認及び本人確認手続を行うことを要しないこととする方向で検討を行う。</p> <p>d 厚生労働省は、医療現場で利用される電子署名について、クラウド型電子署名等を利用しようとする医師が、当該クラウド型電子署名等の利用申込を行う際の本人確認手段として医師が自宅等から手続を完結できるようにするため、オンラインで完結可能な本人確認方法であるeKYC (electronic Know Your Customer) を活用できることとする方向で所要の検討を行う。</p> <p>e 厚生労働省は、上記bの結論を踏まえ、社会保険診療報酬支払基金が令和5年1月から運用を開始する電子処方箋システムについて、HPKI以外の資格確認・本人認証の方法に運用開始時から対応できるよう検討する。</p>		
5	患者のための医薬品アクセスの円滑化	<p>a 厚生労働省は、患者がその生活形態に合わせて円滑に薬剤を受領できることとする観点から、薬局において処方箋に基づき調剤された薬剤の患者への受渡しの方法について、駅やコンビニエンスストア等に設置される宅配ロッカー等を介して受渡しを行うことが可能であることを通知等により明確化し、周知する。</p> <p>b 厚生労働省は、新たに店舗販売業を行おうとする者が、店舗管理者要件を満たす登録販売者を円滑に確保することを可能とするため、現状、過去5年以内のうち「2年以上」かつ「1,920時間以上」の実務経験が必要とされる登録販売者に係る店舗管理者要件について、一定の追加的なオンライン研修などを条件としつつ、「2年以上」の要件を「1年以上」へと見直す。</p> <p>c 厚生労働省は、医薬品医療機器等法における店舗販売業の許可要件として、特定の場所に位置する店舗に陳列設備、貯蔵設備などの構造設備と、登録販売者などの有資格者の設置を求めている現行制度について、デジタル技術の利用によって、販売店舗と設備及び有資格者がそれぞれ異なる場所に所在することを可能とする制度設計の是非について、消費者の安全確保や医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、検討し、結論を得る。</p> <p>d 厚生労働省は、医療用医薬品から一般用医薬品への転用に関する申請品目（「医薬品の承認申請について」（平成26年11月21日厚生労働省医薬食品局長通知）の別表2-</p>	<p>a : 措置済み b : 令和4年度措置 c : 令和4年度検討開始 d : 令和4年度上期措置</p>	厚生労働省

		<p>(2) (以下単に「別表2-(2)」という。)の(4)に該当するもの)について、申請を受理したもののいまだ「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」で検討されていないものの有無を確認するとともに、令和2年度以前の申請に対していまだ結論が出されていないものについて、(ア)その件数、(イ)申請ごとに、その理由、(ウ) (イ)のうち厚生労働省及びPMDA (Pharmaceuticals and Medical Devices Agency: 独立行政法人医薬品医療機器総合機構)の事業者に対する指摘に対して事業者によって適切な対応が行われていないために審査が進まないとするものについては当該指摘の内容、(エ)申請ごとに、当該申請品目の成分に関して、海外主要国における一般用医薬品としての販売・承認状況及び承認年度を調査する。また、①既に別の一般用医薬品として承認された成分であるが、効能・効果・投与経路等の異なる一般用医薬品としての申請品目(別表2-(2)の(5)①から④まで及び(6)に該当するもの)及び②体外診断用医薬品から一般用検査薬への転用に関する申請についても、上記同様(ア)(イ)(ウ)(エ)について調査する。調査に当たっては、申請者に内容を確認し、同意を得る。</p>		
6	<p>家庭用医療機器において兆候を検出した疾病名の表示</p>	<p>a 厚生労働省は、医薬品医療機器等法の承認を受けたスマートウォッチその他の家庭用医療機器(医師による使用・管理を前提としない、家庭や職場に設置され使用される医療機器)によって兆候を検出した疾病名(現在罹患している又は将来罹患する可能性がある疾病名)を表示することが可能であることを明確にするためにガイドラインを作成する。その際、各種のバイタルデータに基づいて、現在罹患している又は将来罹患する可能性がある疾病名を表示する機器(以下「疾病名表示機器」という。)について、どのような場合が医薬品医療機器等法上の医療機器に該当するかを明確にするとともに、当該製品が使用者に提供する情報の臨床的意義が確立しているか、使用者自らが結果を解釈し、受診の要否の判断を含めて適切な行動に繋げられるか等の観点からの判断等が必要であることを具体的に記載する。あわせて、スタートアップが上記医療機器を開発し製造する可能性や不特定多数の利用が想定されること、当該機器には侵襲性がないことなどを踏まえ、開発者に過度な負担とならないよう配慮しつつ、製造販売後の情報収集の方法を明確化する。</p> <p>b 厚生労働省は、疾病名表示機器について、質の確保がされていない機器が広く流通することで、医療機関への不必要な負担が生じ</p>	<p>a, c: 令和4年度措置 b: 令和4年度検討・結論</p>	<p>厚生労働省</p>

		<p>たり、国民に無用な誤解・不安を与えることのないよう、必要な法的措置を検討する。</p> <p>c 厚生労働省は、個別の家庭用医療機器にその使用者が現在罹患している又は将来罹患する可能性のある疾病名を表示するに当たっての臨床的意義等について専門家と協議する場合、当該専門家や所属組織が当該家庭用医療機器のベンダーやその競争者など特定の企業との利益相反関係を有さないことを確認し、利益相反に該当する場合には議論に参加させない等の措置を講ずるとともに、当該協議の透明性を担保する観点から、協議の日時、相手先、協議内容等を記載した議事録を、当該医療機器の開発に係る情報等の秘密保持に留意の上、協議終了後速やかに公開する。</p>		
7	医療機器等の広告規制の見直し	<p>a 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、医薬品医療機器等法に基づく承認を受けたパルスオキシメータについて、令和4年年初を目途に販売店やインターネット等における広告を可能とするよう検討する。</p> <p>b 厚生労働省は、医家向け医療機器の広告規制の在り方について、単なる性能等の情報提供にとどまらない、適正・安全に使用するための注意事項等も含めた、一般人が機器の選択を行うために必要な情報提供の在り方について、一般人の使用による危害のおそれが小さい機器に関する広告の規制の必要性の有無や程度を含め、検討を行う。</p> <p>また、抗原定性検査キットのように、質の確保されていない製品が広く流通している実態も踏まえ、公衆衛生上悪影響を生じるおそれがある製品等について、その使用により国民が不利益を被ることのないよう、法令面を含め、必要な対応を検討する。</p>	<p>a : 措置済み</p> <p>b : (前段)引き続き検討を進め、令和4年度結論・措置、(後段)引き続き検討を進め、令和4年度結論</p>	厚生労働省

(3) 医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	薬剤師の地域における対人業務の強化（対物業務の効率化）	<p>a 厚生労働省は、患者への服薬フォローアップなど薬剤師の高度な薬学的な専門性をいかす対人業務を円滑に行い得る環境を整備するとともに、調剤の安全性・効率性の向上を図る観点から、薬局における調剤業務のうち、一定の薬剤に関する調製業務を、患者の意向やニーズを尊重しつつ、当該薬局の判断により外部に委託して実施することを可能とする方向で、その際の安全確保のために委託元や委託先が満たすべき基準、委託先への監督体制などの技術的詳細を検討する。検討に当たっては、以下の論点を中心に具体的検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託可能な調製業務の対象 	<p>a : 令和4年度検討・結論</p> <p>b : 令和4年度措置</p> <p>c : 令和4年度以降継続的に措置</p>	<p>a, b : 厚生労働省</p> <p>c : 公正取引委員会</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・委託先の範囲 ・委託元—委託先の役割分担及び責任関係の在り方（委託元薬局の薬剤師が故なく法的責任を負うことがないための配慮等を含む。） <p>b 厚生労働省は、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 3 号）に規定する薬局において配置が必要な薬剤師の員数に関する規制について、調剤業務の機械化や技術発展による安全性及び効率性の向上を踏まえ、薬剤師の対人業務を強化する観点から、規制の在り方の見直しに向け、課題を整理する。</p> <p>c 公正取引委員会は、薬局における調剤業務の関連市場及び隣接する市場において独占的又は寡占的な地位を有するプラットフォームその他の事業者が、その競争上の地位を利用して、内部補助等を通じ、不当廉売、差別対価その他の不公正な取引方法によって、地域の調剤薬局を不当に排除することがないように、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為が認められた場合には、厳正・的確に対処する。</p>		
9	医療人材の不足を踏まえたタスクシフト／タスクシェアの推進	<p>a 厚生労働省は、有料老人ホームにおいて看護職員が実際に現場で不安を感じないで医行為を実践できるよう、有料老人ホームにおける看護職員に対する研修等の取組事例を含め、円滑に医行為を実施している好事例について収集・整理を行い、有料老人ホームや地方公共団体等に周知徹底する。</p> <p>b 厚生労働省は、介護現場において実施されることが多いと考えられる行為を中心に、介護職員が行い得る「医行為ではないと考えられる行為」について、介護職員が実際に現場で不安を感じないで実践できるよう、具体的な整理を行った上で、介護現場や地方公共団体等に周知徹底する。</p> <p>c 厚生労働省は、在宅医療を受ける患者宅において必要となる点滴薬剤の充填・交換や患者の褥瘡^{じよくそう}への薬剤塗布といった行為を、薬剤師が実施することの適否に関し、その必要性、実施可能性等の課題について整理を行う。</p>	<p>a : 令和 4 年度措置 b : 令和 4 年度上期措置 c : 令和 4 年度検討開始・早期に結論</p>	厚生労働省
10	地域医療構想調整会議の透明性の向上等	<p>a 地域における医療提供体制の構築に当たっては、地域住民の協力が不可欠であることを踏まえ、厚生労働省は、各地方公共団体の地域医療構想調整会議について、議事運営の透明化を一層推進する観点から、原則的な議事公開及び協議内容等の公表を行うよう、引き続き地方公共団体に対して周知しつつ、働きかけの更なる強化を行う。</p> <p>b 厚生労働省は、医療法（昭和 23 年法律第</p>	<p>a, b : 令和 4 年度上期措置</p>	厚生労働省

		205号)において、「協議の場」として位置付けられている地域医療構想調整会議について、地域住民に必要な医療機関の整備に支障が生じることのないよう、地域にとって必要な医療提供体制を確保するために必要な事項について、議論の活性化を図り、協議で結論を得られるよう努めることを地方公共団体に対して周知を行う。		
11	社会保険診療報酬支払基金等における審査・支払業務の円滑化	<p>a 社会保険診療報酬支払基金の審査支払システムを最大限活用するため、現時点でコンピュータチェックにより完結しないこととなっている、AIによる振り分けの対象とならない目視対象のレセプト（入院レセプト等）について、AIによる振り分けの適用に向けた具体的な検討を行い、適用可能な部分について適用する。</p> <p>b 自動的なレポーティング機能を有効に活用するため、審査結果の差異の検証が完了しているか否かにかかわらず差異の分析が可能となるよう、差異のデータは、順次、一定数を定期的に公表する。</p> <p>c 厚生労働省は、より効果的・効率的な審査支払システムによる審査等のためには、紙レセプトはもとより、電子媒体による請求が行われている場合も含め、オンライン請求への移行を進める必要があることから、オンライン請求を行っていない医療機関等の実態調査を行うとともに、その結果も踏まえ、将来的にオンライン請求の割合を100%に近づけていくための具体的なロードマップを作成する。</p> <p>d 厚生労働省は、令和3年3月に取りまとめられた「審査支払機能の在り方に関する検討会」の報告書において令和4年度中に実施予定とされている、再請求等のオンライン化を確実に実施するため、具体的なオンライン化の時期を決定する。</p> <p>e 厚生労働省は、柔道整復療養費について、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みを検討するとともに、併せてオンライン請求の導入について検討を行う。</p>	<p>a：引き続き検討を進め、令和4年度措置</p> <p>b：継続的に措置</p> <p>c：令和4年度末別途措置</p> <p>d：令和4年度上期措置</p> <p>e：引き続き検討を進め、令和4年度上期結論</p>	厚生労働省
12	医療現場の負担軽減のための手続のデジタル化等	<p>a 厚生労働省は、厚生労働省が所管する法令等に基づき医療機関又は医師（以下「医療機関等」という。）が厚生労働省本省、その地方支分部局、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会若しくは地方公共団体に対して行う申請若しくは届出又は患者に対して行う交付の手続（以下「申請等手続」という。）について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年●月●日閣議決定）等を踏まえ、申請等手続を書面で行う場合の医師又は患者の当該書面への押印又は署名、当</p>	<p>a：令和4年措置</p> <p>b：引き続き検討、早期に結論</p>	厚生労働省

		<p>該書面の日本産業規格A列4番以外の大きさ又は白以外の色による作成等によって医療機関等に生じる負担を軽減するため、医療現場、地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえて相当の業務量が生じていると認められる申請等手続についてデジタル化（電子メールにより申請等手続を行うことを含む。）を進めるための工程表を作成する。当該工程表には、申請等手続のデジタル化のみならず、書面による作成を求める場合の医療機関等の負担軽減に関する方策を含むものとし、署名又は押印の廃止や、その廃止を困難とする場合に署名又は押印を印刷印影又は組織印に代えることの可否に関する内容を含むものとする。</p> <p>b 厚生労働省は、電子処方箋以外の医療現場での書類について、デジタル化によって、医療従事者の負担軽減等を実現する観点から、電子署名の要否等について整理を行う。</p>		
--	--	---	--	--

(4) 質の高い医療を支える先端的な医薬品・医療機器の開発の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	プログラム医療機器（SaMD）に関する承認審査等の見直し	<p>a 厚生労働省は、画像診断用途のSaMDについて、当該SaMDが実使用される臨床現場で現に行われている診断技術の水準を踏まえ、それらとの比較における有用性が審査上重要であることを明確にする。</p> <p>b 厚生労働省は、SaMDの承認後の追加学習を通じた有効性向上のためのアップデートなど一定範囲のアップデートについて、SaMDの上市後の機能向上が欧米諸国と同程度に確保され、臨床現場に恩恵をもたらすことを目指し、国際整合を踏まえつつ、アップデート後の有効性の状況をPMDAがあらかじめ開発事業者を確認できることなど一定の条件の下で、PMDAによる審査省略を含め審査の簡略化を検討する。</p> <p>c 厚生労働省は、類型ごと、対象疾患ごとに承認実績が存在するSaMDについて、早期に登録認証機関による認証に移行するよう、産業界の協力も得つつ、認証基準の策定及び改正を主体的に行う。あわせて、PMDAによる承認審査について、開発事業者の予見性を高めるために、あらかじめ審査のポイントに関する情報（有効性・安全性を評価するための試験条件や評価のポイント等）を整理・公表する。</p> <p>d 厚生労働省は、SaMDの上市が欧米諸国と同程度以上に円滑に進められるようPMDAの審査体制の強化を含め必要な取組を検討するために、国内のSaMD認証状況（件数や所要期間等）や海外のSaMD審査の実態把握に係る必要な調査を行う。</p>	<p>a：令和4年度措置 b：令和4年度結論 c：引き続き検討を進め、令和4年度措置、その後継続的に措置 d：引き続き検討を進め、早期に結論</p>	厚生労働省

14	プログラム医療機器（SaMD）の開発に関する医療機器製造業規制等の見直し	<p>a 厚生労働省は、SaMDの設計のみを行う製造事業者について、設計に関する業務の管理が適切に行われる体制を確保している限りにおいて、居宅など事業所以外での勤務を含め、責任技術者が登録を受けた所在地で勤務する必要はないことを明確化し、周知する。</p> <p>b 厚生労働省は、現行の医療機器等総括製造販売責任者の資格要件について、諸外国の状況も含めた実態の把握を行い、SaMDの適切な製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行うための課題を明らかにした上で、資格要件として定められている学歴に該当しない場合の対応として、オンラインでの研修等を含めて検討する。【再掲】</p>	<p>a：措置済み b：引き続き検討を進め、令和4年度結論</p>	厚生労働省
15	創薬等に向けた医療データの利活用の促進	<p>a 民間事業者や研究者が、医薬品等の治療のアウトカムを把握し、その効果・実態等の分析に活用することができるよう、厚生労働省と総務省は、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）について、統計法（平成19年法律第53号）との関係について整理した上で、死亡の時期や原因など、死亡した者に関する情報との連結が可能となるよう検討を行う。</p> <p>b 公正取引委員会は、令和4年2月に公表した官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書のうち、「ベンダーが合理的な理由なく、官公庁のシステムの仕様の公開やデータの引き継ぎを拒否したり、事実上拒否するのと同視し得る程度に高額なデータ移行のための費用を請求する場合等は独占禁止法上問題となるおそれがある」との考え方が官公庁以外の民間医療機関や医師会等が運営する医療介護連携システムなどについてもその旨が当てはまることを周知するとともに、独占禁止法に違反する行為が認められた場合には、厳正・的確に対処する。</p> <p>c 複数医療機関が連携して医療を提供する際や創薬開発等において、検査結果データは有用な情報であることから、現在、厚生労働省では、データヘルス改革に関する工程表に基づき、電子カルテ情報等の標準化を進めているが、既に採択されている、JLAC11コードを含む厚生労働省標準規格である（HS014）臨床検査マスターの普及のための方策を検討するとともに、二次利用の観点から有用な検査結果データの拡充について検討を行う。また、検査結果データは、使用する検査機器、試薬等によって検査値が異なることから、電子カルテ情報等の交換の仕組みが整備された後にマイナポータル等で自らが検査結果データを閲覧できるようになる時期を目途に、創薬等の目的のためにも、関係学会等の協力を得て、異なる検査機器等により</p>	<p>a, c：令和4年度上期検討開始、令和4年度結論 b：令和4年度措置</p>	<p>a：総務省 厚生労働省 b：公正取引委員会 c：厚生労働省</p>

		得られた検査結果データを比較可能なものとするような方策を検討する。		
16	治験の円滑化	<p>a 厚生労働省は、治験実施医療機関の医師等が、被験者に対して、治験に関する必要な説明を行い、同意の取得を非対面・遠隔で実施するための適切な方法やデータの信頼性確保等に関するガイダンスを策定する。策定に当たっては、国内外におけるオンライン技術を用いた治験の実施方法や各国のルール等に関する調査を踏まえたものとする。</p> <p>b 厚生労働省は、治験依頼者から被験者への治験薬の直接配送に関して、海外における取扱いの状況等の調査を実施の上、国際整合を踏まえつつ、実施の可否を検討する。</p> <p>c 厚生労働省は、DCT (Decentralized Clinical Trials: 分散化臨床試験) において必要となる被験者宅への訪問看護師を円滑に確保することを可能とするため、訪問看護師ステーションの活用のほか、治験施設支援機関 (SMO) に所属する看護師の活用を含め、治験実施医療機関に所属する看護師以外の看護師をどのように活用し得るかを整理し、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 厚生労働省は、DCTを含む治験の開始等に際して必要となるPMDAへの治験届出について、令和4年度に予定されているオンライン化に先立ち、電子メールによる提出をした場合の事後的な紙・電子媒体の提出を不要とすることについて検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a: 令和4年度措置</p> <p>b: 令和4年度検討・結論</p> <p>c: 令和4年度上期措置</p> <p>d: 措置済み</p>	厚生労働省

(5) 利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
17	特定施設（介護付き有料老人ホーム）等における人員配置基準の特例的な柔軟化	<p>厚生労働省は、ビッグデータ解析、センサーなどのICT技術の最大活用、介護補助職員の活用等を行う先進的な特定施設（介護付き有料老人ホーム）等において実証事業を実施し、現行の人員配置基準より少ない人員配置であっても、介護の質が確保され、かつ、介護職員の負担が軽減されるかに関する検証を行う。</p> <p>厚生労働省は、当該検証の結果を踏まえ、先進的な取組を行うなど一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化の可否について、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、論点を整理する。</p> <p>厚生労働省は、当該論点整理を踏まえ、同分科会の意見を聴き、当該特例的な柔軟化の可否を含めた内容に関する所要の検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。</p>	<p>(前段) 令和4年度措置、(中段) 令和4年度目途措置、(後段) 遅くとも令和5年度結論・措置</p>	厚生労働省
18	特別養護老人ホームにお	a 厚生労働省は、特別養護老人ホーム（以下	a: 令和4年度措置	厚生労働省

	<p>ける施設内の医療サービス改善</p>	<p>「特養」という。)における現行の配置医師(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第1号の規定等により特養に配置された医師をいう。)による医療の提供に関して、現行制度では、特養入所者の施設内における医療ニーズ(特に、特養入居者の急変時及び看取り時に要する配置医師又はその他の医師による訪問診療や往診、オンライン診療)に十分応えられておらず、当該規定において配置医師が行うこととされる「健康管理及び療養上の指導」の範囲の明確化や配置医師制度等の見直しなど所要の措置を検討すべきではないかとの指摘を踏まえ、特養における医療ニーズへの対応の在り方を検討するために、配置医師の実態(在宅療養支援診療所に所属している医師か否か、雇用実態、提供する医療の内容等)、特養における入居者の医療ニーズの具体的内容、入居者に対して現に行われている医療対応などについて必要な調査を実施する。</p> <p>b 厚生労働省は、当該調査結果を踏まえ、特養における必要な訪問診療、往診、オンライン診療について介護保険又は医療保険で適切に評価するなど、特養における医療ニーズへの適切な医療提供を可能とするための必要な措置について検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。その際、医療保険・介護保険制度への影響や患者負担への影響に留意するとともに、看取り期等の患者に対して本人が必要としない過剰な医療の提供がないよう留意する。</p>	<p>b: 令和5年度結論・措置</p>	
<p>19</p>	<p>介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減【再掲】</p>	<p>a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。</p> <p>なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。</p> <p>b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法</p>	<p>a, b, e, f : 令和4年度措置 c: (前段) 令和7年度措置、(後段) 令和4年度上期措置 d : 令和7年度措置</p>	<p>厚生労働省</p>

の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。

c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。

なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。

d 厚生労働省は、介護保険法の関係法令の規定に基づく介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。

e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無も含

		めて確認し、公表する。 f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールを明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。		
--	--	--	--	--

(6) その他

・無医地区における巡回診療に係る負担軽減*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	無医地区における巡回診療に係る負担軽減	無医地区における移動診療施設以外の施設を利用して行われる巡回診療について、受診機会の確保に取り組もうとする医師の負担軽減のために反復継続要件の緩和が求められている状況を踏まえ、医療法上の手続に係る負担軽減策を検討し、令和4年度中できるだけ早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。	令和4年度結論	内閣府 厚生労働省

・サービス付き高齢者向け住宅における有資格者等の常駐要件の見直し【再掲】

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
21	サービス付き高齢者向け住宅における有資格者等の常駐要件の見直し【再掲】	国土交通省及び厚生労働省は、原則として、夜間を除き、状況把握サービス及び生活相談サービスに従事する有資格者等に課された常駐要件について、入居者の安全・安心及び居住の安定を十分確保することを前提としつつ、デジタル技術活用などを踏まえた見直しの検討を行い、必要な措置を講ずる。	引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置	国土交通省 厚生労働省

* … 国家戦略特区における取組

<地域産業活性化>

(1) 個人事業主の事業承継時の手続簡素化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	個人事業主の事業承継時の手続簡素化	厚生労働省は、令和2年7月の規制改革実施計画に基づき、飲食店等の食品衛生法に定める32業種、理・美容業、クリーニング業及び旅館業における個人事業主の事業承継時の手続に関し、更なる簡素化を実現するために法律案を可能な限り速やかに国会に提出し、相続の場合と同等の簡素化を実現する。	可能な限り速やかに法案提出	厚生労働省

(2) 地方経済の課題解決や地方創生に資する民泊サービスの推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	地方における住宅宿泊管理業の担い手確保	国土交通省は、住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制の要件として、例えば所定の講習の受講修了者も新たに認めるなどの具体的な方策について、関係者とも連携しながら検討を行い、必要な措置を行う。	令和4年度検討・結論、令和5年度措置	国土交通省
3	申請手続の簡素化・オンライン化の推進等	a 観光庁及び厚生労働省は、ユーザー目線に立って、住宅宿泊事業の届出に必要とされる書類を精査し、可能なものから順次、廃止又は簡素化する。 b 観光庁及び厚生労働省は、民泊制度運営システムを改修し、住宅宿泊事業者による欠格事由に該当しないことを誓約する書面及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の安全措置に関するチェックリストの確認について、書類の添付ではなくチェックボックスへの直接入力を実現とする。 c 観光庁及び厚生労働省は、民泊制度運営システムを改修し、住宅宿泊事業者の届出に関する申請事項が入力された様式の電子ファイルを追加的にアップロードする必要がないように対応する。 d 観光庁及び厚生労働省は、地方公共団体が民泊に関連して独自に制定している条例の内容を調査し、その結果をホームページに掲載することを通じて、各条例の規定の趣旨を明確化し、地方公共団体にも調査結果を周知する。	a：引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置 b～d：措置済み	国土交通省 厚生労働省

(3) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	農林水産省は、地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。特に、意欲的な若者による農業ベンチャー等の更なる成長や、事業の拡大	令和4年措置	農林水産省

		を企図する農業者が自ら望む場合に、資金調達手段を柔軟に選択可能とするため、令和3年6月の閣議決定を踏まえ、食料安全保障を念頭に現場の様々な懸念を払拭する措置等を引き続き検討する。		
--	--	---	--	--

(4) 農地利用の最適化の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	農地利用の最適化の推進	<p>a 農林水産省は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、農業委員会の最適化活動の点検・評価等が確実に行われるようにフォローする。</p> <p>b 農林水産省は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、目標地図を含む地域計画については、省令で定める基準に適合するものであることとしているが、この地域計画の基準では、農村現場の実態を十分踏まえた上で、農業を担う者の考え方及び目標とする農地の集積、集約化その他の農地の効率的かつ総合的な利用の姿に関する事項を定めることとする。</p> <p>c 農林水産省は、各市町村における地域計画の策定の進捗をフォローするとともに、先進的な策定の取組事例を公表する。</p> <p>d 農林水産省は、地域の内外を問わず、新規参入者を含む候補者リストの作成が可能なデータベースの構築を進める。</p> <p>e 農林水産省は、農業現場で求められる農地情報や関係府省のデータベースが具備する機能（今後開発される機能を含む。）を確認しながら、農林水産省地理情報共通管理システム（以下「eMAFF 地図」という。）の活用が進むよう、他のシステムとの連携を随時進める。</p> <p>f 農林水産省は、複数の地方公共団体における実証の結果も踏まえ、農地台帳、水田台帳等の現場の農地情報と筆ポリゴン等の地理情報の紐付けを行う手法の改善を行いながら、令和5年度までに、全国のほとんどの地方公共団体で紐付け作業を完了させる。また、土地改良施設（ダム、堰、用排水路等）などの情報についても、eMAFF 地図にデータを組み込む方向性で検討し、令和5年度中に結論を得る。なお、eMAFF 地図による現場の農地情報の一元化を進めるに当たっては、農地情報を取り扱う行政手続に係る業務プロセスの見直しを行う。</p> <p>g 農林水産省は、全国農業会議所・都道府県農業会議と連携し、①エクセルを活用した複数筆の情報をまとめて入力できる機能の活</p>	<p>a, d, g : 令和4年度措置</p> <p>b: 令和4年度検討・結論・措置</p> <p>c : 法律の施行後順次措置</p> <p>e, h : 令和4年度以降順次措置</p> <p>f : 令和5年度措置</p>	農林水産省

		用、②リモートでの操作支援や巡回操作指導を徹底することにより、農業委員会によって農業委員会サポートシステムの農地情報が適切に更新されるようフォローする。 h 農林水産省は、農業現場において eMAFF 地図の活用が進むよう、eMAFF チャットツールを活用して現場の要望を随時把握し、その内容を踏まえ、地方公共団体、全国農業会議所等の関係機関と連携しながら、必要なシステム改修や制度の運用改善を行う。		
--	--	---	--	--

(5) 農業用施設の建設に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	農業用施設の建設に係る規制の見直し	農林水産省は、今期通常国会で農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、農業用施設及び農畜産物の加工・販売施設の設置について、地域の効率的な農地利用に配慮し、農業経営改善計画の認定制度を活用した農地転用許可手続のワンストップ化の措置を講ずる。あわせて、農地転用許可手続の負担を軽減するため、認定農業者が農地転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積（現行2a未満）の拡大や農畜産物の加工・販売施設への拡大について検討を行い、農地転用許可手続のワンストップ化の措置の施行に併せて必要な措置を講ずる。	令和5年上期措置	農林水産省

(6) 農地の違反転用等の課題

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	農地の違反転用等の課題	a 農林水産省は、農地の違反転用を是正するため、追認許可を行う場合の追認許可が認められる基準及びその適用の考え方について通知を発出し、農業委員会、都道府県知事等に周知する。 b 農林水産省は、長期未是正案件が解消に至った優良事例を取りまとめ、地方公共団体に周知するとともに、長期未是正案件について、継続的に是正の取組を行い、その解消に努めるよう指導通知を発出する。 c 農林水産省は、国土交通省と連携し、農地転用許可制度の遵守を徹底させるため、農地転用に関わる機会を有する主な事業者に対して当該制度を周知するとともに、建築確認申請に係る部局と農地転用許可申請に係る部局との連携の在り方について検討し、違反転用の発生防止・早期発見・早期是正に必要な措置を講ずる。 d 農林水産省は、経済産業省と連携し、農地転用許可制度の遵守を徹底させるため、農地転用に関わる機会を有する主な事業者に対して当該制度を周知するとともに、FIT認	a：令和4年措置 b：令和4年度上期措置 c～h：令和4年度措置	a, b, g, h：農林水産省 c：農林水産省 国土交通省 d：農林水産省 経済産業省 e：農林水産省 法務省 f：農林水産省 総務省

		<p>定に係る部局と農地転用許可申請に係る部局との連携の在り方について検討し、違反転用の発生防止・早期発見・早期是正に必要な措置を講ずる。</p> <p>e 農林水産省は、法務省と連携し、農地転用許可制度について、法務局における周知や関係団体を通じた周知を行うための措置を講ずる。</p> <p>f 農林水産省は、総務省と連携し、固定資産課税台帳に係る情報の農業委員会への提供について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）上の守秘義務との関係を整理した上で検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>g 農林水産省は、人工衛星画像を用いた違反転用の監視への活用可能性について、地方公共団体における導入に向け、実証実験を進め、その結果を踏まえ、地方公共団体での活用手順について検討を行う。また、違反転用に係る情報を農業委員会が効率的に集約し、効果的な監視活動を行うためのデジタル技術の普及について検討する。</p> <p>h 農林水産省は、「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」（令和 4 年 3 月 31 日付 3 農振第 3013 号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、地方公共団体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、フォローアップ調査を行う。</p> <p>【再掲】</p>		
--	--	---	--	--

(7) トラクターの公道走行に係る手続の簡素化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	トラクターの公道走行に係る手続の簡素化	<p>a 国土交通省は、農林水産省と連携し、農業者に対して、特殊車両通行許可の手続負担やオンライン申請の課題などに関するヒアリング調査を実施し、調査結果を取りまとめる。</p> <p>b 国土交通省は、a のヒアリング調査の結果を踏まえ、特殊車両通行許可において、複数車両の一括許可や、エリア等を限定した包括的な許可の仕組みを検討するなど、農業の現場実態に即した手続となるよう申請の在り方を見直し、必要な措置を講ずる。また、特殊車両通行許可申請における農業者の負担を軽減するため、農林水産省は、農耕トラクター等の型番に紐付く車両諸元情報の一覧を作成・管理し、国土交通省は、各道路管理者へ情報展開することで、農業者が申請しやすい環境を整備する。</p> <p>c 国土交通省は、a のヒアリング調査の結果を踏まえ、特殊車両通行許可のオンライン申請システムにおいて、農耕トラクター等の型番に紐付く車両諸元情報の一覧を活用し、農</p>	<p>a : 措置済み</p> <p>b : (前段) 令和 4 年度措置、(後段) 措置済み</p> <p>c, d : 令和 4 年度措置</p> <p>e : (前段) 令和 4 年度措置、(後段) 措置済み</p>	<p>a, b, e : 国土交通省 農林水産省</p> <p>c, d : 国土交通省</p>

		<p>業者の車両諸元情報の入力手続を簡便化するための方策を検討する。</p> <p>d 国土交通省は、aのヒアリング調査の結果を踏まえ、特殊車両通行許可のオンライン申請システムにおいて、農機等を装着・牽引する農耕トラクターを想定したプルダウンメニューの追加など、農業者の申請環境を改善するための必要なシステム改修を実施する。あわせて、農業者の手続負担の軽減及び利便性向上のため、過去に申請許可された経路データを蓄積・活用し、未収録路線の削減に向けた取組等を進めるとともに、地方公共団体へのオンライン申請が可能となるよう、地方公共団体に対して自治体申請システムの導入促進に関する周知を徹底するなど、連携を行う。</p> <p>e 国土交通省及び農林水産省は、農業者の特殊車両通行許可制度の認知及び理解を促進し、現場への浸透を図るため、販売店チャネル等を活用し、積極的な制度周知を行う。また、国土交通省は、各道路管理者が農業者に対して、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元情報の記載のあるカタログ等を添付書類とすることができることや不必要な書類提出を求めないことを再度周知徹底する。</p>		
--	--	---	--	--

(8) 牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革	<p>a 農林水産省は、酪農・乳業に関わる全ての関係者に対して、新たに作成した「生乳の適正取引推進ガイドライン」や「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」のパンフレットが認知されるよう周知徹底を図るとともに、公正取引委員会と連携して、研修や説明会を開催し、ガイドライン等の内容の浸透や相談窓口の周知など、不適正な取引の発生を防止するための取組を行う。なお、研修や説明会は、指定生乳生産者団体や農業協同組合と共催するなどのほか、独占禁止法等の遵守について、組織の代表者が対外的なメッセージの発信を行うよう指導する。</p> <p>b 農林水産省は、酪農家や乳業メーカー等への直接アンケートなどにより、ガイドライン等の浸透状況の定量的な把握や、生乳取引の実態把握を行い、必要に応じてガイドライン等の見直しを行う。</p> <p>c 農林水産省は、全国実態調査の結果を活用し、平成30年の制度改正を受けた酪農家の取引行動の変化等を分析・把握し、研修や説明会等において、分析結果の共有や好事例の横展開を行う。</p> <p>d 農林水産省は、高齢化や人口減少等を踏まえた中長期的な将来の市場動向や需給変</p>	令和4年度措置	<p>a：農林水産省 公正取引委員会 b～d：農林水産省</p>

		化も踏まえつつ、新たな補給金制度の下、需要拡大、乳業メーカーによる指定生乳生産者団体に限らない調達ルートを通じた多様な酪農家との積極的な取引、乳業メーカー等における需給調整力強化等の生乳需給のミスマッチの解消を後押しする方策や、6次産業化、差別化等の牛乳・乳製品の市場活性化や価値向上の方策を検討し、必要な措置を講ずる。		
--	--	--	--	--

(9) 畜舎に関する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	畜舎に関する規制の見直し	<p>a 農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎の利用に関する利用基準を遵守することで、構造等に関する技術基準を建築基準法の基準より緩和しても安全性が担保できるという畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）の考え方を踏まえ、新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等を追加することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。</p> <p>b 総務省は、上記の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a：令和4年度上期検討・結論、令和4年度措置</p> <p>b：aの結論を踏まえて、令和4年度下期必要に応じて検討</p>	<p>a：農林水産省</p> <p>国土交通省</p> <p>b：総務省</p>

(10) 林業の成長産業化に向けた改革の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	森林経営管理制度	<p>a 農林水産省は、森林経営管理制度の取組を進め、森林の集積・集約化目標を達成するため、各年のKPIを設定し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 農林水産省は、所有者不明森林について、探索や公告等により経営管理権を設定する特例措置を行う市町村の実施に向けた障害要因を取り除くため、法律の専門家を交え、特例措置活用の方針や留意点等を整理したガイドラインの作成、探索のノウハウや工程等の知見の調査・整理を実施し、市町村に対して丁寧に説明や周知を行う。</p> <p>c 農林水産省は、森林所有者を特定するための固定資産課税台帳等の公的書類の内部利用について、適切かつ有効に運用されるため、市町村における活用状況を調査し、現場目線の課題を把握した上で、優良事例の横展開や助言・指導を行う。</p>	令和4年度措置	農林水産省
12	国産材の利活用	<p>a 農林水産省は、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）で定める建築用材等における国産材利用量の目標を踏まえ、</p>	<p>a：令和4年上期措置</p> <p>b：(前段)措置済み、</p>	<p>a, b：農林水産省</p> <p>c：農林水産</p>

		<p>関係府省と連携し、国産材の需要拡大のためのロジックツリーを明らかにした上で、KPIを設定する。また、KPIは、有識者の知見の活用や適切なデータ収集方法の確立により、リノベーション等の新たな分野を含めて、需要拡大に必要な項目を精査し、設定する。</p> <p>b 農林水産省は、木材製品単位のJAS (Japanese Agricultural Standard) 認証を可能とするため、破壊検査をせずとも含水率を計測可能な手法について、FAMIC (Food and Agricultural Materials Inspection Center: 独立行政法人農林水産消費安全技術センター) 等による試行的な実証実験を実施し、実験結果を踏まえて、木材製品単位のJAS認証の導入に向けた必要な措置を講ずる。</p> <p>c 農林水産省は、CLT (Cross Laminated Timber: 直交集成板) の利用拡大のため、国土交通省と連携して、基準強度に新たに7層7プライの区分追加を行うための取組を進め、試験データを速やかに国土交通省に提供する。また、9層9プライについても、令和5年度までに必要な試験を行い、試験データを確認した上で、国土交通省に提供し、区分追加に向けた取組を行う。</p> <p>d 国土交通省は、防耐火構造の大臣認定に係る性能評価の迅速化のため、指定性能評価機関の指定条件の周知や積極的な機関指定申請を促すなど、試験炉の混雑解消に向けた方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>(後段)令和4年度上期措置 c: (前段)措置済み、(後段)令和5年度措置 d: 措置済み</p>	<p>省 国土交通省 d: 国土交通省</p>
13	高性能林業機械の導入促進	<p>a 国土交通省及び農林水産省は、ホイール型林業機械の導入を促進するため、海外の使用実績を調査し、国内において想定される使用形態を整理する。国土交通省は、結果を踏まえて、農林水産省と連携し、新たなカテゴリーの設定を含めた道路運送車両法(昭和26年法律第185号)体系における当該林業機械の位置付け等について検討を行い、灯火器等の着脱、車両の高さや重量、輸送物などの当該林業機械の特性を踏まえつつ、公道走行を実現するための保安基準等の見直しを行う。また、本取組を着実に進めるため作成した工程表について、調査結果及び検討結果を踏まえて必要な更新を行う。</p> <p>b 農林水産省は、警察庁と連携し、ホイール型林業機械の導入を促進するため、林業事業者の免許に関するニーズや課題、免許取得の実態等を調査する。その上で、警察庁及び農林水産省は、調査結果を踏まえ、林業事業者が林業機械を運転するための免許を円滑に取得できるよう検討を行い、必要な措置を講ずる。また、本取組を着実に進めるため作成した工程表について、調査結果及び検討結果</p>	<p>a~c: 令和4年度以降可能なものから順次措置 d: 措置済み</p>	<p>a: 国土交通省 農林水産省 b: 農林水産省 警察庁 c: 国土交通省 警察庁 農林水産省 d: 農林水産省 国土交通省 警察庁</p>

		<p>を踏まえて必要な更新を行う。</p> <p>c 国土交通省、警察庁及び農林水産省は、相互に連携し、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者が、事前に道路の構造物の高さや幅等の情報を把握し、申請経路の確認や大型林業機械の導入検討に活用できるよう、既存の公開情報について周知するとともに、大型林業機械の走行・運搬に必要な道路について、道路構造物等の情報を公開するための方策を検討し、必要な措置を講ずる。また、本取組を着実に進めるため作成した工程表について、検討結果を踏まえて必要な更新を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省は、林業事業者からの要望を把握し、大型林業機械の走行・運搬に必要な道路を特定し、国土交通省及び警察庁に情報提供を行う。 ・国土交通省は、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者の負担軽減のため、道路管理者が現場写真等の現地調査確認書を提出させる場合には申請者の負担を十分に考慮するよう道路管理者に周知するとともに、過去に申請許可された経路データを蓄積・活用し、申請経路の確認や大型林業機械の導入検討に活用できる情報の公開、未収録路線の削減に向けた取組等を進める。 ・警察庁は、農林水産省からの情報を踏まえ、大型林業機械の運搬に必要な道路上における信号機及び道路標識の設置状況を把握し、効果的かつ効率的に必要な情報を公開するための方策について、農林水産省とともに検討を行い、必要な措置を講ずる。 <p>d 農林水産省は、国土交通省及び警察庁と連携し、林業事業者に対して、ホイール型林業機械及び大型林業機械の導入を前向きに検討できるよう、制度概要や各種申請手続、必要な提出書類等を、分かりやすい動画を作成する等の方法により、積極的に情報提供を行う。</p>		
--	--	--	--	--

(11) 改正漁業法の制度運用（資源管理）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	改正漁業法の制度運用（資源管理）	<p>a 農林水産省は、令和5年度までのTAC (Total Allowable Catch) 魚種の拡大に向けた「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を着実に実施する。</p> <p>b 農林水産省は、冷凍カツオにおいて、水揚げされた漁獲物が未計量のまま搬出され、適正な漁獲報告が行われない事態が発生したことを受けて、同様の事態が生じないように、冷凍カツオが水揚げされる漁港及び産地市場においては、焼津と同じ取組がなされるよ</p>	<p>a: 令和5年度措置 b, d, e: 令和4年度措置 c: 令和7年度までに措置</p>	農林水産省

	<p>うに、必要な措置を講ずる。また、トラックスケールの設置及び当該トラックスケールの通過を担保するための看板設置による動線整備、市場の出入口等への監視カメラの設置、高度衛生管理の閉鎖場内で計量から入札まで電子的に行う水揚げ作業の機械化の取組を、全国の漁港及び産地市場における好事例として横展開を図る。</p> <p>c 農林水産省は、国際的に資源管理の強化が求められるTAC魚種について、地域や漁業種類により異なる水揚げの実情を踏まえつつ、適正な数量管理を行うための報告等の適格性を担保するため、違法に採捕された漁獲物の市場流通を防止するための方策について検討を行い、遅くとも令和7年度までに必要な措置を講ずる。</p> <p>d 農林水産省は、産地市場における水揚げ情報を電子的に収集する体制の構築に向けて引き続き取り組むとともに、ICTやAI等のデジタル技術の導入により、収集した漁獲量情報を国や都道府県の漁業管理当局内部で共有・活用する。</p> <p>e 農林水産省は、収集された漁獲量情報（具体的な漁獲地点の情報を除く。）の一部を個人・法人情報に配慮しつつ公表することにより、資源評価や未利用資源の開発など民間の技術・知見の活用を促進する方策について、検討を行う。</p>		
--	--	--	--

(12) 漁業者の所得向上に向けた漁協のガバナンス強化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
15	漁業者の所得向上に向けた漁協のガバナンス強化	<p>a 農林水産省は、「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」に基づき、近年の民間企業の取組を参考に、漁業協同組合（以下「漁協」という。）の規模等に応じて、コンプライアンス担当役員及び代表理事を長とするコンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス・マニュアルの策定・改定、法令等遵守等の研修の実施、役職員の当事者責任及び監督責任の取り方の明確化、内部通報窓口の設置、内部監査の実施、問題発生時の対処要領等の策定など、実効性ある監督体制の構築について、指導監督を行う都道府県と監査を行う全国漁業協同組合連合会の連携を促しつつ、漁協の法令遵守体制の整備を図るため助言又は指導を行う。</p> <p>b 農林水産省は、公正取引委員会と連携し、不公正な取引とは何かを漁業者等に周知するため、パンフレット等に、漁協の販売事業は組合員自らの自由意思に基づいて利用するものであることや漁協が組合員に対して漁協の事業の利用を強制することは独占禁</p>	<p>a：令和4年度措置 b：（前段）令和4年度措置、（後段）令和5年度措置 c～e, g, h：令和4年度措置 f：令和5年度措置</p>	<p>a, e～h：農林水産省 b, c：農林水産省 公正取引委員会 d：公正取引委員会</p>

		<p>止法上問題となるおそれがある旨を明記する。</p> <p>また、農林水産省は、漁協が独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、都道府県に対して漁協を指導する旨助言する。</p> <p>c 農林水産省は、独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われていないかについて、漁業者に対してアンケートを実施し、漁協が客観的な評価を受ける仕組みを構築する。アンケート結果を踏まえ、必要に応じて、要因分析を行い、都道府県に対して改善策を検討するよう助言する。また、アンケート結果を公正取引委員会と共有する。</p> <p>d 公正取引委員会は、アンケート結果に限らず、漁協による独占禁止法に違反する行為が認められた場合には排除措置命令等、違反のおそれや違反につながるおそれがある場合には警告・注意を行うなど、迅速かつ厳正・的確に対処する。</p> <p>e 農林水産省は、漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口について、全漁業者が認知できるよう、様々な案内を行い、周知徹底を図る。</p> <p>f 農林水産省は、上記 a～e の取組による現場での浸透度合いの成果の調査を行い、調査結果を踏まえて、翌年度の取組に反映する。</p> <p>g 農林水産省は、令和3年6月の規制改革実施計画に記載された「漁業者の所得向上へのシナリオが見える漁協のKPIの設定」の趣旨を踏まえ、漁協が、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮を行うべく、経営状況の改善に関する取組を促すためにKPIを設定する際に参照すべきアクションプランを、漁業実態等に精通した有識者の意見を聞いた上で、作成し、漁業者団体を通じて、その取組を促進する。</p> <p>h 農林水産省は、漁業者の所得向上と漁協の収益向上につながる産地市場の活性化に向け、買参人の新規参入、販売経路の拡大など市場開設者の取組を促進するために必要な措置を講ずる。</p>		
--	--	---	--	--

(13) 水産流通適正化法の制度運用等

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	水産流通適正化法の制度運用等	a 農林水産省は、データ形式等の標準化及び「漁獲番号等伝達システム」の構築等に加え、デジタル庁と連携して、令和5年10月の消費税インボイス制度への移行に併せて、デジタルインボイスと漁獲番号等のデータ連	a : 令和4年措置 b～d: 令和4年度措置	a : 農林水産省 デジタル庁 b～d : 農林水産省

	<p>携等を行う。あわせて、漁業者及び事業者に対して消費税インボイス制度及びデジタルインボイスと漁獲番号等の連携について周知し、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。）による漁獲番号等の伝達等に係る手続のデジタル化を推進する。</p> <p>b 農林水産省は、①漁業者及び事業者がスマートフォン等で簡易に「漁獲番号等伝達システム」を利用し、漁獲番号等の伝達や漁獲番号を荷口番号化する際の自動採番等ができる仕組みを構築する、②漁獲番号や魚種など必要な情報のデータ形式等の標準化を行う等により、デジタル完結・自動化原則等のデジタル原則を踏まえつつ、水産流通適正化法の運用におけるデジタル化の実効性を担保する措置を講ずる。</p> <p>c 農林水産省は、自主的な水産物のトレーサビリティを含め、ICTの活用等により、高付加価値を創出したい漁業者及び事業者の取組を促進するため、「バリューチェーン改善促進事業」等の活用やモデル事例の全国的な横展開等について、検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 農林水産省は、倫理的消費に関する動向も踏まえて、適切な資源管理の下で漁獲された水産物であることを消費者が認識し、選択的に購入できるよう、水産エコラベルに関する第三者認証制度の仕組みの推進について、必要な措置を講ずる。</p>		
--	---	--	--

(14) 企業の農地取得特例 *

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
17	企業の農地取得特例	養父市において活用されている法人農地取得事業については、政府として現在実施している当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査結果に基づき全国への適用拡大について調整し、令和4年度中に結論を得て、必要な法案を提出する。	令和4年度結論を得て、必要な法案を提出	内閣府 農林水産省

(15) 農地の適切な利用を促進するための施策 *

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	農地の適切な利用を促進するための施策	<p>a 令和4年に成立した改正農業経営基盤強化促進法等の実施状況をフォローし、令和7年度の本格施行に向け、農地の適切な利用を促進するために必要な施策を講ずる。</p> <p>b また、農地所有適格法人が円滑に資金調達を行い農業経営を発展させていくための方策については、令和3年6月の規制改革実施計画を踏まえ、食料安全保障を念頭に現場</p>	<p>a : 令和4～6年度措置</p> <p>b : 令和4年措置</p>	内閣府 農林水産省

		の様々な懸念を払拭する措置等を引き続き検討する。		
--	--	--------------------------	--	--

(16) 土地利用の最適化を促進するための施策 *

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	土地利用の最適化を促進するための施策	我が国の国際的な拠点である成田空港の機能強化に向けて必要な物流施設の投資促進等のため、空港周辺の農用地域内に施設を迅速に計画・整備しようとする事業者が農振除外・農地転用の見通しを高められるよう必要な措置を令和4年度内に検討し、所要の措置を講ずる。	令和4年度結論・措置	内閣府 農林水産省

(17) 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁 *

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁	地域限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目の一部免除を観光庁長官が実施する研修を修了した者に認める特例措置について、令和4年度中に見直すとともに、令和5年度に全国展開するため、関係業界への周知等を行う。	令和4年度に試験の運用見直しを実施し、関係業界に周知等を行い、令和5年度措置	内閣府 国土交通省

* … 国家戦略特区における取組